

大 分 類	図書・資料
中 分 類	図書・資料
名 称 (小分類)	平成28年検察月報
作成・取得年度等	平成28年度
保 存 期 間	5年
保存期間満了日	H34.3.31
保 存 期 間 満 了 時 の 措 置	廃棄
管 理 部 署	最高検察庁企画調査課

庁 用
平成28年 1 月

検 察 月 報

第706号

外 国 法 制

通信・会話傍受の制度とその運用の実情について

……………千葉地方検察庁（現高松地方検察庁）検事 堀田さつき… 3

参 考 資 料

1 ロサンゼルス郡検事局における在外研修報告……………刑事局総務課… 65

2 平成26年度検事の外部派遣について……………刑事局総務課… 84

法 施 行 情 報

不正競争防止法の一部を改正する法律……………101

会 同 記 録

全国次席検事会同……………刑事局総務課…103

雑 報

1 国会の動き……………109

2 刑事局の動き……………111

目 次

外 国 法 制

通信・会話傍受の制度とその運用の実情について

.....千葉地方検察庁（現高松地方検察庁）検事 堀田さつき... 3

参 考 資 料

1 ロサンゼルス郡検事局における在外研修報告.....刑事局総務課... 65

2 平成26年度検事の外部派遣について.....刑事局総務課... 84

法 施 行 情 報

不正競争防止法の一部を改正する法律.....101

会 同 記 録

全国次席検事会同.....刑事局総務課...103

雑 報

国会の動き.....109

刑事局の動き.....111

外国法制

通信・会話傍受の制度とその運用の実情について

……………千葉地方検察庁（現高松地方検察庁）検事 堀田さつき… 3

フランスにおける通信・会話傍受の制度とその運用の実情について

千葉地方検察庁(現高松地方検察庁) 検事 堀田さつき

第1 はじめに

本職は、平成27年1月から同年7月まで、人事院短期在外研究派遣員としてフランスに滞在し、司法省管轄の国立司法学院(Ecole Nationale de la Magistrature)において、フランス司法制度に関する研修を受けるとともに、パリ大審裁判所(検事局、予審判事執務室、判決裁判所)などにおいて、フランスにおける通信・会話傍受の制度とその運用の実情について調査研究する機会を得た。本稿は、その調査研究の結果をまとめた報告書である。

在外研究中は、フランスの司法官(裁判官・検察官)及びパリ警視庁所属の警察官らにお世話になったほか、在仏日本大使館の杉原隆之一等書記官(当時)には、折に触れて貴重なご意見を頂いた。改めて、厚くお礼申し上げたい。

第2 フランスの刑事司法制度の概要

1 犯罪の区分

フランスでは、犯罪は、法定刑の軽重に応じて、重罪、軽罪及び違警罪の3類型に区分される(刑法典111-1条)。以下、第一審の手続について述べる。

重罪(crime)は、法定刑が無期拘禁刑(懲役又は禁錮)又は、短期10年以上長期15年以上30年以下の有期拘禁刑に当たる犯罪である。予審が必要的に行われ、参審制を採用する重罪院において、職業裁判官3名及び参審員6名の裁判体により審理される^{*}。

軽罪(délit)は、法定刑が長期10年以下の拘禁刑又は3,750ユーロ以上の罰金刑等^{**}に当たる犯罪である。予審が任意的に行われ、軽罪裁判所において、原則として職業裁判官3名の合議体により審理され、法律が特に定めた軽微な犯罪については、職業裁

*1 なお、第二審は、職業裁判官3名及び参審員9名の裁判体により審理される。

*2 拘禁刑の代替刑などとして、日数罰金(jours-amendes: 一日あたりの罰金刑が定められ、360日を超えない期間、国庫に罰金を納めるもの。刑法典131-5条)、市民意識啓発研修(stage de citoyenneté: 被告人の同意を条件に、寛容さ、人間の尊厳について研修を受けさせ、社会復帰を支援するもの。刑法典131-5-1条)、公益奉仕労働(travail d'intérêt général: 拘禁刑の代替刑又は執行猶予付き判決の付随処分として、公益団体等で労働を行うもの。刑法典131-8条)、被害者への補償(刑法典131-8-1条)などがある。

判官1名により審理される。

違警罪 (contravention) は、法定刑が1,500ユーロ以下 (累犯の場合3,000ユーロ以下) の罰金刑等に当たる犯罪であり、予審が行われるのは例外的であり、違警罪裁判所又は近隣裁判所において、裁判官 (職業裁判官又は非職業裁判官) 1名により審理される。

重罪、軽罪及び違警罪の概要は、以下のとおりである。

	重罪	軽罪	違警罪
法定刑	○無期拘禁刑 ○短期10年以上長期15～30年の有期拘禁刑	○長期10年以下の拘禁刑 ○罰金刑等	○罰金刑等
第一審裁判所	重罪院 (職業裁判官3名及び参審員6名)	軽罪裁判所 (職業裁判官3名又は1名)	違警罪裁判所又は近隣裁判所 (職業裁判官又は非職業裁判官1名)
予審手続	必要的	任意的	例外的
公訴時効	10年 (例外あり)	3年 (例外あり)	1年
刑の時効	20年	5年	3年
具体例 (括弧内は法定刑)	殺人・強姦を伴う拷問・野蛮行為 (無期), 故意による殺人 (30年), 15歳未満の者に対する7日間以上の略取・監禁 (30年), 強姦致死 (30年), 組織集団による麻薬密輸入 (30年, 750万€), 強盗 (20年, 15万€), 強姦 (15年)	麻薬取引 (10年, 750万€), 売春あつせん (7年, 15万€), 詐欺 (5年, 37万5,000€), 過失致死 (3年, 4,500€), 窃盗 (3年, 4万5,000€), 8日を超える労働不能を引き起こす暴行 (3年, 4万5,000€), 無免許運転 (1年, 1万5,000€)	暴行 (750€) 赤信号無視 (750€)

2 証拠収集手続（捜査・予審）

(1) 捜査

フランスでは、司法警察職員（司法警察員及び司法巡査の総称であり、主に、警察官及び憲兵隊員。）が、検察官の指示の下、捜査を行う。検察官は、取調べなどの捜査を自ら行うことはなく、司法警察職員に対し、電話や直接会う方法により、捜査を指示し、その監督の下、捜査を行わせる。司法警察職員は、全ての事件について、捜査開始後間もなく、検察官に電話連絡し、身柄拘束の継続の可否や捜査事項などについて具体的指示を受ける。パリ検事局では、その対応のため、24時間体制で当直体制が組まれている。

検察官は、訴追権限を有しており、司法警察職員による捜査の結果、提訴に十分な証拠があると判断すると、犯罪の区分（重罪、軽罪、違警罪）に従い、重罪の場合、軽罪で予審が必要と判断した場合及び違警罪で例外的に予審が必要と判断した場合は予審開始請求を行い、その他の場合は、対応する裁判所に事件を起訴する。証拠不十分や法律上の要件を欠く場合などは、検察官が不起訴処分（classement sans suite）を行う。

なお、検察官の権限において実施できる捜査は、予審判事と比較して相当程度制限されている^{*1}。そこで、検察官は、重罪以外の犯罪についても、一定期間、捜査を遂げた後、十分な嫌疑があり、更なる証拠収集が必要と判断した場合には、予審開始請求を行い、これによって、証拠収集手続が予審判事に引き継がれることになる。

パリ大審裁判所^{*2}の検事局、予審判事執務室、判決裁判所において検討した記録によれば、予審が必要的ではない軽罪事件においても、麻薬取引、売春あっせん、不法入国助長及びテロ関係犯罪など多数の事件において、事案の複雑性や捜査の必要性などに鑑み、予審が行われていた。

(2) 予審

予審（instruction）とは、予審対象者に対する証拠が判決裁判所に送付できるほ

*1 例えば、通信傍受は、捜査段階では、その実施期間は最長2か月に制限されているのに対し、予審段階では、回数制限のない更新によって事実上無制限に実施できる。また、会話傍受は、捜査段階では実施することができず、予審段階においてのみ実施することができる。

*2 我が国の地方裁判所に相当し、軽罪の第一審手続を行う軽罪裁判所のほか、検事局（地方検察庁に相当）、予審判事執務室などが設置されている。

ど十分であるかを決定するため、予審判事又はその囑託を受けた司法警察員が行う証拠収集手続である。予審は、検察官の予審開始請求により開始され、重罪については必要的に、軽罪及び違警罪については、検察官の請求により、任意的に行われる。

予審判事 (juge d'instruction) は、大審裁判所に所属する裁判官であり、「法律に従って、真実発見のために有用と思料する一切の予審処分を行う」(刑事訴訟法典81条1項前段)とされる。予審判事は、自ら、予審対象者や被害者などの尋問^{*1}、対質^{*2}を行うほか、司法警察員に捜査共助を囑託し、通信傍受や会話傍受を含む様々な予審処分を行う^{*3}。検察官は、予審判事に対し、必要な予審処分を請求することができるほか、予審判事が行った全ての処分に対して不服申立てをすることができる。

予審判事は、証拠収集を終えた後、証拠が送付に十分と判断した場合、成立すると判断した犯罪の区分(重罪、軽罪、違警罪)に従い、対応する判決裁判所(重罪院、軽罪裁判所、違警罪裁判所)に事件を送付する^{*4}。証拠が不十分な場合や、その他の法律的理由がある場合には、予審免訴(non-lieu)の決定を行って予審を終了する。

3 公判手続

判決裁判所における審理は、職権主義的に進められる。起訴状一本主義は採用されておらず、裁判所は、捜査段階及び予審段階において作成された一件記録を精読した上で、公判を開く。また、伝聞法則は採用されておらず、否認事件においても、裁判所は供述証拠を含む全ての証拠を検討する。弁護人も、一件記録を閲覧謄写することができる。

開廷すると、まず、裁判所が人定質問及び権利告知を行う。続けて、裁判所が、審理

*1 尋問 (interrogatoire, audition) は、予審判事の執務室において非公開で行われ、

*2 対質 (confrontation) は、尋問同様、予審判事の執務室において非公開で行われ、

*3 司法警察員は、予審開始前は検察官の指示を受け、予審開始後は予審判事の監督下で証拠収集手続を行うことになる。

*4 なお、証拠上、重罪を認定できる場合でも、訴訟経済を考慮して縮小認定することが法律上認められており(重罪の軽罪化 (correctionnalisation, 刑事訴訟法典186-3条)), 法廷傍聴した事案の中にも、強姦(重罪)を性的暴行(軽罪)とした事案や、既遂の組織強盗(重罪)を含む連続強盗事案を組織強盗未遂(軽罪)とした事案などがあつた。

の対象となる事実（検察官が起訴した事実又は予審判事が送付した事実）を読み上げ、さらに、重要な証拠について、要旨を述べ、又は報告書や供述調書を朗読し、証拠を法廷に顕出する。このように公判に顕出された証拠は心証形成の基礎とすることができる^{*1}。パリの軽罪裁判所では、証拠の顕出の際、検察官及び弁護人が、裁判所に対し、顕出してほしい証拠を指摘したり、検察官が、裁判所による証拠の顕出の不正確さを指摘したりすることがあった。

その後、証人や被告人の尋問が行われるが、尋問についても、検察官及び弁護人に先立ち、まず裁判所がこれを行う。裁判官は、既に法廷に顕出した証拠と被告人の弁解の矛盾点を指摘し、被告人を追及する質問も自ら行う。パリ軽罪裁判所では、多くの裁判官が、「このような証拠があるが、どう説明するのか。弁解と矛盾しているのではないか。」などと質問していた。なお、証拠の顕出の方法として、被告人質問の中で証拠を読み上げ、その証拠の意味内容を被告人に説明させる方法も頻繁に行われていた。裁判官による質問の後、検察官及び弁護人が質問を行うことができるが、多くの事件においては、当事者は、全く質問しないか、質問しても1～2問程度で終わることが多かった^{*2}。

この点、重罪院においては、口頭主義の観点から、鑑定人や捜査担当警察官の証人尋問が実施されることが多いが、フランスの司法官（裁判官・検察官）によると、軽罪裁判所において証人尋問が実施されることは非常に稀であるとのことであった。もっとも、軽罪でも、予審が行われている事案では、予審判事が、予審段階で被害者などの尋問を行っており、相反する供述をする別の参考人や否認している被疑者との対質も頻繁に行われ、供述調書が作成されているため、判決裁判所は、公判廷における被告人の供述のほか、予審段階に作成された供述調書を基に事実認定を行っていた。

最後に、検察官による論告、弁護人による弁論が行われ、被告人の最終陳述を聞いた上で審理を終了する。多くの事件においては、これらの手続は一期日で行われ、その後、休廷して短時間の評議をした上で、その日のうちに判決が言い渡される^{*3}。

*1 刑事訴訟法典427条2項（軽罪裁判所における審理の規定）「裁判官は、審理の過程において提出され、その面前で対審によって討議された証拠のみに基づいて判決しなければならない。」

*2 事案や証拠関係が複雑な否認の公判では、証拠の顕出及び被告人質問を、証拠ごと（押収物、通信傍受、参考人供述など）に区切って行うのが通常であり、このような事案では、検察官及び弁護人は、証拠の区切りごとに積極的に質問を行っていた。

*3 被告人多数の組織犯罪の事案においては、2～3週間にわたり、連日審理を行った後、2週間程度の期間において判決を宣告する例もあった。

第3 フランスにおける通信傍受

1 概要

通信傍受 (écoutes téléphoniques) とは、電気通信手段により送られる通信、具体的には、電話及び電話番号宛ての送受信メール (SMS) を傍受することをいう。フランスにおいて、通信傍受は、捜査段階及び予審段階において、裁判官の監督の下、実施されている。

フランスにおける通信傍受には、犯罪捜査における証拠収集目的で裁判官の監督下で行われる「司法的傍受」のほか、国家の安全保障などの目的で首相の監督下で行われる「行政的傍受」があるが、ここでは、司法的傍受について述べる。以下、条文を適示する際、刑事訴訟法典については法典名の記載を省略する。

フランスでは、従前から、予審判事の捜査権限に関する一般規定^{*1}に基づいて、予審判事が通信傍受を実施してきた。しかし、欧州人権裁判所が、一般規定に基づいて通信傍受を行うことは欧州人権規約^{*2}違反である旨裁定したことを受けて、1991年7月10日、電気通信の秘密に関する法律が制定され、予審段階における通信傍受に関する規定が刑事訴訟法典に設けられた (100条ないし100-7条：資料1)。

その後、組織犯罪対策強化の一環として、2004年3月9日法律第2004-204号により、捜査段階における通信傍受に関する規定が刑事訴訟法典に設けられた (706-95条：資料2)。

①捜査段階における通信傍受、②予審段階における通信傍受のほか、フランス刑事訴訟法典には、③逃亡者の捜索のために自由勾留判事^{*3}の監督下で実施される通信傍受 (74-2条)、④犯罪に起因することが疑われる死体及び重傷者の死因等解明のために予審判事の監督下で実施される通信傍受 (80-4条)、⑤判決を言い渡された者が判決によ

*1 刑事訴訟法典81条1項前段 「予審判事は、法律に従って、真実発見に有用と思料する全ての予審処分を行う。」

*2 欧州人権規約 (CEDH) 8条1項は、私生活、家族生活、住居及び通信の尊重の権利を認め、同条2項は、公権力がそれらの権利に介入する場合は法律に基づかなければならないとして手続法定原則を定めている。

*3 自由勾留判事 (juge des libertés et de la détention) とは、警察留置の延長、未決勾留及びその延長などを決定する権限を有する裁判官である (刑事訴訟法典137-1条)。

る禁止事項に違反している疑いがある場合に刑罰適用判事^{*1}の監督下で実施される通信傍受（709-1-3条）の規定があるが、③ないし⑤の類型については、条文の仮訳を記載するにとどめ（後記第5，資料3～5），本稿では，捜査段階及び予審段階における通信傍受について述べる。

捜査段階における通信傍受，予審段階における通信傍受の概要は，以下のとおりである。

	捜査段階（706-95条）	予審段階（100条～100-7条）
実体的要件	① 706-73条に列挙された犯罪 ② 捜査上の必要性	① 重罪及び法定刑が長期2年以上の拘禁刑である軽罪 ② 予審手続上の必要性
手続的要件	① 検察官の請求 ② 自由勾留判事の書面による許可	予審判事の書面による決定
期間	1か月。同一条件による更新が1度可能。	4か月。同一条件による更新が可能（回数制限なし）。
事後の措置	録音媒体の封印	
	検察官は，自由勾留判事に対し，実施した措置を遅滞なく報告。	

2 捜査段階における通信傍受

(1) 実体的要件

ア 刑事訴訟法典706-73条に列挙された犯罪

捜査段階における通信傍受は，一定の重大な犯罪（重罪及び軽罪）に限定して認

*1 刑罰適用判事（*juge de l'application des peines*）とは，大審裁判所の裁判官であり，判決裁判所が宣告した刑罰の執行条件を変更したり，刑罰自体を変更したりする権限を有する（刑事訴訟法典712-1条以下）。

められている。706-73条に列挙された犯罪は、下記のとおりである（数字は同条における号数。犯罪の内容及び法定刑等については、資料7参照。）。

号数	犯罪の内容	犯罪の種別
1	組織集団 ^{*1} による故殺（故意による殺人）	重罪
2	組織集団による拷問・野蛮行為	重罪
3	麻薬の密輸出入、運搬、譲渡等	重罪・軽罪
4	組織集団による略取・監禁等	重罪・軽罪
5	加重的人身取引	重罪・軽罪
6	加重的売春あっせん	重罪・軽罪
7	組織集団による強窃盗	重罪
8	加重的強要等	重罪
9	組織集団による財産の破壊等	重罪
10	通貨偽造	重罪
11	テロ行為 ^{*2}	重罪・軽罪
12	組織集団による武器の製造等	軽罪
13	組織集団による外国人の不法入国助長等	軽罪
14	マネー・ロンダリング、犯罪収益の蔵匿のうち、本条1号ないし13号に規定された犯罪に関するもの	軽罪

*1 組織集団（bande organisée）とは、法律上、「一個又は数個の客観的事実に特徴づけられる、一個又は数個の犯罪の準備のために形成された全ての集団又はなされた全ての共謀は、法律上、『組織集団』とする。」と定められている（刑法典132-71条）。

*2 テロ行為（acte de terrorisme）とは、威嚇又は恐怖によって公の秩序を著しく擾乱することを目的とする個人又は集団の計画に関連するものとして刑法に限定列挙された犯罪の総体であり、生命身体に対する危害、ハイジャック、武器使用、健康を害する物質を食料などに混入する行為などが挙げられている（刑法典421-1条以下）。

号数	犯罪の内容	犯罪の種別
15	凶徒の結社 ^{*1} のうち、本条1号ないし4号、17号に規定された犯罪の準備を目的として結成されるもの	軽罪
16	未成年者の財産犯罪からの利益収受のうち、本条1号ないし15号、17号に規定された犯罪に関連するもの	軽罪
17	組織集団によるハイジャック等	重罪
18	破壊用武器の拡散助長等	重罪
19	組織集団による無許可の鉱山開発等のうち、本条1号ないし17号に規定された犯罪に関連するもの	軽罪

イ 捜査上の必要性

○概要

自由勾留判事は、現行犯捜査又は予備捜査において、捜査上の必要性があるとき、検察官の請求により、通信傍受を許可することができる（706-95条）。

自由勾留判事（juge des libertés et de la détention）とは、大審裁判所の所長により任命される裁判官であり、2000年に創設された。我が国の令状裁判官とおおむね同様の役割を果たし、家宅搜索の許可、警察留置の延長の許可、未決勾留及びその延長、保釈の決定などを行う（137条2項）。

現行犯捜査（enquête flagrante）とは、重罪及び拘禁刑で処罰される軽罪について、犯罪の現在性を理由に警察等により実施される捜査であり、無令状で、住居の搜索などを実施することができる。現行犯捜査の期間は、捜査開始から8日間と規定されており、検察官の権限により16日間に延長することができる。予備捜査（e

*1 凶徒の結社（association de malfaiteurs）とは、一個又は数個の重罪又は5年以上の拘禁刑で罰せられる軽罪の準備を行う目的で集団を結成し、又は謀議を行うことであり、その準備が一個又は数個の客観的要素によって具体化された場合を指す（刑法典450-1条）。

nquête préliminaire) とは、現行犯捜査の対概念であり、原則として、強制処分を行うことができない。現行犯捜査及び予備捜査は、検察官の指揮のもと行われる。

○捜査上の必要性

通信傍受は、補充的な捜査手法と位置付けられ、他の捜査によって十分な証拠収集ができない場合に実施されると解されている

(2) 手続的要件

ア 検察官の請求

捜査段階における通信傍受は、検察官の請求により、自由勾留判事がその許可を決定する（706-95条）。

検察官は、通常、司法警察員が作成した通信傍受の必要性に関する報告書を受け取り、それに基づいて、自由勾留判事に対して通信傍受の請求書を提出する。

イ 自由勾留判事による書面による決定

自由勾留判事は、検察官の請求を受け、相当と認める場合、通信傍受、録音及び反訳の許可を決定する。その方式は、予審段階における通信傍受の規定によるとされており、許可決定は書面によらなければならない、傍受の対象とする通信を特定す

る要素、傍受の理由となる犯罪、傍受を行う期間を記載する。



捜査段階における通信傍受の期間は、1か月とされており^{*1}、同一条件により1回更新することができ、更新を含めて最長2か月の通信傍受が可能である。この期間は、予審段階と比べて制限されており、予審段階においては、一度の決定により最長4か月間の通信傍受が可能であり、回数制限なく更新できる。

自由勾留判事による決定書は、検察官に送付される



ウ 手続上の例外規定

国民議会（下院）議員及び元老院（上院）議員の回線については、当該議員の所属する院の議長に、弁護士の事務所又は住居に接続する回線については、弁護士会会長に、司法官（裁判官・検察官）の執務室又は住居に接続する回線については、その司法官の住居を管轄する裁判所の筆頭裁判長又は検事長に、それぞれ通知した後でなければ傍受することができない（706-95条1項、100-7条）。

(3) 措置の内容

自由勾留判事は、通信の傍受、録音及び反訳を許可することができる（706-95条1項）。

○傍受、録音^{*2}

検事正又はその要請を受けた司法警察員は、郵政省の管轄・監督下の職員又は通信業者に対し、傍受装置の設置を委託することができる（706-95条1項、100-3条）。



*1 従前は15日間であったが、2011年に法改正され、1か月とされた。

*2



[REDACTED]

検事正又はその要請を受けた司法警察員は、傍受及び録音の各措置を調書に記載しなければならず、調書に、傍受の開始及び終了の日時を記載する（706-95条1項、100-4条1項）。 [REDACTED]

[REDACTED]

なお、我が国の通信傍受は、傍受の対象となる通話に該当するか否かを判断するため、いわゆるスポット傍受を行うこととされており（通信傍受法13条1項）、また、傍受の際には通信業者の立会が必要であるが（通信傍受法12条）、フランスにおいては、かかる規定がなく、傍受期間中、1日24時間の傍受及び録音が可能 [REDACTED]

[REDACTED]

○反訳

検事正又はその要請を受けた司法警察員は、真実発見に有用な通信を反訳し、これを調書に記載する。外国語による通信は、そのために囑託された翻訳者によってフランス語に反訳される（706-95条、100-5条）。

[REDACTED]

○裁判官の監督

捜査段階における通信傍受の措置は、自由勾留判事の権限と監督の下に実施される（706-95条1項後段）。

もっとも、予審段階の通信傍受において予審判事（又は予審判事の囑託を受けた司法警察員）が担う役割は、捜査段階の通信傍受においては、自由勾留判事ではなく検察官が担うこととされており、捜査権は検察官（検事正又はその要請を受けた司法警察員）が有していると解されている（通達：資料8）。

よって、自由勾留判事の権限と監督は、許可決定と、後記(4)の事後的な通知に限られている。

(4) 事後の措置

○報告

傍受の許可をした自由勾留判事は、実施された措置について、検事正から遅滞なく報告を受ける。特に、傍受及び録音の各措置、真実発見に有用な通信の反訳が記載された調書について、報告を受ける（706-95条最終項）。

この報告は、傍受、録音、反訳の各措置を実施したことを通知すれば足り、その内容について報告する必要はない。 [REDACTED]

[REDACTED]

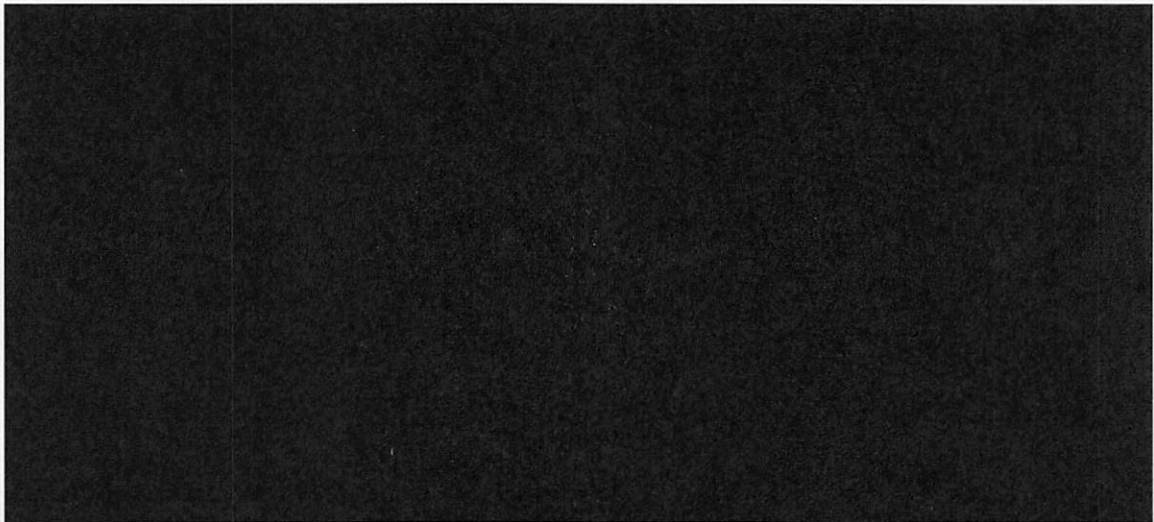
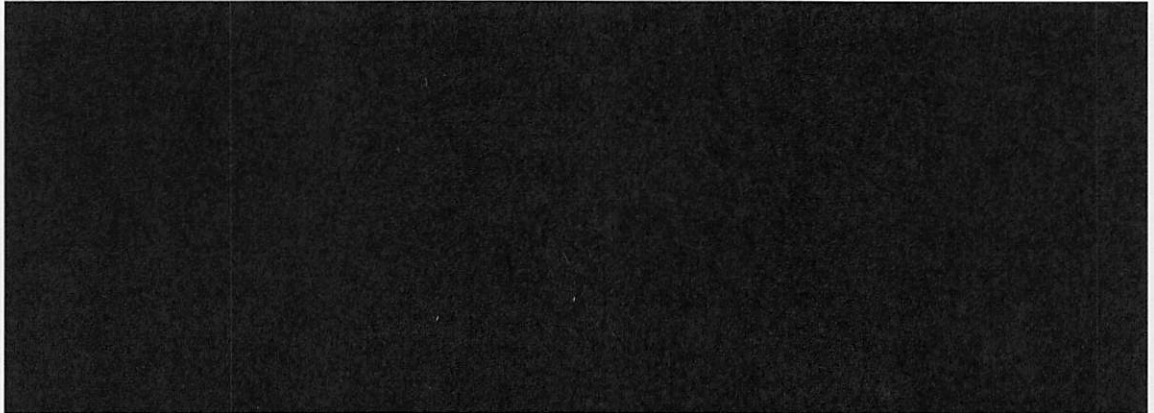
この点、この事後的な報告は、自由勾留判事に傍受に対する即時直接の監督を要求するものではなく、傍受、録音、反訳の措置の経過を報告すれば足り（2006年5月23日破毀院刑事部決定）、検察官によって行われる捜査の際、個人の自由を侵害する措置の適法性を監督する権限を裁判官に認めたものである（2007年6月26日破毀院刑事部決定）とされている。

○封印

通信傍受の内容が録音された記録媒体は、封印される（706-95条、100-4条2項）。

[REDACTED]

記録媒体は、公訴時効経過後、検事正又は検事長の請求により破棄され、破棄の手続は調書に記載される（706-95条、100-6条）。



3 予審段階における通信傍受

(1) 実体的要件

予審判事は、重罪及び法定刑が2年以上の拘禁刑である軽罪に関し、予審手続上必要と認められる場合、通信傍受を命ずる決定をすることができる（100条）。

捜査段階における通信傍受は、一定の重大犯罪（組織犯罪及びその性質上組織的に行われる麻薬取引などの犯罪）に限定されているのに対し、予審段階における通信傍



受は、より広く認められ、例えば、単純な殺人（重罪、懲役30年）や、贈収賄（軽罪、拘禁10年及び罰金15万ユーロ）、横領（軽罪、拘禁3年及び罰金37万5,000ユーロ）、殺人をする旨の脅迫（軽罪、拘禁3年及び罰金4万5,000ユーロ）など多種多様な犯罪について、通信傍受が可能である。

前記のとおり、通信傍受は、他の捜査手法によっては証拠収集ができない場合の補充的な捜査手法であるとされている

(2) 手続的要件

○概要

通常、予審判事は、司法警察員から、通信傍受を実施する必要性に関する報告書を受け取り、傍受を認める決定を行う。この点、捜査段階において自由勾留判事が疎明資料から傍受の必要性を判断する場合とは異なり、予審判事は、自ら又は司法警察員に囑託して証拠収集手続を行っているため、全ての記録を検討した上で傍受の必要性の判断を行う。

予審判事は、予審手続上の必要がある場合、通信傍受、録音及び反訳を命ずる決定を行う。決定は書面によらなければならない、また、裁判としての性格を有さないため、いかなる上告もすることができない（100条2項）。また、決定には、傍受の対象とする通信を特定する要素、傍受の理由となる犯罪、傍受を行う期間を記載する（100-1条）。

傍受の期間は最長4か月であり、同一条件による更新が回数制限なく認められている（100-2条）。この点、捜査段階における傍受の期間が、更新を含めて最長2か月であるのに対し、予審段階における傍受はより長期間の傍受が可能である。

○手続上の例外規定

捜査段階における通信傍受と同様、国民議会（下院）議員及び元老院（上院）議員の回線については、当該議員の所属する院の議長に、弁護士事務所又は住居に接続する回線については、弁護士会会長に、司法官（裁判官・検察官）の執務室又は住居に接続する回線については、その司法官の住居を管轄する裁判所の筆頭裁判長又は検事長に、それぞれ通知した後でなければ傍受することができない（100-7条）。

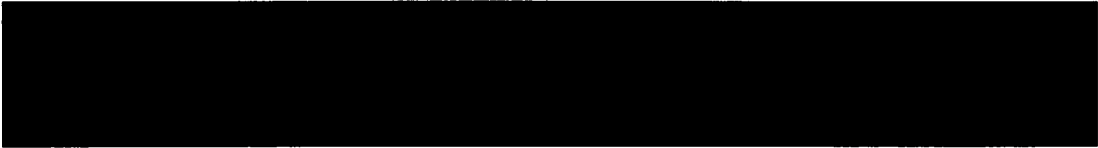
(3) 措置の内容

予審判事は、通信の傍受、録音及び反訳を命ずる決定をすることができる。これらの措置は、予審判事の権限と監督の下に実施される（100条1項）。

予審判事又はその要請を受けた司法警察員は、通信業者に対し、傍受装置の設置を委託することができる（100-3条）。



予審判事又はその要請を受けた司法警察員は、傍受及び録音の各措置を調書に記載しなければならず、調書に、傍受の開始及び終了の日時を記載する（100-4条1項）。



予審判事又はその要請を受けた司法警察員は、真実発見に有用な通信を反訳し、これを調書に記載する。外国語による通信は、翻訳者への囑託により、フランス語に反



訳される（100-5条）。

(4) 事後の措置

通信傍受の内容が録音された記録媒体は、封印される（100-4条2項）。

記録媒体は、公訴時効経過後、検事正又は検事長の請求により破棄され、破棄の手続は調書に記載される（100-6条）。

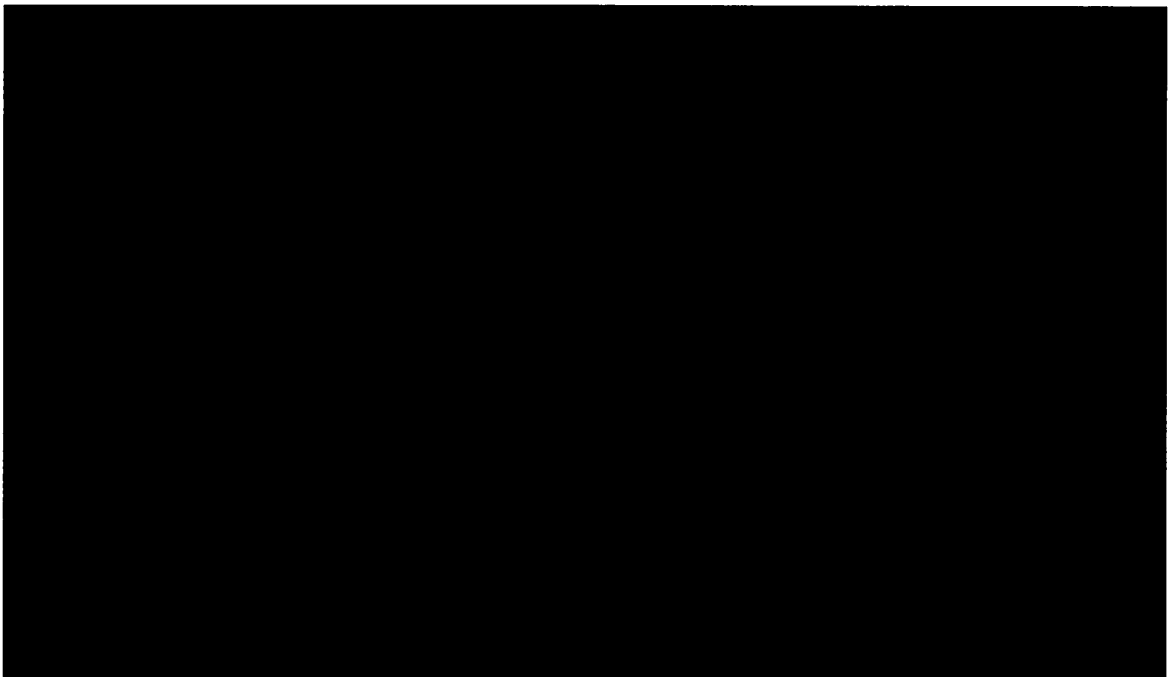
4 取調べ、尋問、公判における活用状況

(1) 警察における取調べについて

フランスでは、無令状で24時間の警察留置（garde à vue）を行うことができ、その後、検察官による24時間の延長が認められている。テロなど一定の重大な犯罪においては、さらに、自由勾留判事による最大48時間の延長が認められている。警察官は、警察留置の間、被疑者の取調べを行う。

(2) 予審判事による尋問について

予審判事は、予審開始から終結までの期間中、数回にわたり、予審対象者の尋問を行う。なお、予審段階では、自由勾留判事による未決勾留の決定により、罪種に応じて、4か月間から4年間の勾留が可能である。



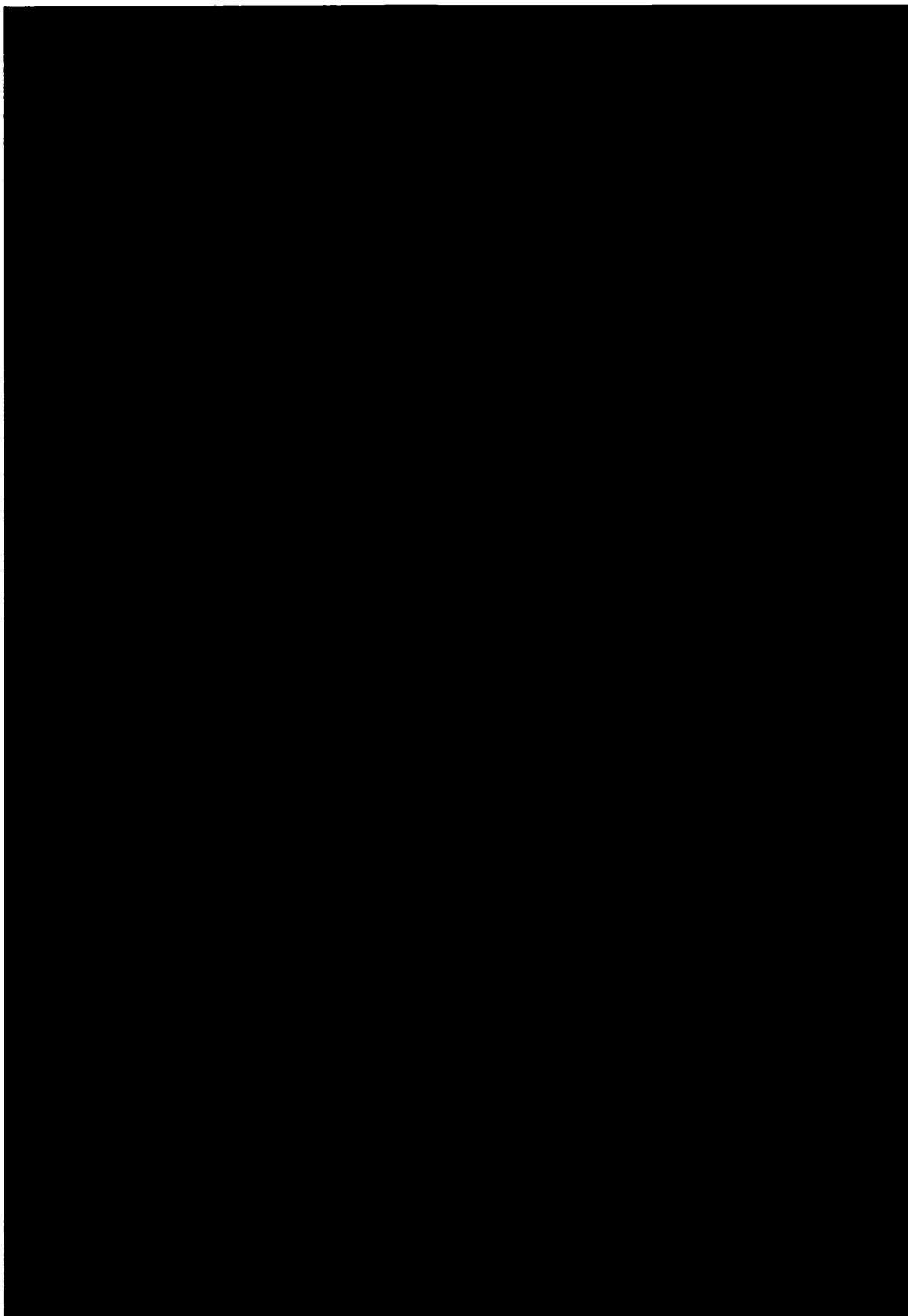
また、弁護人は、尋問に立ち会うことができ、遅くとも尋問の5営業日前までに、ファクシミリなどによって召喚を受け、4営業日前から、証拠の閲覧謄写を行うことができる²。また、重罪については、予審判事の卓上に置かれた小型のビデオカメラで録音録画を行う。

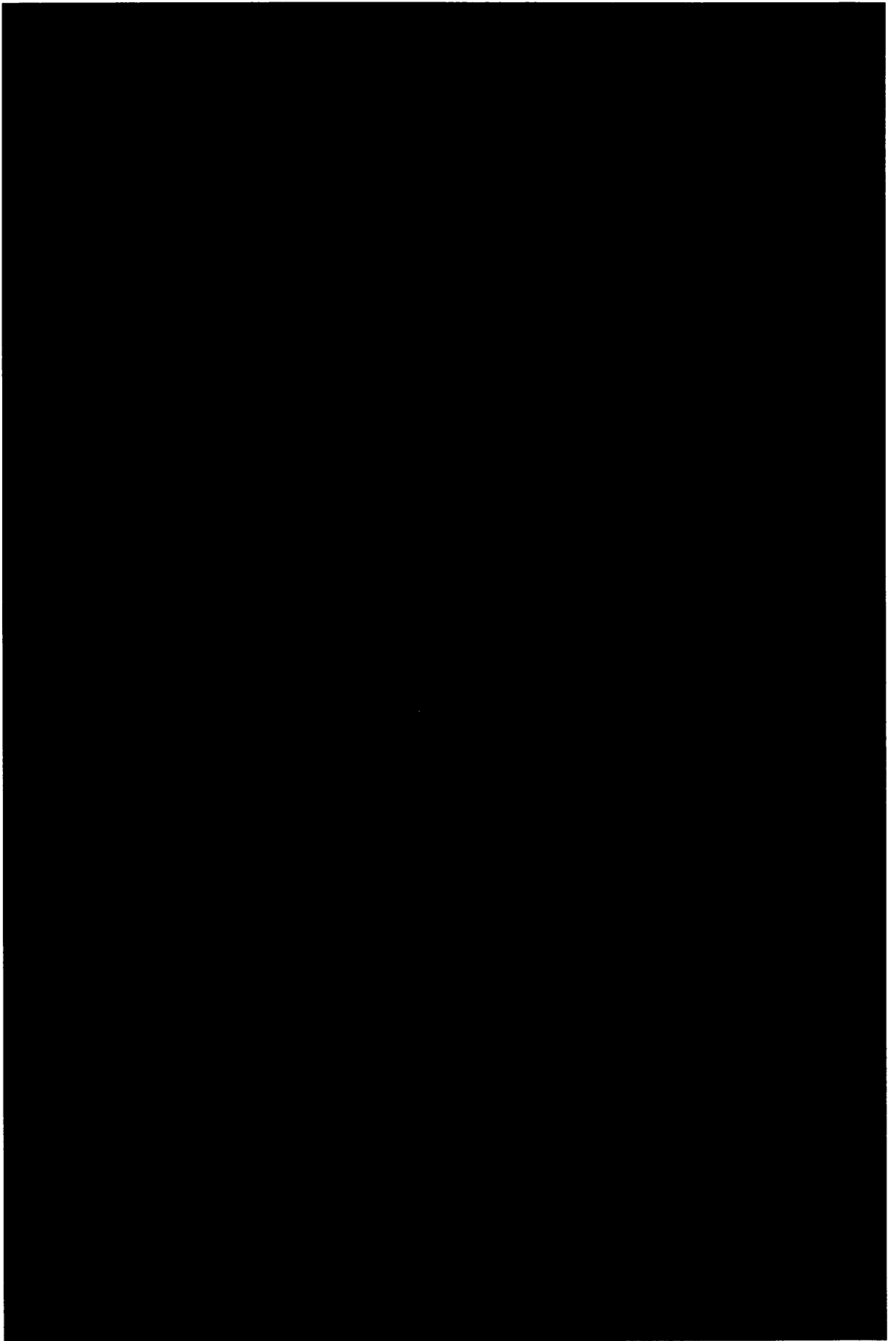
(3) 公判における被告人質問について

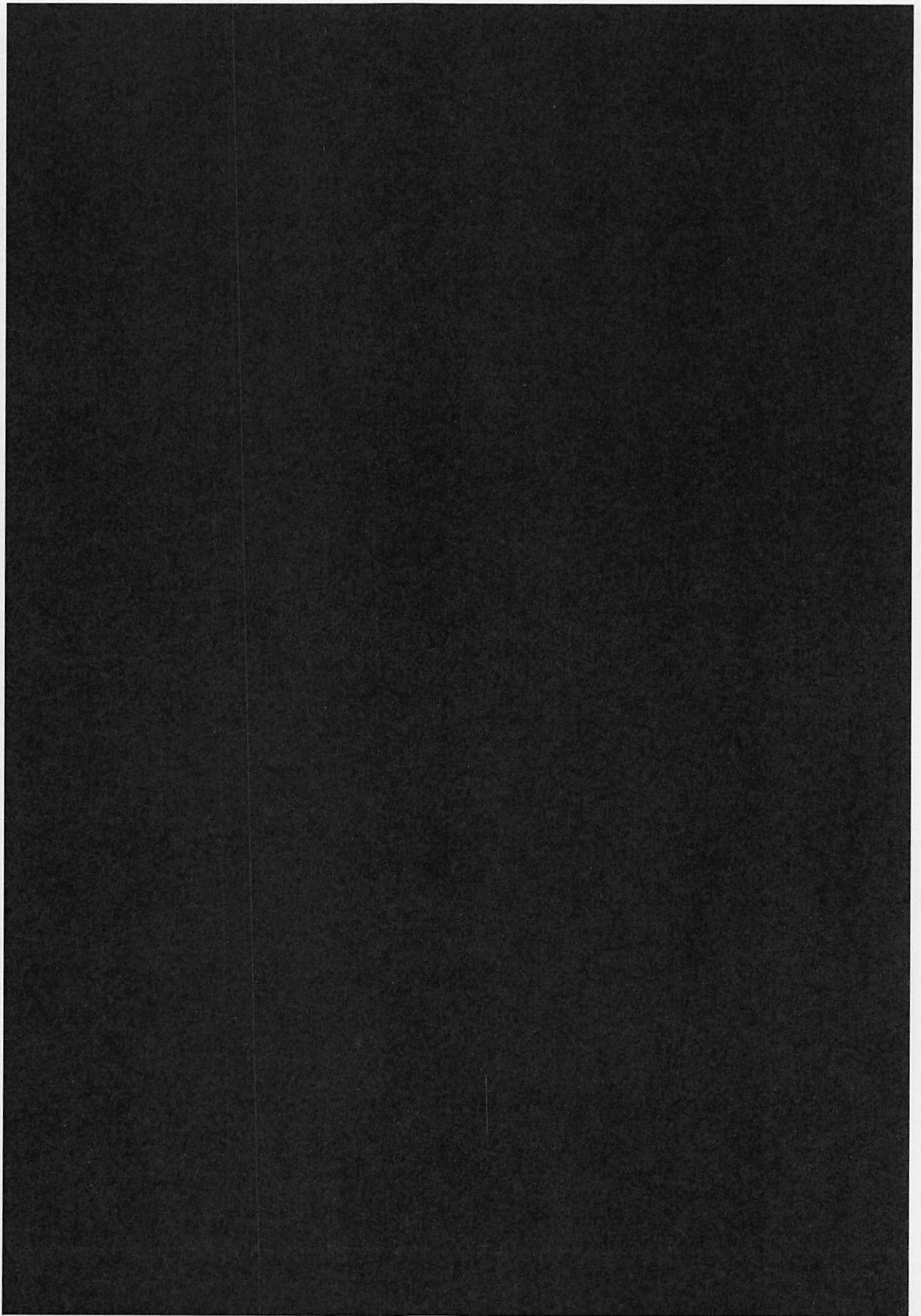
公判は、職権主義的に進められ、裁判所は、一件記録を読んだ上で公判に臨む。裁判所は、公判廷において、起訴又は送付に係る事実を読み上げた後、重要な証拠を読み上げて証拠を顕出する。通信傍受の結果については、会話のやり取りを読み上げたり、要旨をまとめた報告書を読み上げたりする方法で顕出する。この際、被告人が使用していた電話の通信傍受の結果については、被告人質問において、会話のやり取りを読み上げ、その意味内容を被告人に説明させる形式で証拠を顕出することが多かった。

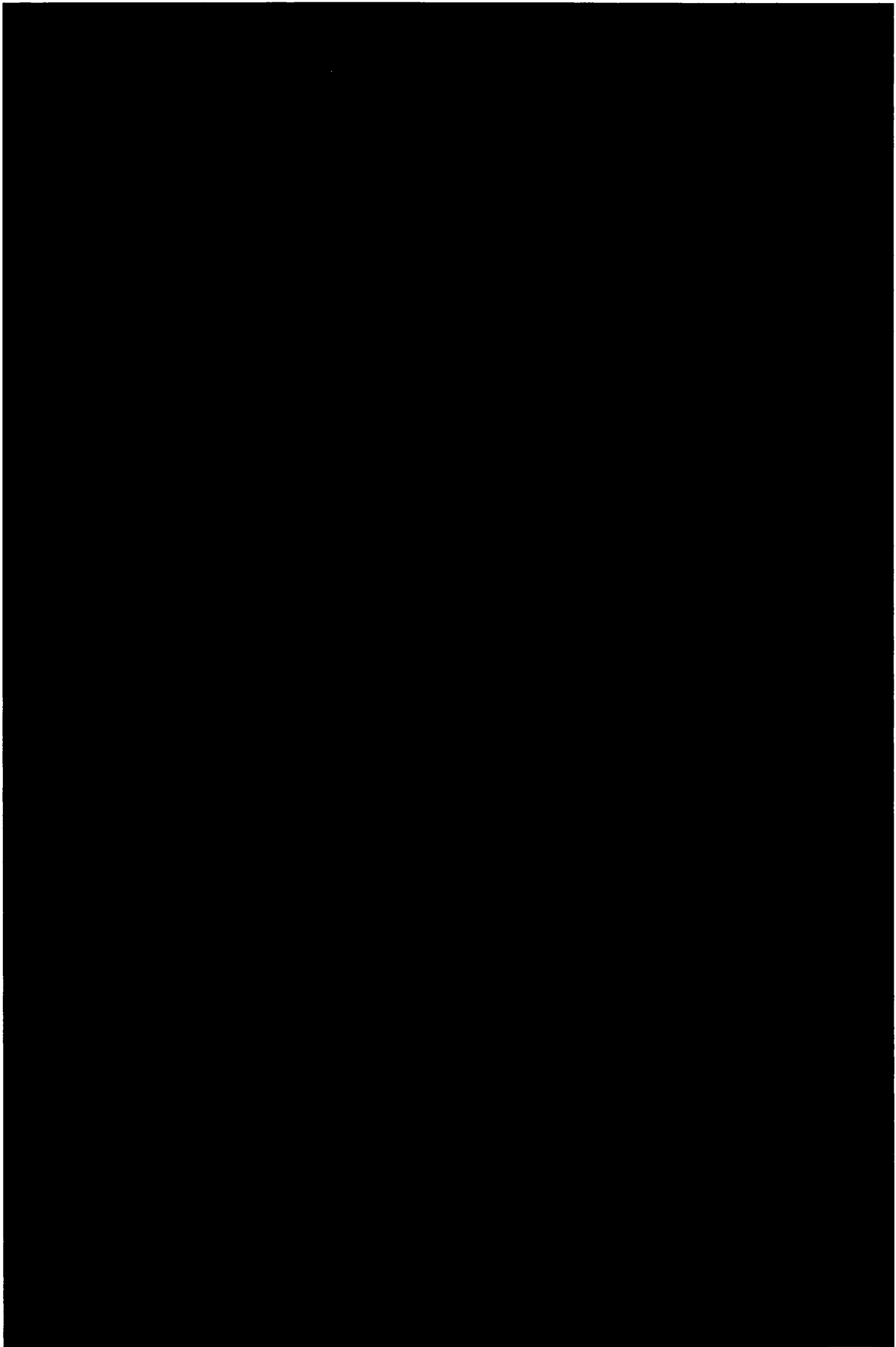
公判において [redacted] 共犯者の異名や隠語の意味内容については、必ず質問していた。

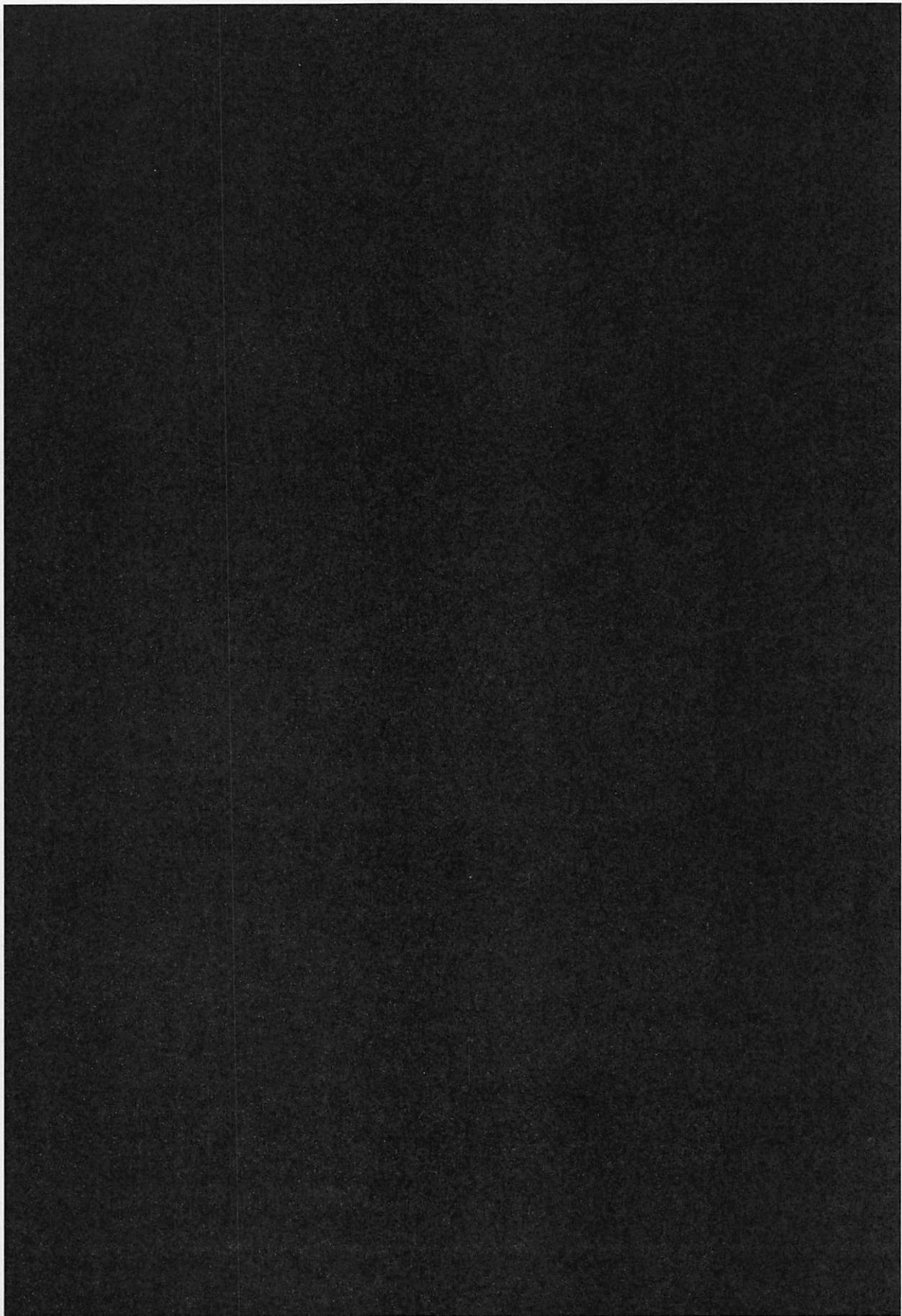
*2 初回の尋問の後は、随時、証拠の閲覧が可能であり、一定の条件のもと、謄写することもできる。弁護人は、適宜の時期に予審判事の執務室を訪ね、前回開示後に新たに作成された証拠を閲覧していた。

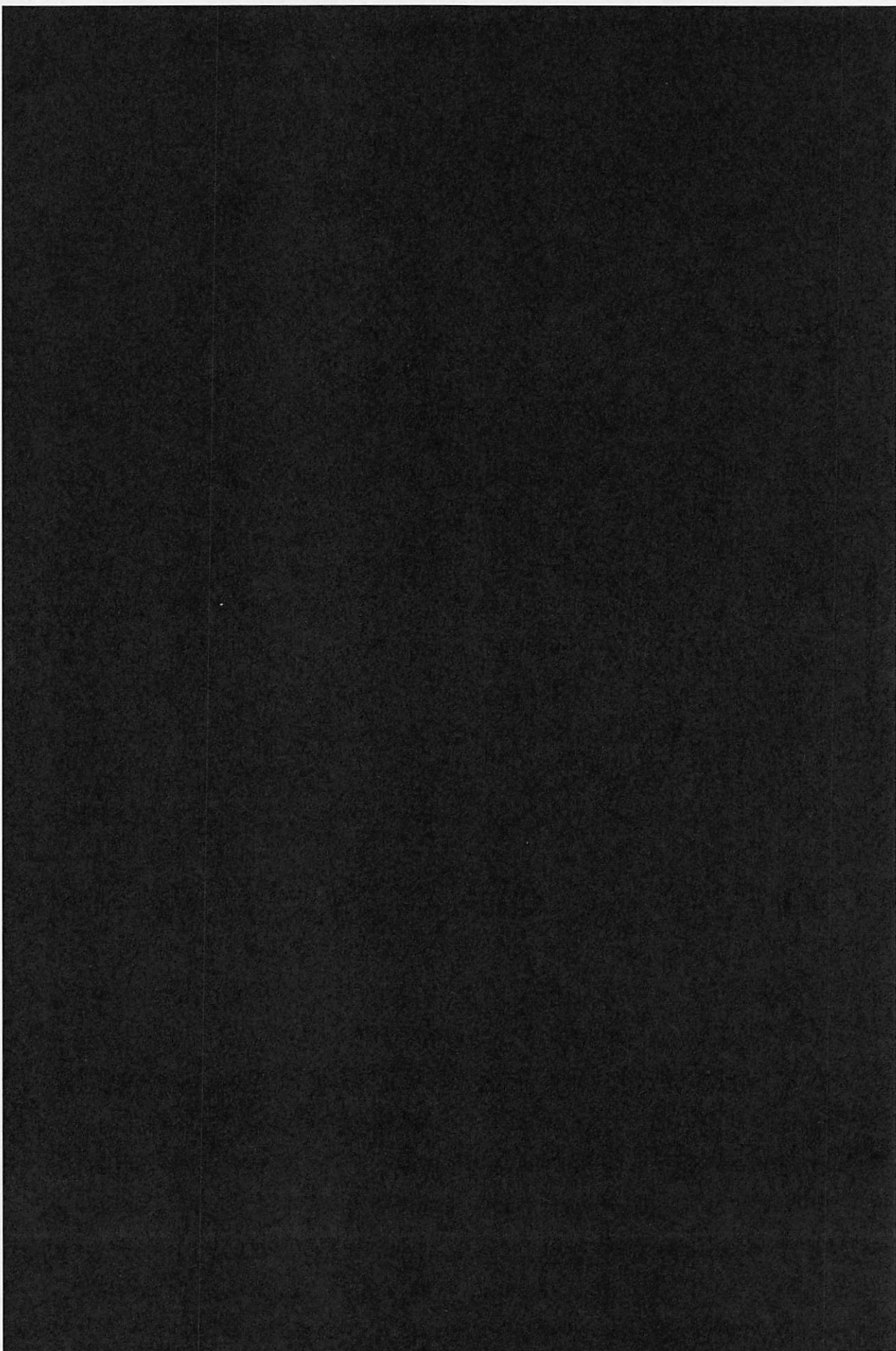


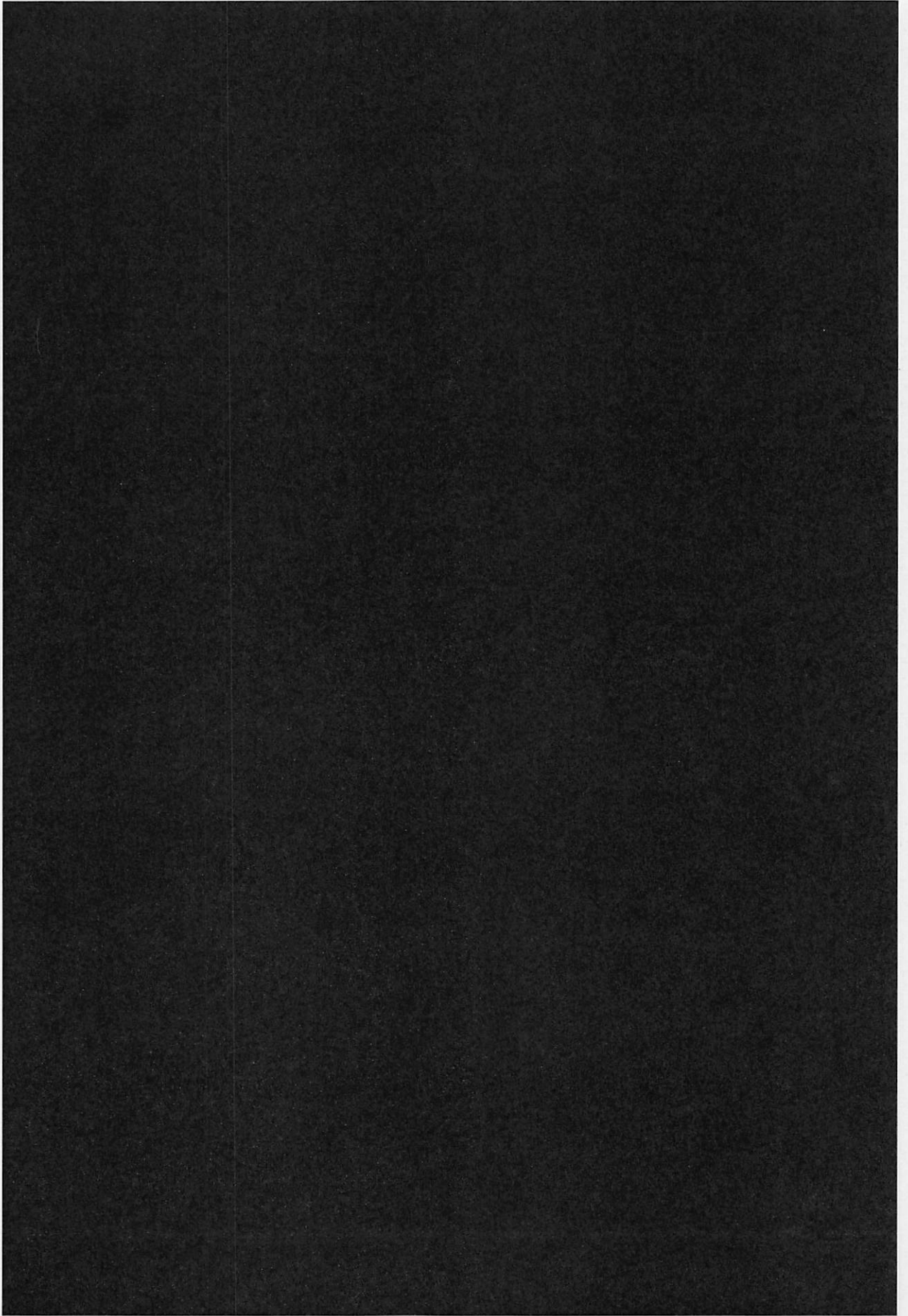


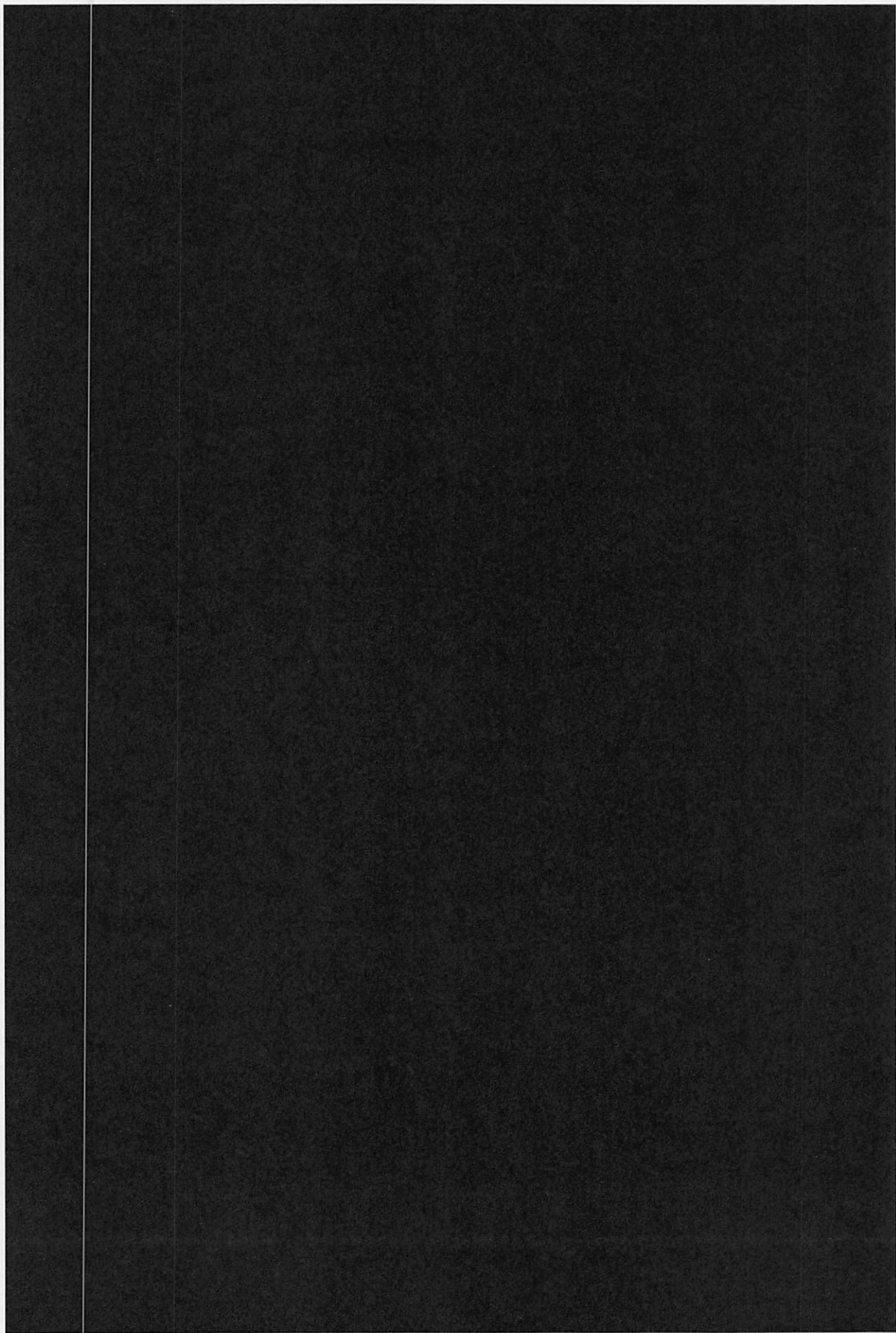


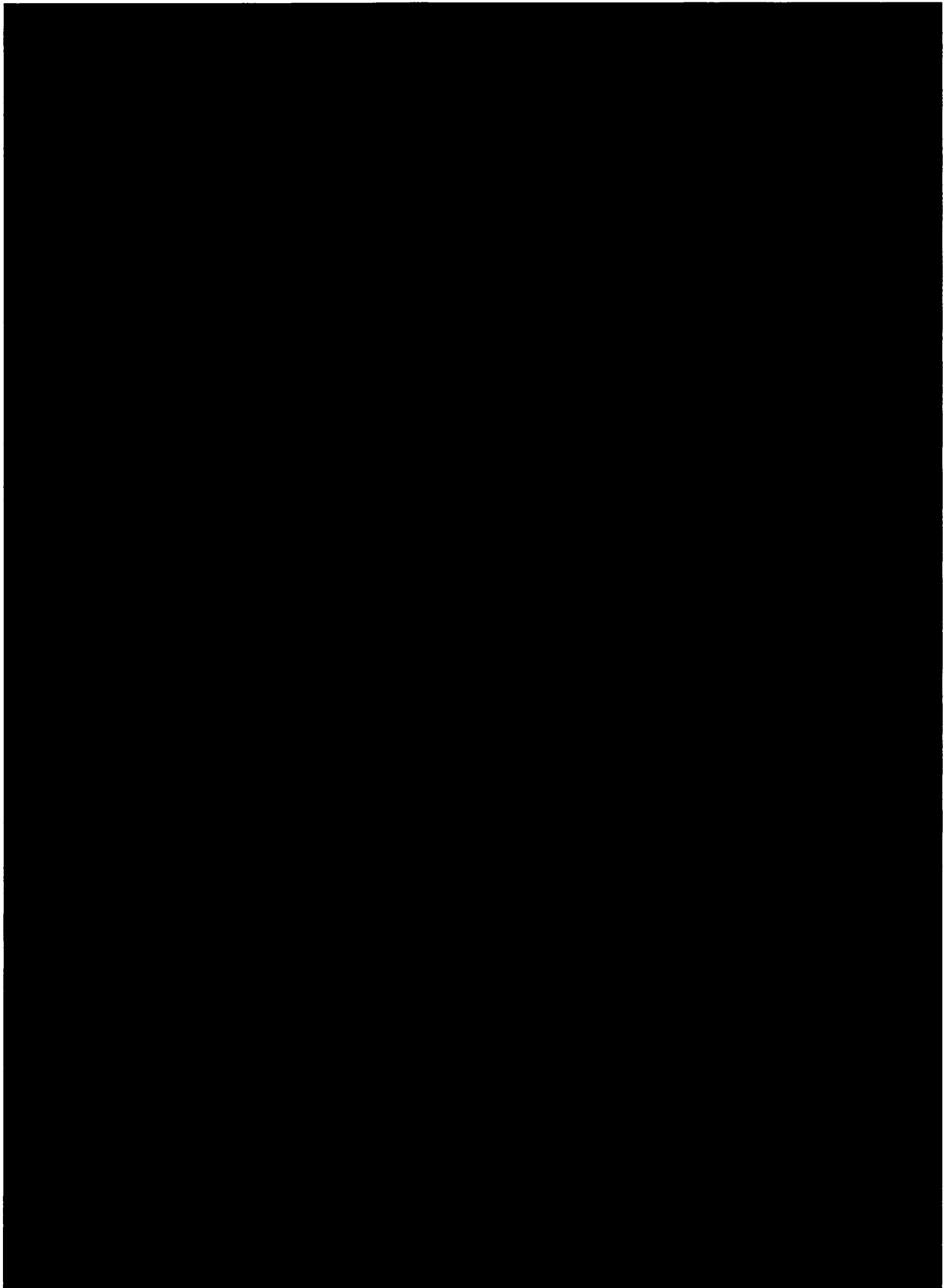


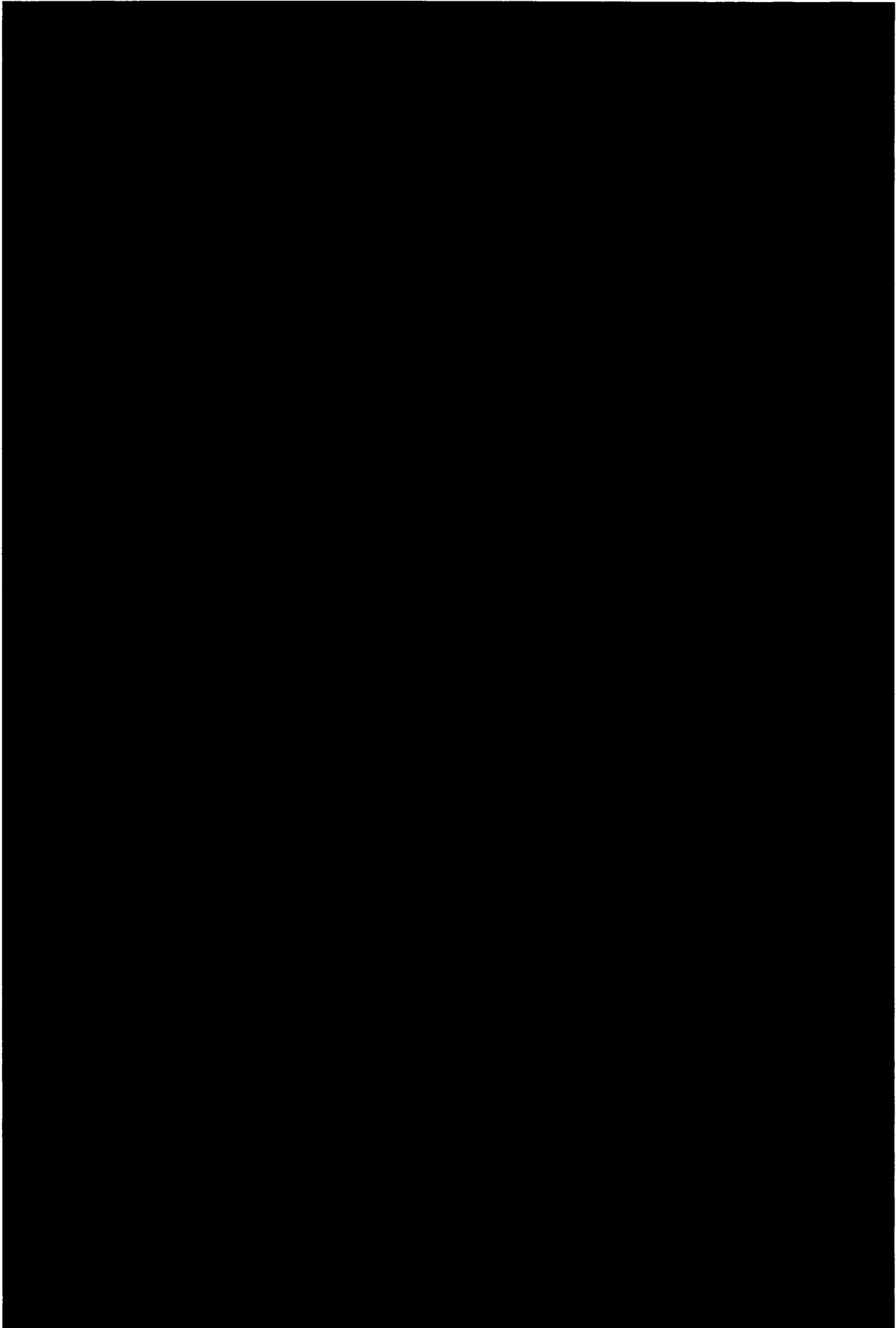


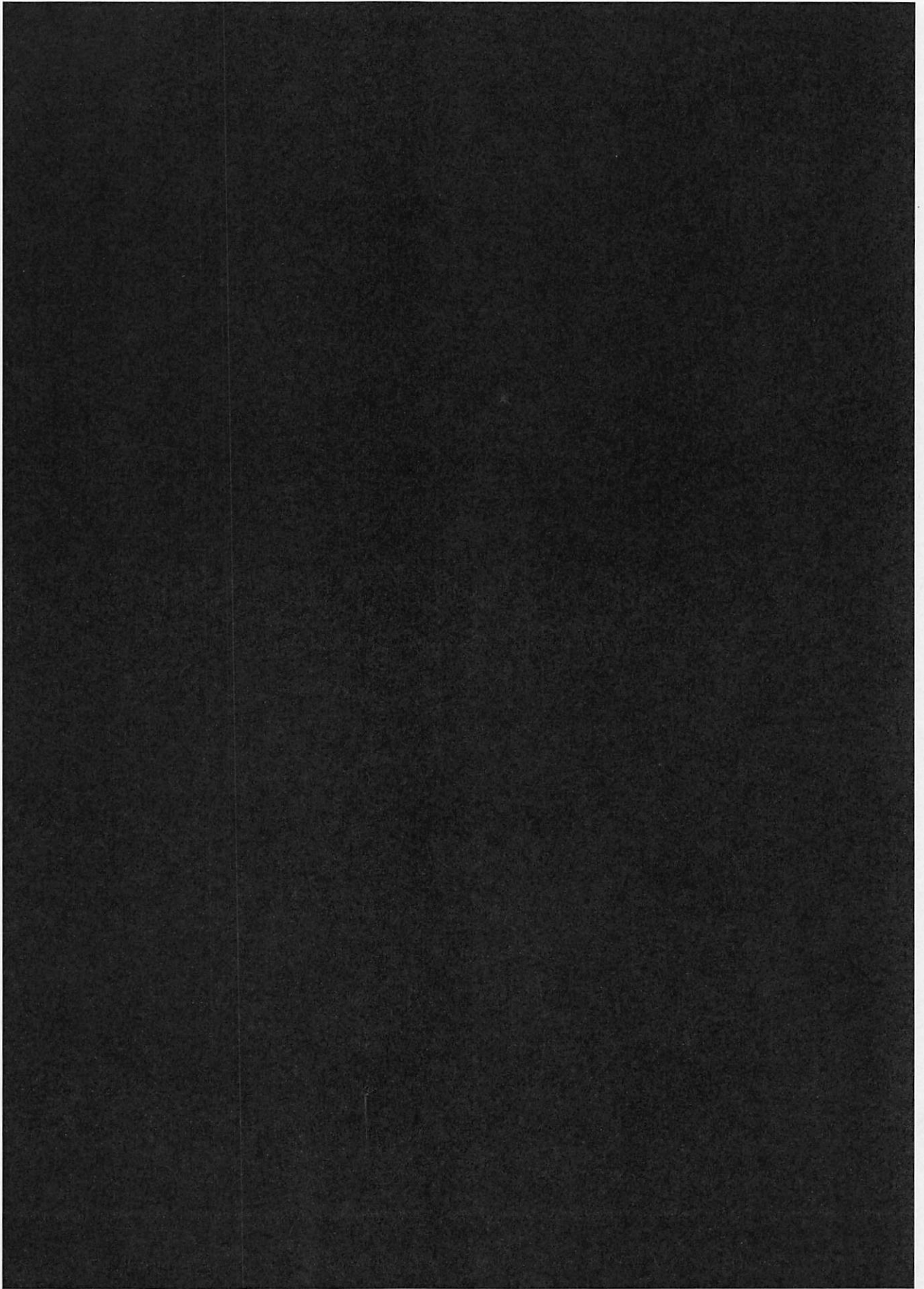












第4 フランスにおける会話傍受

1 概要

会話傍受 (sonorisation) とは、住居や車両などに技術的装置を設置し、その場にいる者の発言を傍受することをいう。フランスにおいて、会話傍受は、「特定の場所又は車両における会話傍受及び容姿撮影 (fixation d'image)」(以下、「会話傍受等」という。)として刑事訴訟法典に規定され、予審段階において、予審判事の監督の下、実施されている。

フランスでは、従前から、予審判事の権限の一般規定^{*1}により、会話傍受等を実施してきたが、傍受のための装置を設置する目的で住居等に立ち入るための規定がなかったため、2004年、刑事訴訟法典に規定が新設された。

会話傍受等は、予審段階においてのみ実施することができる。その概要は、下記のとおりであり、予審段階における通信傍受と類似した規定が置かれているが、車内や住居内など、私的な空間における会話を傍受する捜査手法であるため、予審段階における通信傍受と比較して、対象犯罪が限られている。

*1 刑事訴訟法典81条1項前段 「予審判事は、法律に従って、真実発見に有用と思料する全ての予審処分を行う。」

	会話傍受等	通信傍受（予審段階）
実体的要件	①刑事訴訟法典706-73条の犯罪 ②予審手続上の必要性	①重罪及び法定刑が長期2年以上の拘禁刑である軽罪 ②予審手続上の必要性
	会話傍受等	通信傍受（予審段階）
手続的要件	①検察官の意見 ②予審判事による，理由を付した書面による決定 ③技術的装置設置のための捜査共助囑託 ④技術的装置の設置のため，深夜早朝に住居に立ち入る際は，自由勾留判事によるその旨の許可	予審判事の書面による決定
措置の内容	傍受，撮影，送信，録音録画，反訳，画像印刷	通信傍受，録音，反訳
期間	4か月。更新可（回数制限なし）。	4か月。更新可（回数制限なし）。
事後の措置	記録媒体の封印。 真実発見に有用な通信（画像を含む。）の反訳印刷。	記録媒体の封印。 真実発見に有用な通信の反訳。
例外規定	出版社・テレビ局・ラジオ局・通信社の社屋・社用車，ジャーナリストの自宅，医師・公証人・代訴士・執行官の事務所，国会議員・弁護士・司法官の車両・事務	国会議員の回線については議長に，弁護士事務所・住居の回線については弁護士会会長に，司法官の執務室・住居の回線については，裁判所筆頭裁判長

	所又は住居には、装置を設置できない。	又は検事長に、それぞれ事前の通知が必要。
--	--------------------	----------------------

なお、会話傍受等の対象は、①私的若しくは公的な場所又は車両における会話の傍受、録音等、②私的な場所又は車両における容姿の撮影等である。公的な場所における容姿の撮影は、本条が定める会話傍受等には含まれておらず、予審判事の権限を定めた一般的な規定（刑事訴訟法典81条）により行うことができる。

2 予審段階における会話傍受

(1) 実体的要件

ア 刑事訴訟法706-73条の犯罪

会話傍受は、一定の重大な犯罪（重罪及び軽罪）に限定して認められており、対象犯罪は、捜査段階における通信傍受と全く同様であり、706-73条に列挙された犯罪である（前記第3の2(1)参照）。

イ 予審手続上の必要性

予審判事は、予審手続上の必要性があるときは、会話傍受を行い、又は、司法警察職員に対し、その実施を命ずることができる（706-96条）。

予審段階の通信傍受と同様、予審手続上の必要性が要件とされている。

ウ 例外規定

技術的装置の設置は、56-1条、56-2条及び56-3条に掲げる場所においてすることができず、また、100-7条に掲げる者の車両、事務所又は住居においてすることができないと規定されている（706-96条3項）。

このため、弁護士事務所及びその居宅（56-1条）、出版社、テレビ局、ラジオ局及び通信社の社屋及び社用車、ジャーナリストの自宅（56-2条）、医師、公証人、代訴士及び執行官の事務所（56-3条）においては、技術的装置を設置することができない。

また、国民議会（下院）議員、元老院（上院）議員、弁護士及び司法官（100-7条）の車両、事務所及び住居においては、技術的装置を設置することができない。

(2) 手続要件

ア 検察官の意見

予審判事は、会話傍受を決定する前に、検察官に意見を求めなければならない（706-96条）。予審判事は検察官の意見には拘束されない

イ 予審判事による理由を付した書面による決定

予審判事は、書面により、会話傍受の実施を決定する。この決定においては、傍受の対象とされる場所又は車両を特定する要素、傍受実施の理由となる犯罪を記載し、傍受期間を記載する（706-97条）。

また、通信傍受の場合と異なり、会話傍受については、この決定に、理由を付することが求められている（706-96条）。

ウ 司法警察職員への捜査共助嘱託

さらに、通信傍受の場合と異なり、会話傍受の場合には、その都度、住居や車内に立ち入って、傍受のための技術的装置を設置しなければならないところ、決定のほかに、実際に技術的装置を設置する司法警察職員に対し、特別の捜査共助嘱託が必要である^{*2}（2008年2月13日破毀院刑事部決定）。

エ 自由勾留判事による、深夜早朝の住居立入許可

^{*2} 予審が開始された後、予審判事は、司法警察員に対し、包括的な捜査共助嘱託を行うが、会話傍受については、それとは別に、その都度、特別な嘱託が必要である。

住居への立入りを伴う捜索について、刑事訴訟法典59条は、家人の承諾がない限り、原則として、午前6時前及び午後9時以降に実施することができず、時間外に捜索を実施する場合には自由勾留判事による許可が必要であると定めているところ、会話傍受の技術的装置の設置のために住居に立ち入る際にも、同条が定めた時間外に立ち入る場合には、自由勾留判事によるその旨の許可が必要である（706-96条2項）。

この許可は、予審判事が行うことはできず、予審判事が自由勾留判事にその許可を請求する。

(3) 措置の内容

予審判事は、司法警察職員に対し、1人又は複数の者が私的又は内密に発した言葉を、当事者の同意を得ることなく傍受し、送信し、又は録音するための技術的装置を私的若しくは公的な場所又は車両に設置することを決定することができる。また、技術的装置の設置のため、設置場所の所有者や占有者などに通知せず、又はその同意を得ることなく、私的な場所又は車両に立ち入ることを許可することができる。この設置は、予審判事の権限と監督の下に実施される（706-96条）。

予審判事又はその嘱託を受けた司法警察員は、内務省の権限又は監督下にある部署等^{*1}の職員に対し、技術的装置の設置を要請することができる。

予審判事又はその要請を受けた司法警察員は、技術的装置の設置並びに傍受及び録音について、報告書を作成する。傍受した会話のうち、真実発見に有用な会話については反訳し、これを調書に記載する。外国語による通信は、翻訳者への嘱託により、フランス語に反訳される（706-100条、706-101条）。

*1 内務省の権限又は監督下にある部署等は、①司法警察中央当局、複数地域にまたがる当局及び地方当局、②国内情報中央局、③司法警察中央事務所、④特別介入部隊（捜査、援助、介入、抑止部隊）、⑤国家警察介入部門、⑥国家憲兵隊司法警察部門、⑦国家憲兵隊捜査部門、⑧国家憲兵隊治安介入部隊、⑨国家憲兵隊司法支援部門と定められている（2004年9月29日デクレ第2004-1026号、最終改正2011年4月11日）。

[REDACTED]

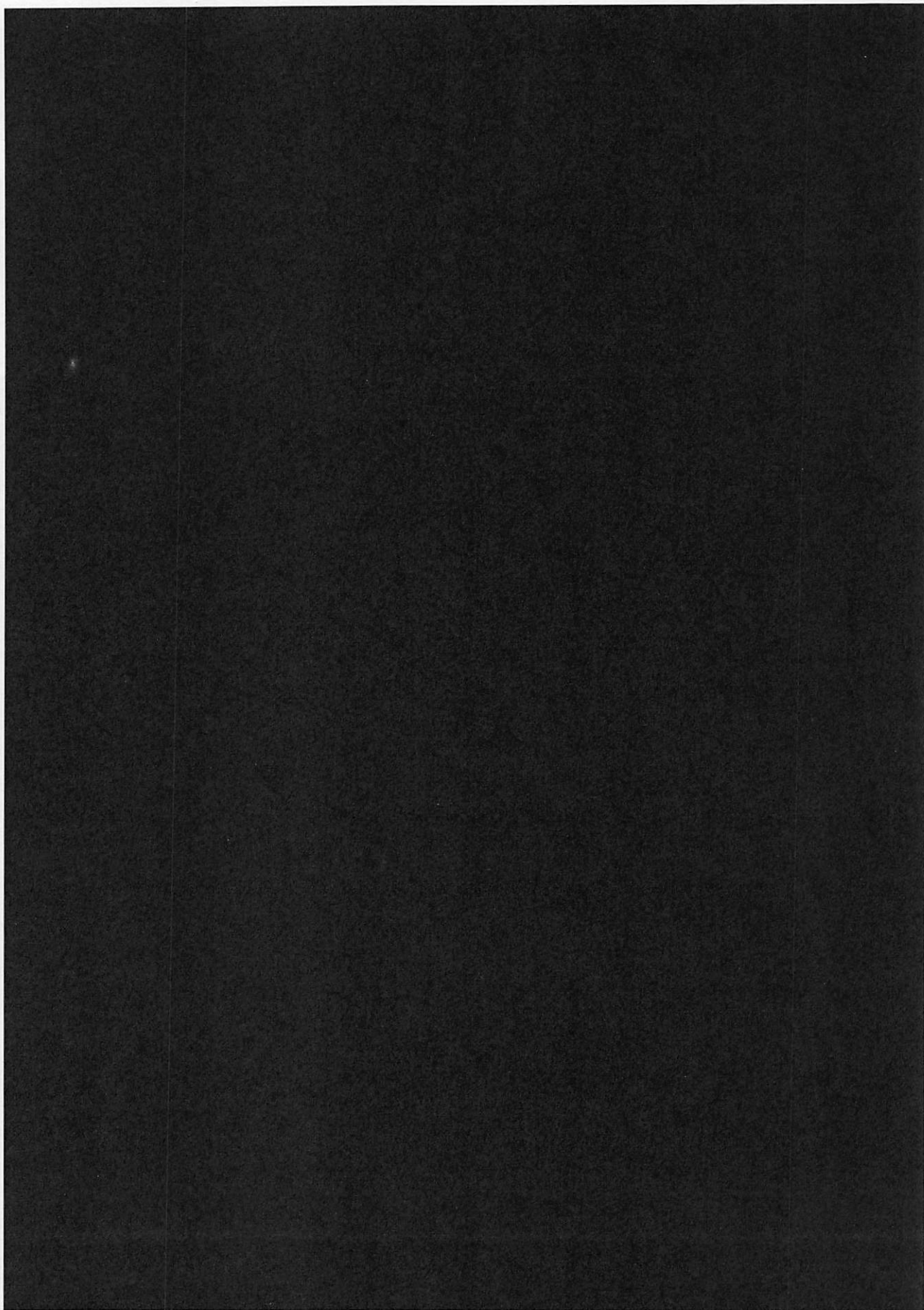
(4) 事後の措置

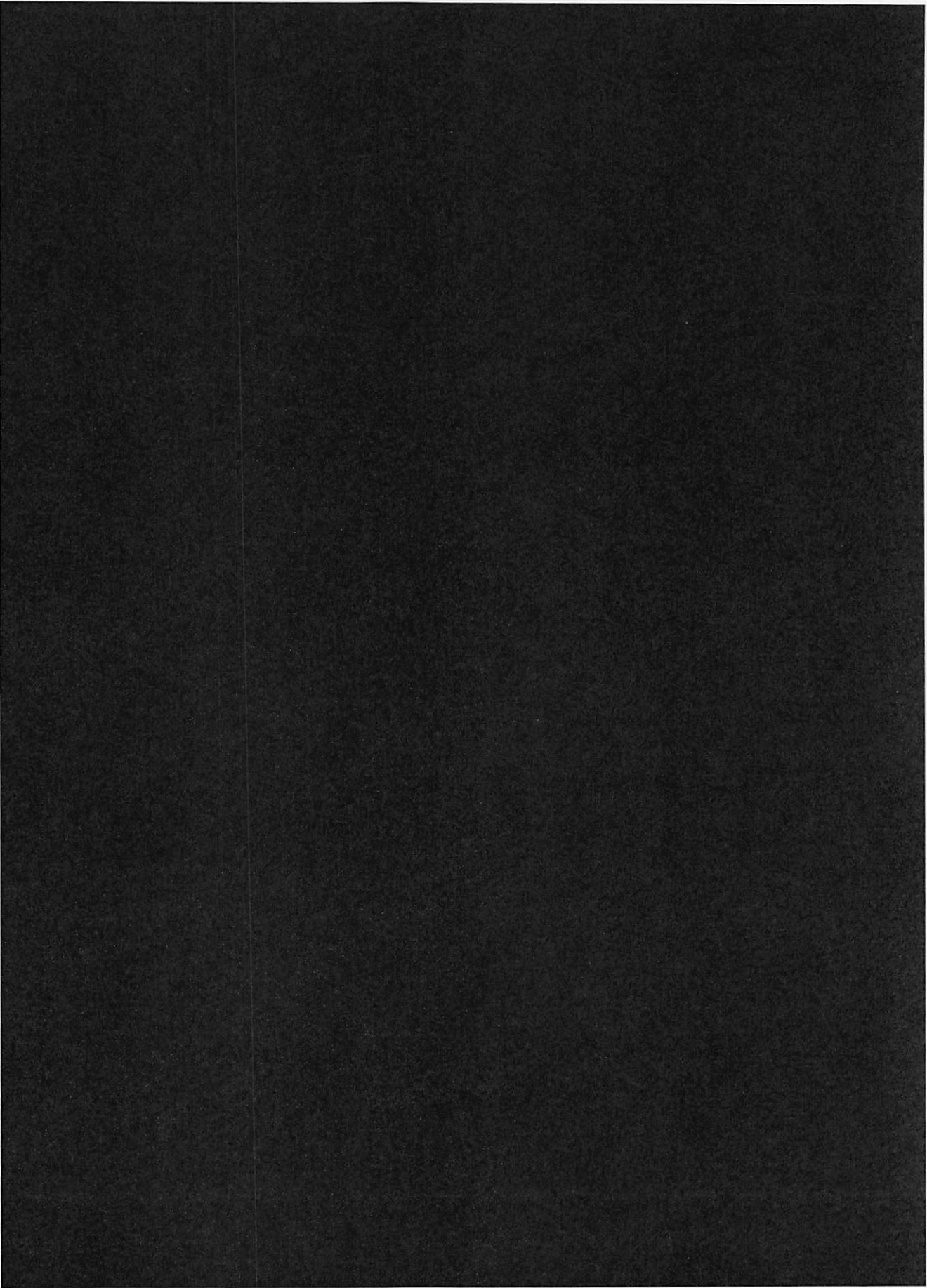
会話傍受の内容が録音された記録媒体は、封印される（706-100条2項）。 [REDACTED]

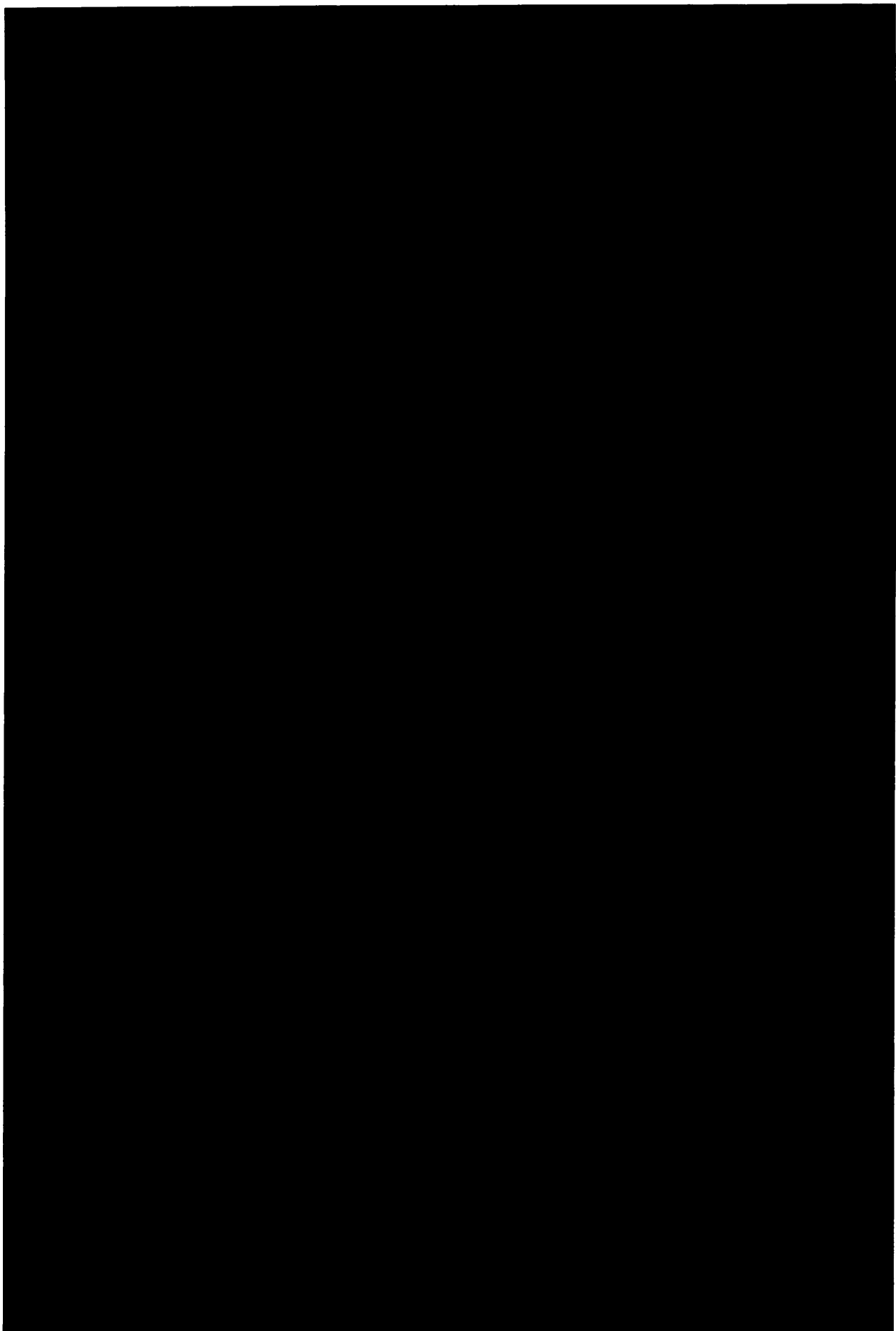
[REDACTED]

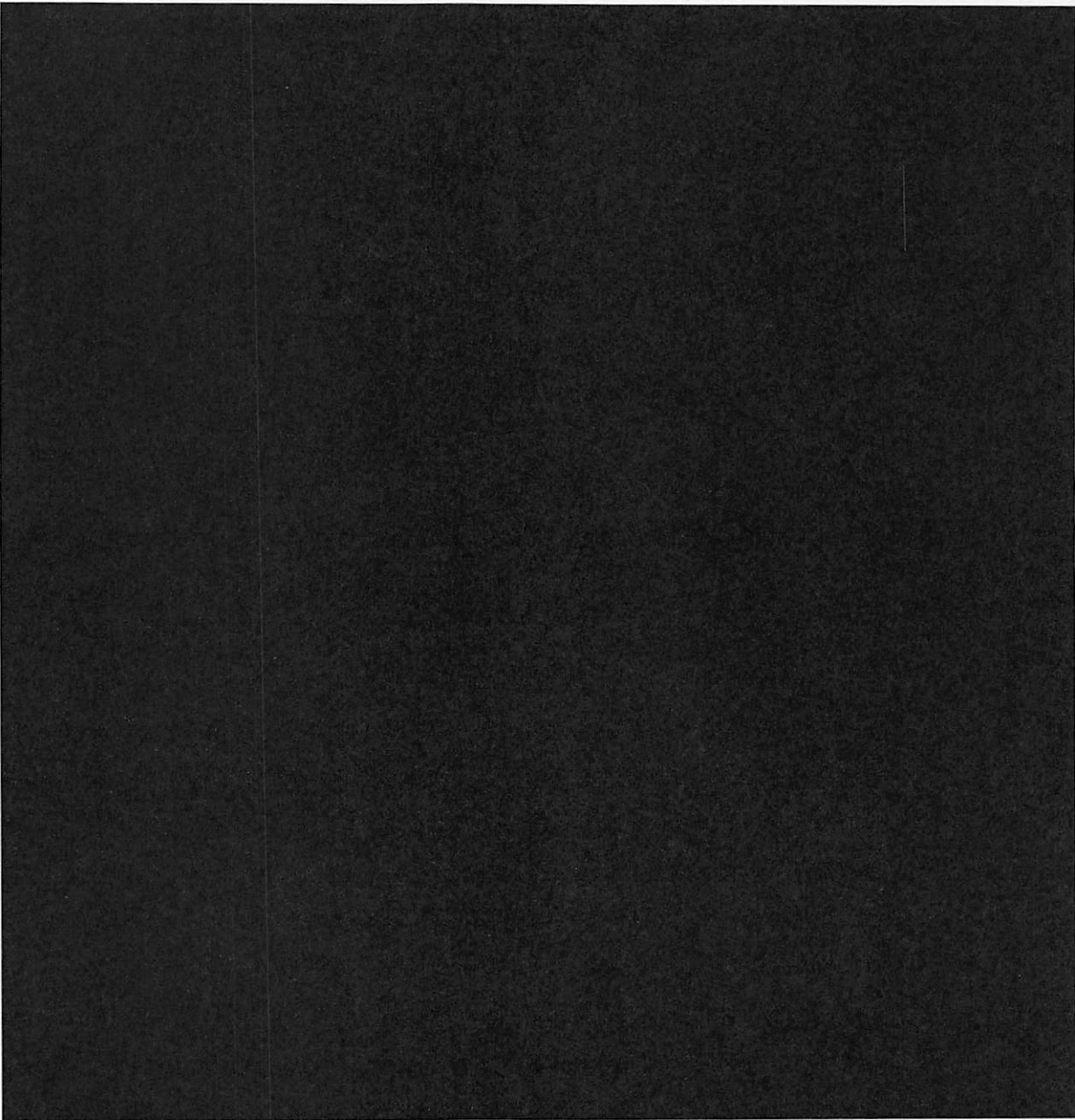
記録媒体は、公訴時効経過後、検事正又は検事長の請求により破棄され、破棄の手続は調書に記載される（706-102条）。

[REDACTED]









なお、会話傍受の対象としている車両がフランス領を出た場合、フランスの捜査当局は会話傍受を継続することはできないため、かかる事案では、捜査共助により、国外における会話傍受は、当該外国の捜査当局が実施することとなる。

5 会話傍受をめぐる問題

会話傍受は、フランスにおいても比較的新しい捜査手法であるところ、その活用方法をめぐって適法性が争われる例がある。

前記のとおり、未決勾留中の予審対象者が刑務所の面会室で訪問者と面会する際の会話の傍受は、広く実施されている。この手法については、破毀院（最高裁判所に相当）刑事部が適法と認める決定をしている。

2006年3月1日破毀院刑事部決定

公衆の秩序に対して重大な危険を及ぼす犯罪捜査において、真実を明らかにする目的で、刑務所の面会室において、未決勾留中の被告人及び来訪者の会話を傍受することは、刑事訴訟法706-96条ないし706-102条に定める要件により、予審判事の監督下で実施された場合、欧州人権規約8条（住居及び通信に関するプライバシー権の尊重）に違反するものではない。

また、面会室の会話傍受に類似した手法として、警察留置施設の個室における傍受も行われていたが、これについては、破毀院大合議が不当な証拠収集方法とする決定をしたため、今後は実施できなくなった。

2014年1月7日破毀院刑事部決定、2015年3月6日破毀院大合議決定

武器を用いた強窃盗の事案において、警察留置施設に未決勾留中の被疑者が、隣接した個室に留置中の者との間で食事時間中に交わした会話を傍受することは、証拠収集方法として不当である。

さらに、新たな問題として、装置を人に携帯させて傍受する方法がある。2010年3月

31日、パリ控訴院第4予審部は、通信機器を保持させる方法（携帯電話機の中に装置を設置した例）によって傍受した会話の反訳を無効とする旨判断した。 [REDACTED]

[REDACTED] パリ控訴院予審部は、この方法は、通信傍受ではなく会話傍受の一態様であり、会話傍受のための特別な許可がない以上、通信傍受に関する規定の類推適用であるとし、欧州人権規約8条のプライバシー権を侵害するとした。かかる決定は、他に類似事案がなく、本件も上告されなかったため、今後の運用に注目する必要がある。

第5 資料：条文及び通達の仮訳

資料1 刑事訴訟法典：予審段階における通信傍受

(最終改正：2010年1月4日法律2010-1号)

○ 100条

重罪及び法定刑が2年以上の拘禁刑である軽罪に関しては、予審判事は、予審手続上必要と認められる場合、通信の傍受、録音及び反訳を命ずることができる。これらの措置は、予審判事の権限と監督の下に行われる。

傍受の決定は、書面による。この決定は、裁判としての性格を有さず、これに対する上訴は認められない。

○ 100-1条

100条の適用における決定には、傍受の対象となる通信を特定する一切の要素、傍受を行う基礎となる犯罪及び傍受を行う期間を記載しなければならない。

○ 100-2条

傍受の決定は、最長4か月の期間を定める。この決定は、その形式及び期間のいずれの条件も同一である場合にのみ、更新することができる。

○ 100-3条

予審判事又はその囑託を受けた司法警察員は、郵政省の管轄下若しくは監督下にある部署・組織の資格を有する職員又は認可を受けた通信ネットワーク業者若しくは通信サービス供給業者の資格を有する職員に対し、傍受装置の設置を委託することができる。

○ 100-4条

予審判事又はその囑託を受けた司法警察員は、傍受及び録音について、その実施ごとに報告書を作成する。この報告書には、実施の開始及び終了の日時を記載する。

録音媒体は、封印される。

○ 100-5条

予審判事又はその囑託を受けた司法警察員は、真実発見に有用な通信を反訳する。その内容は、報告書に記載される。この報告書は、一件記録に編みつけられる。

外国語による通信は、そのために囑託された通訳人の協力を得て、フランス語に反訳される。

(2005年12月12日法律第2005-1549号38条)《防衛権の行使に関する弁護士との通信は、

反訳することができず、これに反する反訳は無効である。》

(2010年1月4日法律第2010-1号)《ジャーナリストとの通信は、出版の自由に関する1881年7月29日法律2条の違反となる情報源の特定を可能にするものについては、反訳することができず、これに反する反訳は無効である。》

○ 100-6条

録音媒体は、検事正又は検事長の申し出により、時効期間満了時に廃棄される。

この廃棄の実施について、報告書が作成される。

○ 100-7条

(1995年2月8日法律第95-125号)《国民議会議員又は元老院議員の回線については、予審判事が当該議員の所属する院の議長に通知した場合でなければ、傍受することができない。》

弁護士事務所又は住居に接続する回線については、予審判事が弁護士会会長に通知した場合でなければ、傍受することができない。

(2004年3月9日法律第2004-204号5条)《司法官の執務室又は住居に接続する回線については、当該司法官の住居を管轄する裁判所の筆頭裁判長又は検事長に通知した場合でなければ、傍受することができない。》

(1993年8月24日法律第93-1013号)《本条に定める手続に違反した場合、傍受は無効とする。》

資料2 刑事訴訟法典：捜査段階における通信傍受

(最終改正：2011年3月14日法律第2011-267号)

○ 706-95条

刑事訴訟法典706-73条の適用のある犯罪に関する現行犯捜査又は予備捜査上、必要と認められる場合、大審裁判所の自由勾留判事は、検事正の請求に基づき、100条2項、100-1条及び100-3条ないし100-7条に規定する方式による通信の傍受、録音及び反訳を許可することができる。その期間は、最長1か月間とし、その形式及び期間のいずれの条件も同一である場合にのみ、1回更新することができる。これらの措置は、自由勾留判事の監督の下に行われる。

100-3条ないし100-5条を適用するに当たり、予審判事又は予審判事の囑託を受けた司法警察員の権限は、検事正又はその要請を受けた司法警察員によって実施される。

傍受の許可をした自由勾留判事は、前項の適用によって実施された行為、(2011年3月14日法律2011-267号35-2条)《特に、その許可を執行するに当たり、100-4条及び100-5条により作成された報告書》について、遅滞なく検事正から報告を受ける。

資料3 刑事訴訟法典：逃亡者捜索のための通信傍受

(創設：2004年3月9日法律第2004-204号87条)

○ 74-2条

司法警察員（必要があれば、司法巡査が補助する。）は、検事正の命令を受けて、以下の逃亡者を捜索し、発見するため、56条ないし62条に掲げる措置を執ることができる。

1° 予審判事、自由勾留判事、控訴院予審部若しくはその部長又は重罪院裁判長により発付された勾引勾留状の対象とされ、判決裁判所に移送された者

2° 判決裁判所又は刑罰適用判事により発付された勾引勾留状の対象とされた者

3° 執行可能な1年以上の自由剥奪刑の実刑判決を受けた者

逃亡者を捜索するために捜査の相応の必要性があるときは、大審裁判所の自由勾留判事は、検事正の請求に基づき、100条、100-1条及び100-3条ないし100-7条の規定する方式による通信の傍受、録音及び反訳を許可することができる。その期間は、最長2か月間とし、その形式及び期間のいずれの条件も同一である場合に更新することができる。ただし、軽罪については最長6か月間とする。これらの措置は、自由勾留判事の許可及び監督の下に行われる。

100-3条ないし100-5条を適用するに当たり、予審判事又はその囑託を受けた司法警察員の権限は、検事正又はその要請を受けた司法警察員によって実施される。

自由勾留判事は、前項の適用によって実施された行為について、遅滞なく検事正から報告を受ける。

資料4 刑事訴訟法典：死因特定及び行方不明者捜索のための通信傍受

(創設：2002年9月9日法律第2002-1138号66条)

○ 80-4条1項

74条及び74-1条に規定された死因の特定及び行方不明者に関する予審手続中、予審判事は、第1巻3章1節（予審判事による一番段階の予審手続に関する規定）の措置に従って手続を行うことができる。通信傍受については、100条2項、100-1条ないし100-7条に規定された条件のもと、予審判事の許可及び監督下において、実施することができる。この傍受は、延長しても2か月を超えることができない。

*1 原因が不明ないし犯罪によることが疑われる死体が発見された場合又は未成年者及び要保護者が行方不明になった場合等において、検事正が予審判事に予審開始を請求できるとの規定。

資料5 刑事訴訟法典：刑罰適用判事の指示により実施される通信傍受

(創設：2014年8月15日法律第2014-8968号34条)

○ 709-1-3条

有罪判決を宣告された者が、拘留された後、刑罰の適用に当たり、定められた禁止事項、特定の者又は特定の種類の人物との接触、有罪判決を受けた特定の者との頻繁な接触、特定の場所、特定の種類の場所又は特定の地域への出現につき、これを順守していないことが疑われる一ないし複数の理由がある場合、警察及び憲兵隊の担当部署は、刑法131-9条2項又は刑法131-11条2項¹によりこれを定めた刑罰適用判事、又は、検事正の請求を受けた刑罰適用判事の指示により、国家の領域内において、判決に起因する禁止事項に違反していることを明らかにする証拠の収集に必要不可欠な場合において、以下の措置を行うことができる。

1° 重罪又は軽罪において、刑事訴訟法典100条1項に定められた通信傍受、録音及び反訳。

ただし、同法典1巻1章3節2部の方式に従う。

*1 刑罰の適用に当たり、特定の者との接触禁止等を定める旨の規定。

資料 6 刑事訴訟法典：会話傍受等

(最終改正：2009年8月3日法律第2009-971条15-2条)

○ 706-96条

706-73条^{*1}の適用範囲にある重罪又は軽罪に関し、予審手続上必要と認められる場合、予審判事は、検事正の意見を聞いた上で、共助の囑託を受けた司法警察員及び司法巡査に対し、理由を付した命令により、私的若しくは公共の場所又は車両において一人若しくは複数の者が私的に若しくは内密に発した言葉、又は、私的な場所における一人若しくは複数の者の容姿を、当事者の同意を得ることなく傍受し、撮影し、送信し、又は録音・録画するための技術的装置を設置することを許可することができる。これらの措置は、予審判事の権限及び監督の下において実施される。

1項に規定する技術的装置を設置するため、予審判事は、59条^{*2}に規定する時間以外の時間を含め、当該車両の所有者若しくは占有者、当該場所の占有者又はその他これら車両・場所に対して正当な権原を有する全ての者に通知せずに又はその同意を得ることなく、私的な車両又は場所に立ち入ることを許可することができる。立ち入る場所が人の住居であり、かつ、59条に規定する時間以外の時間において実施する必要がある場合、立入りの許可は、予審判事の申立てを受けた自由勾留判事がこれを行う。立入りの実施は、技術的装置の設置以外を目的とすることはできず、予審判事の権限及び監督の下においてなされる。(2005年12月12日法律第2005-1549号39条)《本項の規定は、設置された技術的装置の撤去を目的とする立入りの実施にも適用される。》

1項に規定する技術的装置の設置は、56-1条、56-2条及び56-3条^{*3}に掲げる場所においてすることができず、100-7条に掲げる者^{*4}の車両、事務所又は住居においてすることができ

*1 資料 7 参照。

*2 午前 6 時より前及び午後 9 時より後には、原則として、住居に対する捜索の実施を開始することができないとの規定。

*3 弁護士事務所・その居宅 (56-1 条)、出版社・テレビ局・ラジオ局・通信社の社屋・社用車、ジャーナリストの自宅 (56-2 条)、医師・公証人・代訴士・執行官の事務所 (56-3 条)

*4 国民議会 (下院)・元老院 (上院) の議員、弁護士、司法官 (裁判官・検察官)

ない。

本条に規定された措置により、予審判事の命令において対象とされた犯罪と別の犯罪が明らかになった場合、それに付随する手続によって無効の原因になることはない。

○ 706-97条

706-96条の適用における決定には、対象とされる私的又は公共の車両又は場所を特定することを可能にする全ての情報、この手段を執る基礎となる犯罪及び手段の期間が含まれなければならない。

○ 706-98条

決定における期間は、最長4か月間である。この決定は、その形式及び期間のいずれの条件も同一である場合にのみ、更新することができる。

○ 706-99条

予審判事又はその共助の囑託を受けた司法警察員は、内務省（2009年8月3日法律第2009-971条15-2条により削除）《又は国防省》の権限又は監督の下にある部署、部門又は組織（その部署、部門又は組織の一覧は、デクレにより明確にされる。）における資格のある全ての職員に対し、706-96条に規定する技術的装置の設置を要請することができる。

司法警察員若しくは司法巡査又は706-96条に規定する措置を実施することとされた本条1項に掲げる資格のある職員は、刑法典226-3条^{*1}に係る器具の所持を許可される。

○ 706-100条

予審判事又はその共助の囑託を受けた司法警察員は、技術的装置の設置並びに傍受、撮影及び録音・録画について、それぞれ実施ごとに報告書を作成する。この報告書には、実施の開始及び終了の日時を記載する。

録音・録画物は、封印される。

○ 706-101条

予審判事又はその共助の囑託を受けた司法警察員は、録音・録画された映像又は会話のうち、真実の発見のために有用なものについては、一件記録に添付される報告書において記載し、又は反訳する。

外国語による会話は、通訳人に要請し、その協力を得て、フランス語で反訳する。

○ 706-102条

録音・録画物は、検事正又は検事長の申出により、公訴時効期間満了時に廃棄される。

この廃棄の実施について、報告書が作成される。

*1 通信傍受装置の無許可製造等に関する規定。

資料7 刑事訴訟法典706-73条犯罪一覧

(最終改正：2015年8月17日法律第2015-993号)

号数	犯罪	内容	種類	法定刑
1	組織集団による故殺(刑法典221-4条8号)	組織集団内の複数の者による故殺(故意による他人の殺害)	重罪	無期懲役
2	組織集団による拷問・野蛮行為(刑法典222-4条)	組織集団による、人に対する拷問又は野蛮行為	重罪	懲役30年
3	麻薬取引等(刑法典222-34条ないし222-40条)	違法薬物の製造・密輸出入・運搬・譲渡・使用などを目的とする団体の管理運営、違法薬物の製造、組織集団による違法薬物の密輸出入など	重罪	無期懲役 懲役20～30年 罰金750万€
		違法薬物の密輸出入・運搬・譲渡、自己使用目的の売買など	軽罪	拘禁5～10年 罰金7万5,000～750万€
4	組織集団による略取・監禁(刑法典224-5-2条)	被害者の死亡又は傷害を伴う逮捕・誘拐・監禁など	重罪	無期懲役 懲役20～30年 罰金100万€
		被害者を解放した場合	軽罪	拘禁10年 罰金100万€
5	加重的人身取引(225-4-2条ないし225-4-7条)	野蛮行為を伴う場合、組織集団による場合など	重罪	無期懲役 懲役20年 罰金300万～450万€

		未成年者や複数の者に対する場合	軽罪	拘禁10年 罰金150万€
号数	犯罪	内容	種類	法定刑
6	加重的売春あつせん (刑法典225-7条ないし225-12条)	野蛮行為を伴う場合、組織集団による場合、15歳以下の者に対する場合など	重罪	無期懲役 懲役15～20年 罰金300万～450万€
		複数の者に対する場合、武器を所持した者による場合など	軽罪	拘禁10年 罰金75万～150万€
7	組織集団による窃盗、強盗 (刑法典311-9条)	組織集団による窃盗のほか、組織集団による武器の使用を伴う強盗など	重罪	懲役15～30年 罰金15万€
8	加重的強要等 (刑法典312-6条、312-7条)	強要致死、組織集団による強要等	重罪	無期懲役 懲役20年～30年 罰金15万€
9	組織集団による財産の破壊等 (刑法典322-8条)	組織集団による、爆発物を用いるなどの方法による他人の財産の破壊、毀損又は毀棄	重罪	懲役20年 罰金15万€
10	通貨偽造等 (刑法典442-1条、442-2条)	通貨偽造・変造、組織集団による偽造通貨輸送・使用目的所持など	重罪	懲役30年 罰金45万€
		偽造通貨輸送・使用目	軽罪	拘禁10年

		的所持など		罰金15万€
号数	犯罪	内容	種類	法定刑
11	テロ行為 (刑法典421-1条ないし421-6条)	テロ行為として、食品や水などに危険物を混入したことにより死者が出た場合など	重罪	無期懲役 懲役15～30年 罰金15万～75万€
		テロ行為の準備のための団体又は共謀への参加など	軽罪	拘禁7～10年 罰金10万～22万5,000€
12	組織集団による武器の製造等(国防法典L. 2339-2条, 2339-3条, 2339-8条, 2339-10条, 2341-4条, 2353-4条, 2353-5条, 内務安全法典L. 317-2条, 317-4条, 317-7条)	組織集団による武器製造・武器倉庫保有等	軽罪	拘禁10年 罰金50万€
13	組織集団による外国人の不法入国助長等(1945年11月2日オランダンス第45-2658号21条I 4項)	組織集団による外国人の不法入国・不法滞在助長等	軽罪	拘禁10年 罰金75€
14	マネーローンダリング(刑法典324-1条, 324-2条)	マネーローンダリング, 犯罪収益隠匿・所持	軽罪	拘禁5年～10年 罰金37万5,000～75万€

	4-2条), 本条1号ないし13号に規定された犯罪の収益の蔵匿(同321-1条, 321-2条)	持・譲渡等		万€
号数	犯罪	内容	種類	法定刑
15	凶徒の結社(刑法典450-1条)のうち, 本条1号ないし14号, 17号に規定する犯罪の準備を目的として結成されるもの	重罪又は軽罪を準備する目的で結成された集団又は謀議であり, その準備が客観的事実により特徴づけられるもの	軽罪	拘禁5年~10年 罰金7万5,000~15万€
16	未成年者の財産犯罪からの利益收受(刑法典321-6-1条)のうち, 本条1号ないし15号, 17号に規定する犯罪に関連するもの	犯罪を犯した未成年者に対して権限を有する者が, 自己の生活資金の出所を証明できない行為	軽罪	拘禁5~10年 罰金10~30万€
17	組織集団によるハイジャック等(刑法典224-6-1条)	組織集団による航空機, 船舶その他の輸送手段の強奪	重罪	懲役30年
18	破壊用武器の拡散助長等(刑事訴訟法典706-167条, 国防法典)	大量破壊兵器・原子力兵器・生物兵器・化学兵器などの拡散助長及びその仲介等	重罪	無期懲役 懲役15~20年 150万~750万€
		原子力原料の無許可運搬等	軽罪	拘禁3~10年 罰金7万5,000~750万€
19	組織集団による無許可の鉱山開発(鉱業法典L.512-2条)のうち, 本条1号ないし17号に規定する犯罪に関連するもの	組織集団による, 無許可ないし環境破壊を伴う鉱山開発のうち, 本条1号ないし17号に規定する犯罪に関連するもの	軽罪	拘禁5~10年 罰金7万5,000~15万€

資料 8 司法省通達

組織犯罪に関連する措置に関する2004年9月2日司法省刑事局通達

(C R I M04-13 / G 1-02-09-04)

捜査段階における通信傍受

捜査段階において、通信傍受が必要な場合に、煩雑な手続を伴う予審を必ず開始しなければならないことを回避するため、検察官に対し、傍受期間を短く制限した通信傍受を請求できる可能性を与えたことは、有用と思われる。この通信傍受は、特に、予審を開始する前に、捜査官が収集した情報の関連性を明らかにし、捜査終結時に軽罪裁判所に直接起訴することが許される事件^{*1}において、予審手続を踏まずに済むだけの十分な証拠を収集することを目的とする。

現行犯捜査の期間が16日間に拡張される機会が増加する中^{*2}、このような捜査技術は、迅速な捜査を行うに当たり特に有効と思われるのであって、捜査を指揮する司法官が変更されることは好ましくない。例えば、組織集団による誘拐、監禁事件において、現行犯捜査の段階で、

*1 重罪においては、必要的に予審手続が行われるが、軽罪においては任意的である。

*2 現行犯捜査 (enquête de flagrance) は、最初の捜査活動から連続した8日間、検察官の指揮のもと、司法警察員によって行われ (刑事訴訟法典53条2項)、令状なしに、警察留置、取調べ、捜索などを実施することができる。重罪及び5年以上の拘禁刑が定められた軽罪については、検察官が、現行犯捜査の期間を8日間延長することが可能である (同条3項)。

即座に通信傍受を実施することは効果の点で時機を得たものといえる。

通信傍受が個人の自由に介入し、侵害する性質を有することから、法律は、それを実施するに当たり厳格な枠組みを規定し、裁判官の許可を得て、その監視下に実施することとしている。

その適用範囲としては、通信傍受は、予備捜査より現行犯捜査において利用されると思われるが、対象犯罪は刑事訴訟法典706-73条の犯罪に限られる。

通信傍受を実施する旨の決定は、検事正のその旨の請求により、自由勾留判事が行う。自由勾留判事により与えられる許可は、刑事訴訟法典100条から100-2条^{*1}に規定された形式によらなければならない。つまり、特にこのための捜査共助囑託を出すのは、自由勾留判事である。

この技術的活動及び本来の意味での捜査に相当する行為に関して、当然のことながら、最終的な捜査指揮権は、自由勾留判事に託されているのではなく、検事正に残されている。予審段階において、刑事訴訟法典100-3条ないし100-5条^{*2}によって予審判事に権限が割り当てられているのと同様である（技術的装置の設置、傍受の措置及び反訳に関する報告書）。

他方、法律は、刑事訴訟法典706-95条1項の末尾に記載されたとおり、自由勾留判事に措置の監督権限を与え、この条文の最終項により、自由勾留判事は、「(刑事訴訟法典100-3条ないし100-5条の適用により) 実施された措置について、検事正から、遅滞なく通知を受ける。」とされている。したがって、このような枠組みで通信傍受の実施を許可された当該捜査に従事する検察官は、適法な措置が遵守されていることを確認するに足りる要素を自由勾留判事に通知しなければならない。

ただし、手続の全てを自由勾留判事に報告することが必要とされているわけではなく、監督に必要十分な措置に言及した統括報告書で足りる。

この通信傍受は、15日間^{*3}実施することができ、同一の形式及び実質要件のもとで、1回更

*1 書面による決定、通信を特定する要素及び傍受期間の記載、傍受期間及び更新の規定。

*2 通信事業者に対する傍受装置設置の委託、調書の作成、録音媒体の封印、真実発見に有用な部分の反訳、外国語の翻訳の規定。

*3 2011年3月14日法律第2011-267号により、「15日」から「1か月」に延長された。

新することができる。

特定の場所及び車両における会話傍受及び撮影

従前、会話傍受は、法律上、特別な規定が存在せず、判例においてもこの点は比較的曖昧であった。確かに、破毀院によれば、刑事訴訟法典81条1項、151条及び152条^{*1}により、予審判事は、犯罪を検証するため、真実発見に有効な全ての方法をとることができ、その監督下において、防御権を侵害しない条件下において実行される私的な会話の録音は、予審判事の権限に含まれているとしていた（破毀院刑事部1999年11月22日決定）。しかし、搜索に言及した規定は、法律に定められた以外の目的で特定の場所や車両に立ち入ることを認めておらず、そのような措置は手続の転用とされていた。

したがって、刑事訴訟法典706-96条ないし706-102条において、特定の場所又は車両内部の会話傍受及び撮影のための装置を設置することを認める独自の規定が定められた。

1 措置の対象

刑事訴訟法典706-96条における設置することが認められた装置が対象としているものは、次のとおりである。

- 公的又は私的な場所又は車両内において、一人又は複数の者が、私的又は内密に発した会話の傍受、撮影、送信、録音
- 私的な場所における、一人又は複数の者の容姿の傍受、撮影、送信、録画

これらの法律の規定は、次の2点を意味する。

- 措置の対象とされた2類型は、互いに排他的なものではなく、法は2類型をともに許可しており、設置された装置により、対象とされた人物の容姿と会話を同時に傍受、撮影、送信、録音・録画することができることは明らかである。

*1 予審判事の権限、司法警察員への捜査共助囑託を定めた一般規定

- 会話は、公的な場所において交わされるものであっても、必然的に私的又は内密である性格をもっており、法で規定された方法によってしか傍受されない。他方、公的な場所にいる個人は、誰からも見られ得る性質を有するので、容姿の撮影は法の特別の規定を適用する場面ではない。

2 実体的要件

この措置の実施は、刑事訴訟法典706-73条に列挙された重罪又は軽罪に関し、予審段階においてのみ行うことができる。

法律は、会話傍受について特別な制度を規定し、適用範囲を制限しており、前に指摘した、刑事訴訟法典81条を根拠にこのような措置が可能であるとしていた破毀院刑事部の決定は、法律による規定の適用が優越し、以後、失効する。

この措置は、いかなる私的又は公的な場所においても実施することができるが、法律は、「保護された」人々の住居、事務所及び車両を完全に除外し、刑事訴訟法典56-1条（弁護士）、56-2条（出版社、マスコミ）、56-3条（医者、代訴士、公証人、執行官）、及び100-7条（国民議會議員、元老院議員、司法官）の規定を定めた。

3 手続

a 措置の実施

予審判事は、検事正の意見を聞いた上で、技術的装置の設置を囑託された司法警察員又は司法巡査に、理由を付した許可決定を出す。

共助囑託及び許可は、区別された2つの行為であり、共助囑託において装置の設置を命じるだけでは不十分である。

会話傍受を許可する決定には理由が付されていなければならない、通信傍受を命じる決定より充実している^{*1}。法律は、この決定がどのような要素によって基礎づけられるか明確に示さな

*1 通信傍受の決定には、理由を付することが要求されていない。

かったが、個人の自由を侵害するという行為の性質に照らせば、決定においては、「商品倉庫の撮影」、「凶徒の集合場所の傍受」といったように、特にこのような技術を用いて収集すべき証拠に言及すべきである。

検察官の請求にも同様の要素が記載される。

技術的装置の設置を担当する捜査官に捜査嘱託を出した予審判事のもとに、許可決定の写しを付した捜査嘱託が返戻される。他方、捜査官は、検事正の請求の写しを受け取る必要はなく、請求は、許可決定の原本とともに予審判事のもとに保管される。

許可決定と捜査嘱託は、いずれも、対象となる私的若しくは公的な車両又は特定の場所を特定するに足りる要素、捜査の対象とされている犯罪、措置の期間の全てを含んでいなければならない（刑事訴訟法典706-97条）。

この措置は、4か月の期間のみ許可され、同一の形式及び実質要件（検事正の請求によりなされる許可決定、捜査嘱託）のもとで、更新することができる。更新は、必要があればその都度許可され得る。

予審判事は、当然のことながら、その監督権限において、あらゆる時点において、この措置の終了を決定することができる。

b 装置の設置

i 時間

装置を設置するに当たり、予審判事は、司法警察員又は司法巡査に対し、その所有者、占有者、居住者及び賃借人の同意を得ることなく、住居を含むあらゆる私的又は公的な場所に、刑事訴訟法典59条^{*1}に定めた時間内において、立ち入ることを許可することができる。

法律で定められた時間外に住居に装置を設置することが必要な場合は、予審判事のその

*1 家屋内部から要求があった場合又は法律の定める例外を除いては、搜索及び住居の訪問は、午前6時以前及び午後9時以後においてこれを開始することはできない（刑事訴訟法典59条1項）

旨の請求により、自由勾留判事が立入りの許可を出す。

自由勾留判事の決定は、刑事訴訟法典59条に定められた時間外に住居に立ち入ることのみを許可の対象とし、その決定は、予審判事による許可及び装置設置の捜査囑託とともに捜査官に通知される。

検事は、管轄を有する自由勾留判事に対して、許可決定の請求をする必要はない。

決定される措置は、装置を設置する以外の目的であってはならず、予審判事の監視のもとに実施され、予審判事は、実施条件に留意するため、赴いて、捜査囑託した全ての措置を実施することができる。

ii 装置の撤去

立法者は、設置した装置の取り外しについて特別の規定を置いていない^{*1}。

例えば、装置が設置された住居や車両内で職務質問を実施したのに引き続いて、通常の手続に従って捜索を実施した際に撤去する場合のほか、相当する手続について同じ手順を踏んで実施することが義務付けられる。

それゆえ、隠密な方法で装置を撤去する必要があるときは、予審判事が、その場所に立ち入る新たな許可決定を出すのがふさわしく、期間満了の際、住居への立入りが法律に定められた時間外に実施される場合、自由勾留判事による許可は二重の意味を有する。すなわち、この許可は、撤去の命令を正当化し得る。

検察官は、この点について何らかの請求をする必要はない。

司法警察員は、装置の設置と撤去の各措置について、報告書に記載する。

装置の設置又は撤去の際に、偶発的に別の犯罪を発見した際には、その手続は通常の手続による。

iii 第三者への委託

*1 2005年12月12日法律第2005-1549号39条により、刑事訴訟法典の技術的装置の設置のための立入りの規定を、撤去のための立入りにも適用する旨改正された（刑事訴訟法典706-96条2項）。

装置の設置手続のため、予審判事又はその囑託を受けた司法警察員は、刑事訴訟法典D1 5-1-5¹によって規定された一覧に基づく、内務省又は国防省²の監督下にある部署又は組織に属する資格を有する全ての職員に対し、装置の設置を要請することができる。

c. 真実発見に有用な要素の反訳

真実発見に有用な要素の反訳、記録媒体の廃棄に関する規定は、通信傍受について規定されたのと同様である。

予審判事又はその囑託を受けた司法警察員は、技術的装置の設置、傍受、撮影、音声及び画像の録音録画の実施について、各措置の開始及び終了日時を記載して、報告書を作成する。

最終的に、予審判事又はその囑託を受けた司法警察員は、真実発見に役立つ画像及び会話についてののみ、報告書に記載し記録する。

憲法院は、この点を強調し、「犯罪と無関係の一連のシーンは、いかなる場合でも事件記録には保存されない。」とした。

しかしながら、この憲法院の判断の詳細は、真実発見に有用ではない私生活の要素を反訳することを除外したものであり、司法手続中に、最新の記録媒体を無効にすることを義務とするものではないと理解されるべきである。すなわち、そのように無効にすることは、捜査にとって有害であることは明らかであり、例えば捜査にとって興味が乏しいと思われる私生活が、後日決定的な証拠になり得るし、個人が住居にいたことは、例えば、同時刻に別の場所で起きた事件のアリバイにもなり得るが、捜査官はそのことを後になってしか知りえないからである。

*1 2004年9月29日デクレ第2004-1026号（最終改正2011年4月11日）は、1 司法警察中央当局、複数地域にまたがる当局及び地方当局、2 国内情報中央局、3 司法警察中央事務所、4 特別介入部隊（捜査、援助、介入、抑止部隊）、5 国家警察介入部門、6 国家憲兵隊司法警察部門、7 国家憲兵隊捜査部門、8 国家憲兵隊治安介入部隊、9 国家憲兵隊司法支援部門と定めている（刑事訴訟法典D15-1-5）。

*2 2009年8月3日法律第2009-971号15-2条により、「又は国防省」の文言は削除された。従前、国家憲兵隊の司法警察機能は国防省の管轄に属していたが、その後、警察同様、内務省の管轄に変更された。

傍受された会話が外国語であったときは、このために依頼された通訳人の助けを受けて、フランス語に翻訳される。

通信傍受において実践されていると同様に、傍受された録音録画の記録媒体は封印される、封印しない複製が作成される。これは、予審判事のもとに置かれ、予審判事は記録媒体を直接参照することができ、その正当性を明らかにするため異議を申し立てる機会を与える場合には、予審対象者の面前で封印を破壊するという煩雑な手続を経ることなく、その弁護士に参照させることができる。

参 考 資 料

- 1 ロサンゼルス検事局における在外研修報告……………刑事局総務課…65
- 2 平成26年度検事の外部派遣について……………刑事局総務課…84

ロサンゼルス郡検事局における在外研修報告

刑事局総務課

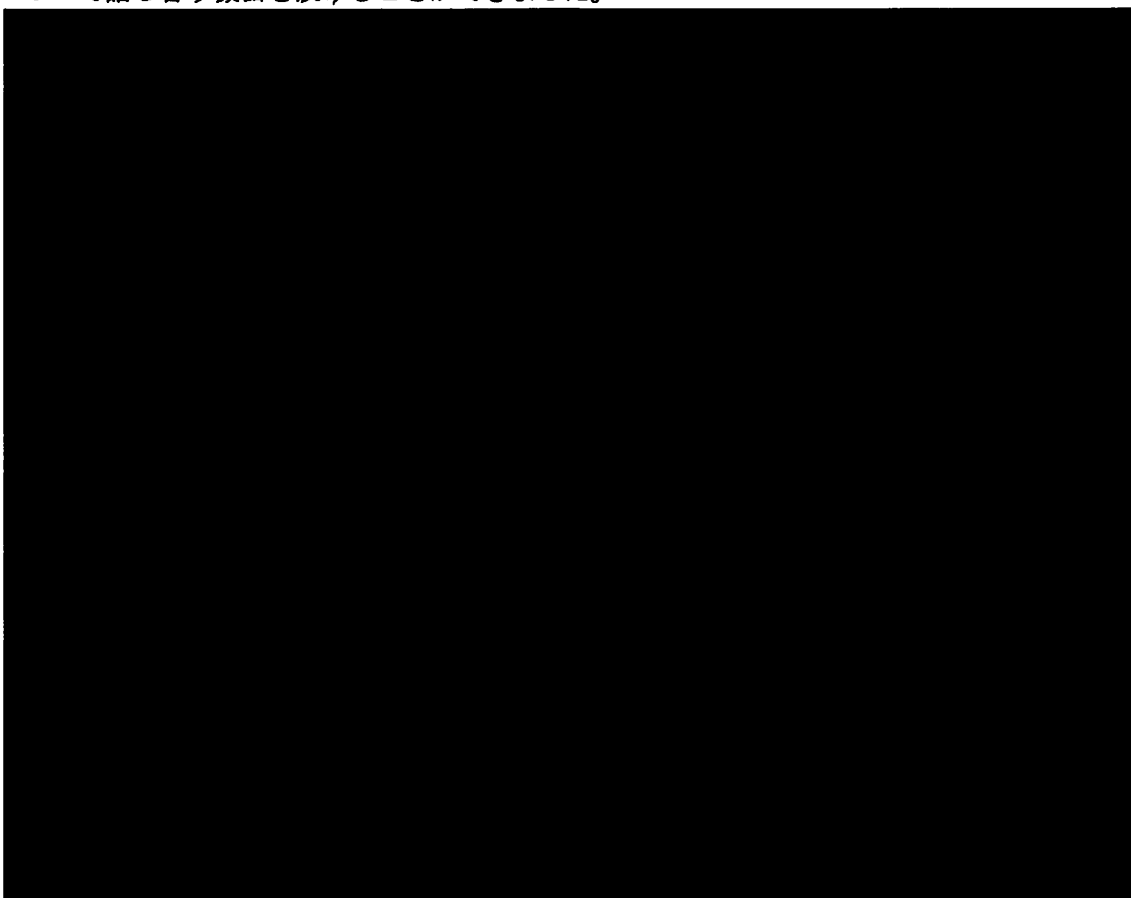
〔本稿は、平成27年3月2日から同月13日までの間、平成26年度米国検察庁における在外研修研修員として米ロサンゼルス郡検事局における研修を受講した津地方検察庁検察事務官 [REDACTED] からの在外研修報告書であり、今後の執務の参考となると思われるので紹介する。〕

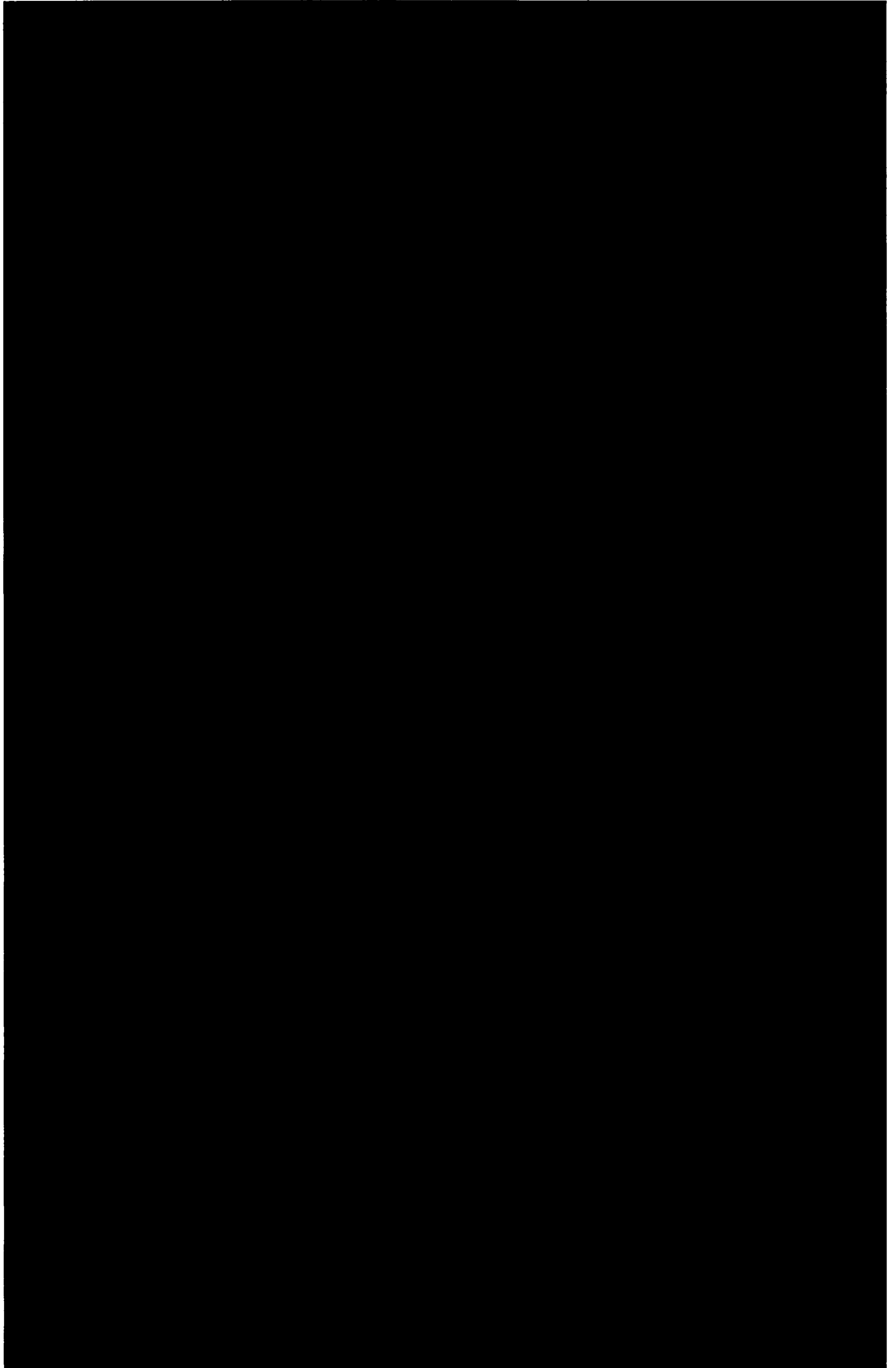
津地方検察庁 検察事務官 [REDACTED]

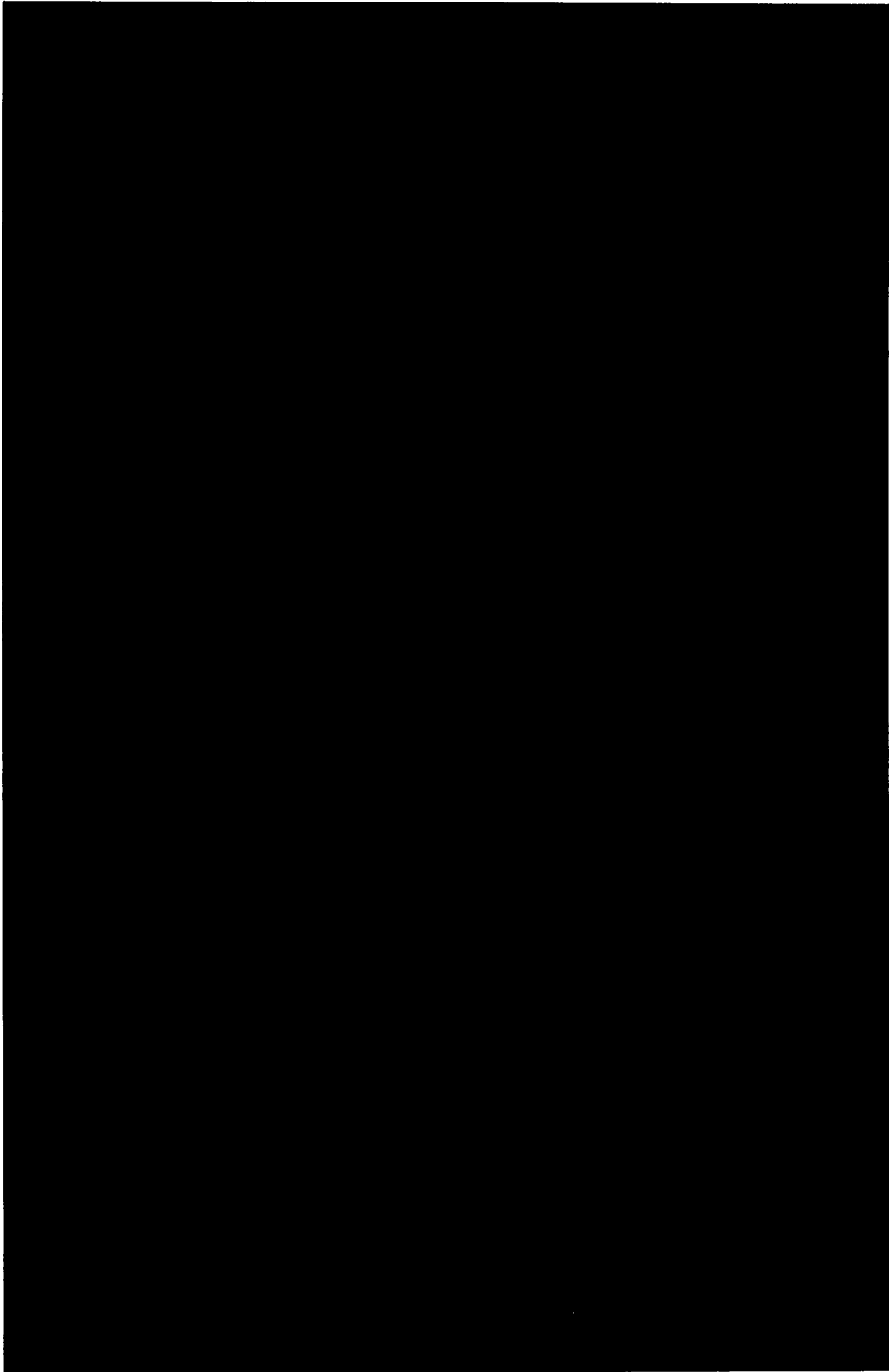
私は、平成27年3月2日から同月13日までの間、在外研修に参加する機会をいただきました。

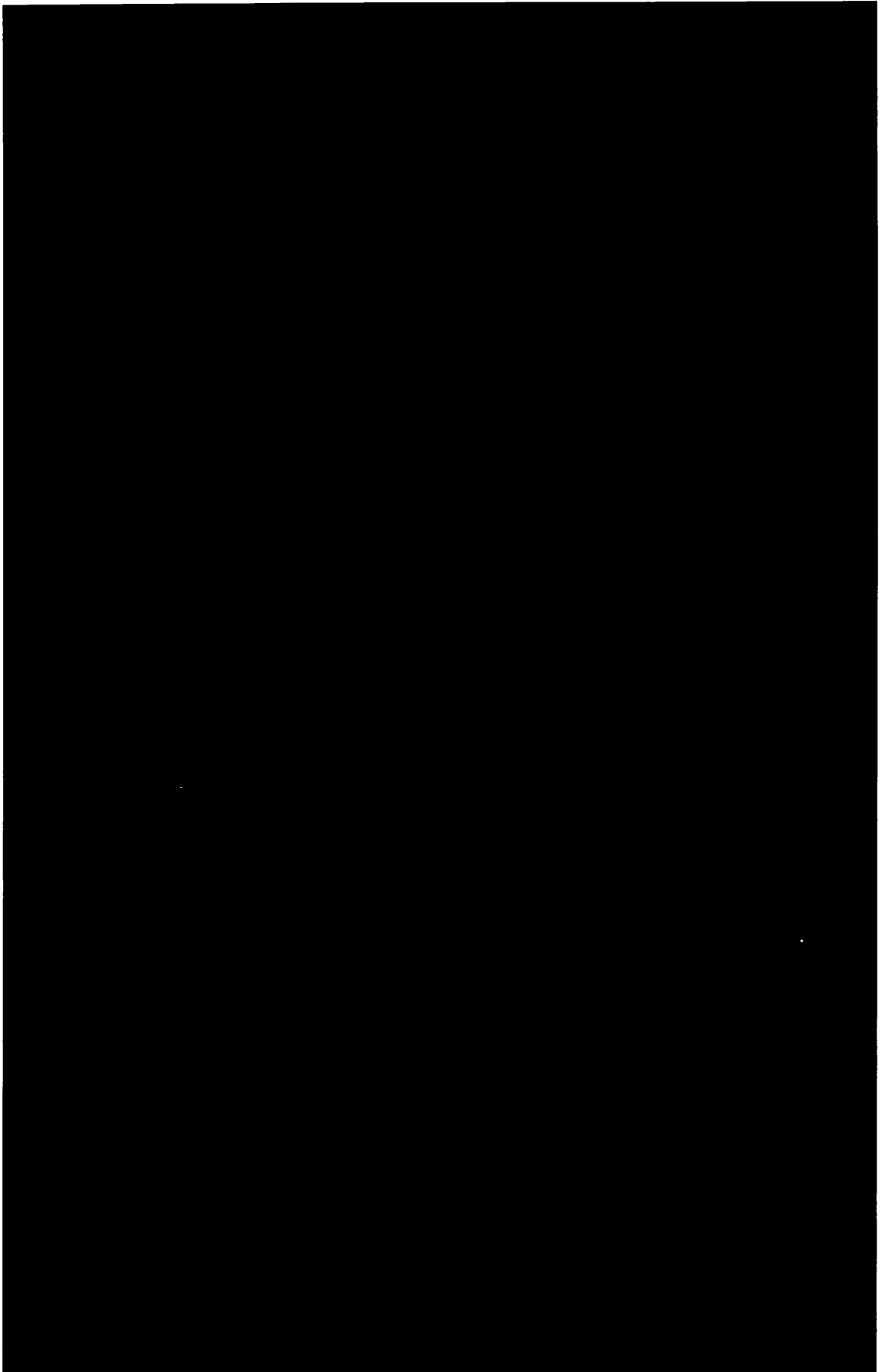
この研修では、ロサンゼルス郡検事局捜査官と行動を共にしてその捜査手法を学ぶとともに、FBIやLAPD（ロス市警）、裁判所などの司法関係機関を訪問し、各関係者の方々と交流させていただきました。全ての司法関係機関において、日本とは全く違うシステムが構築されていることに驚き、多くのことを学ばせていただきました。

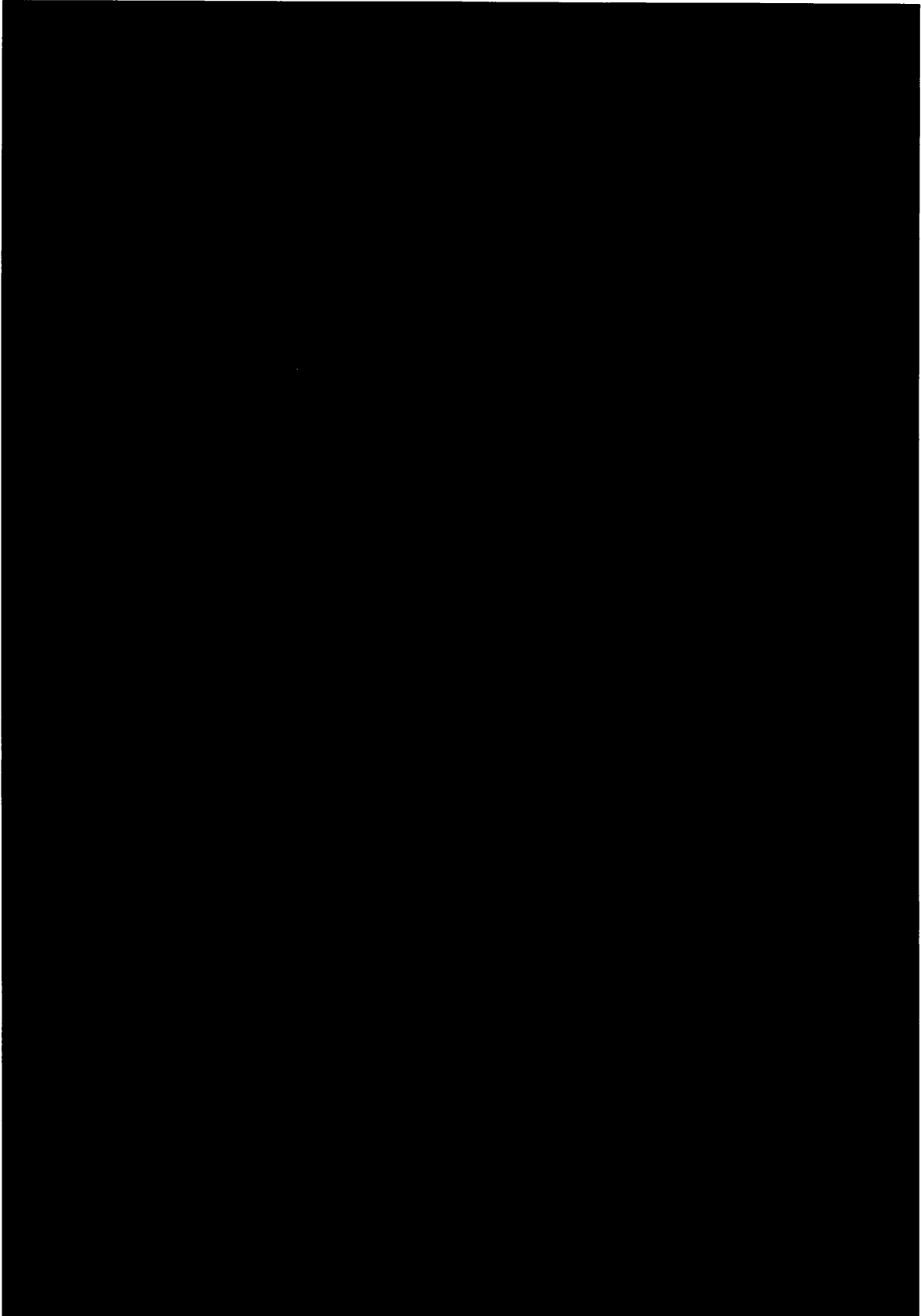
私が研修中に滞在したのは、リトル東京という日本人街で、ここでも地域の交番の方、近隣住民等多くの方々と交流をすることができ、日本とアメリカの司法制度の違いなどについて話し合う機会を設けることができました。

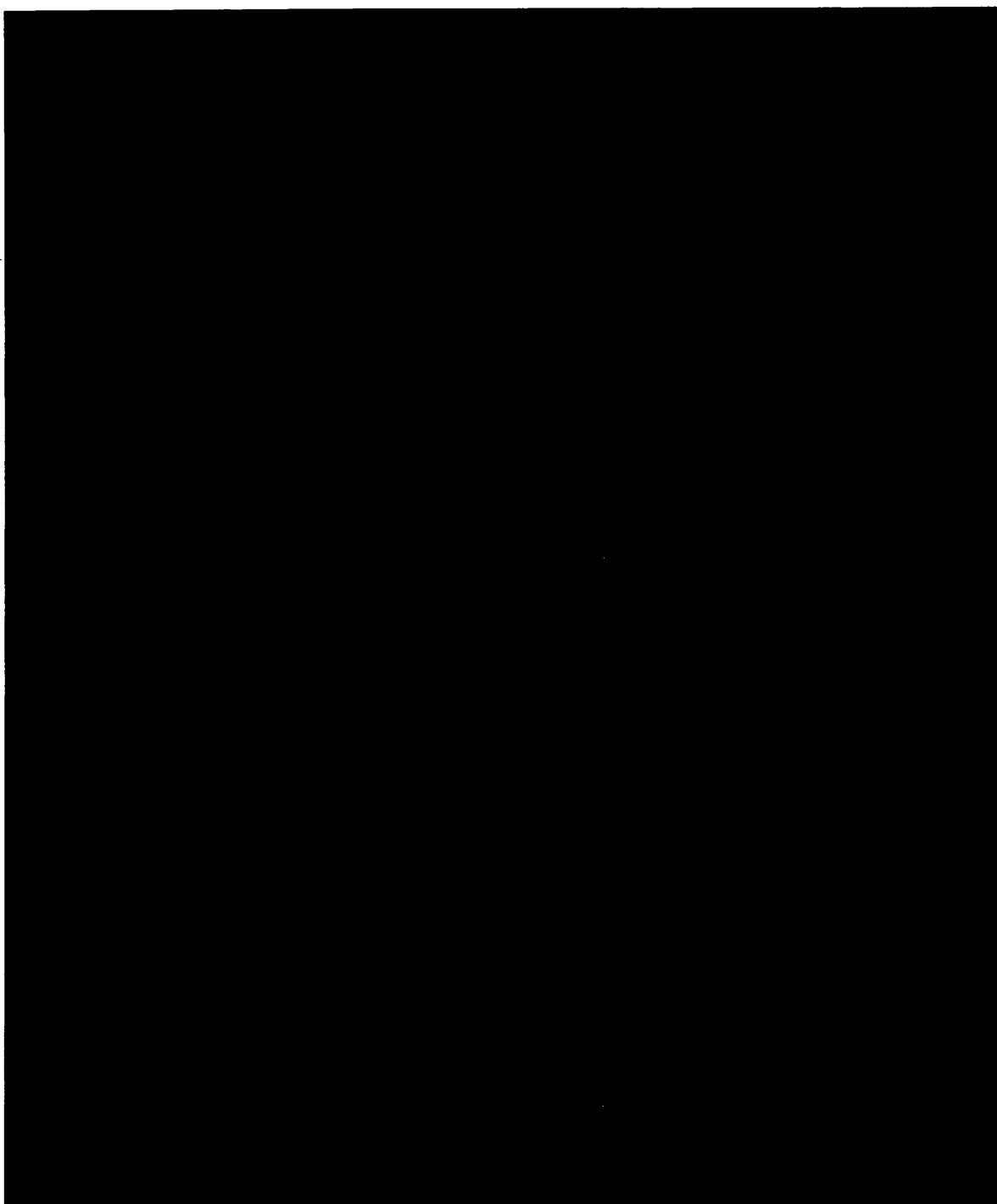


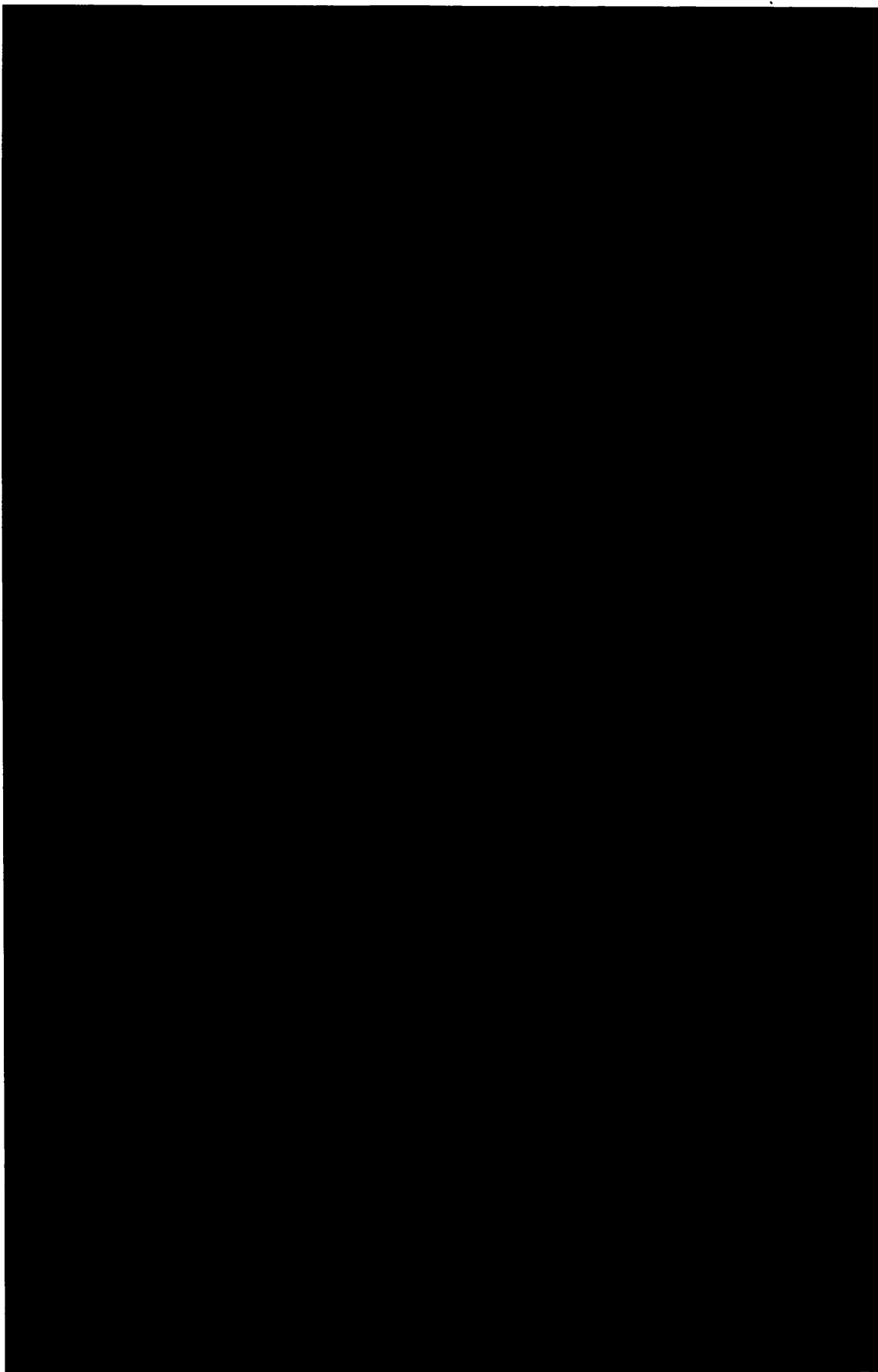


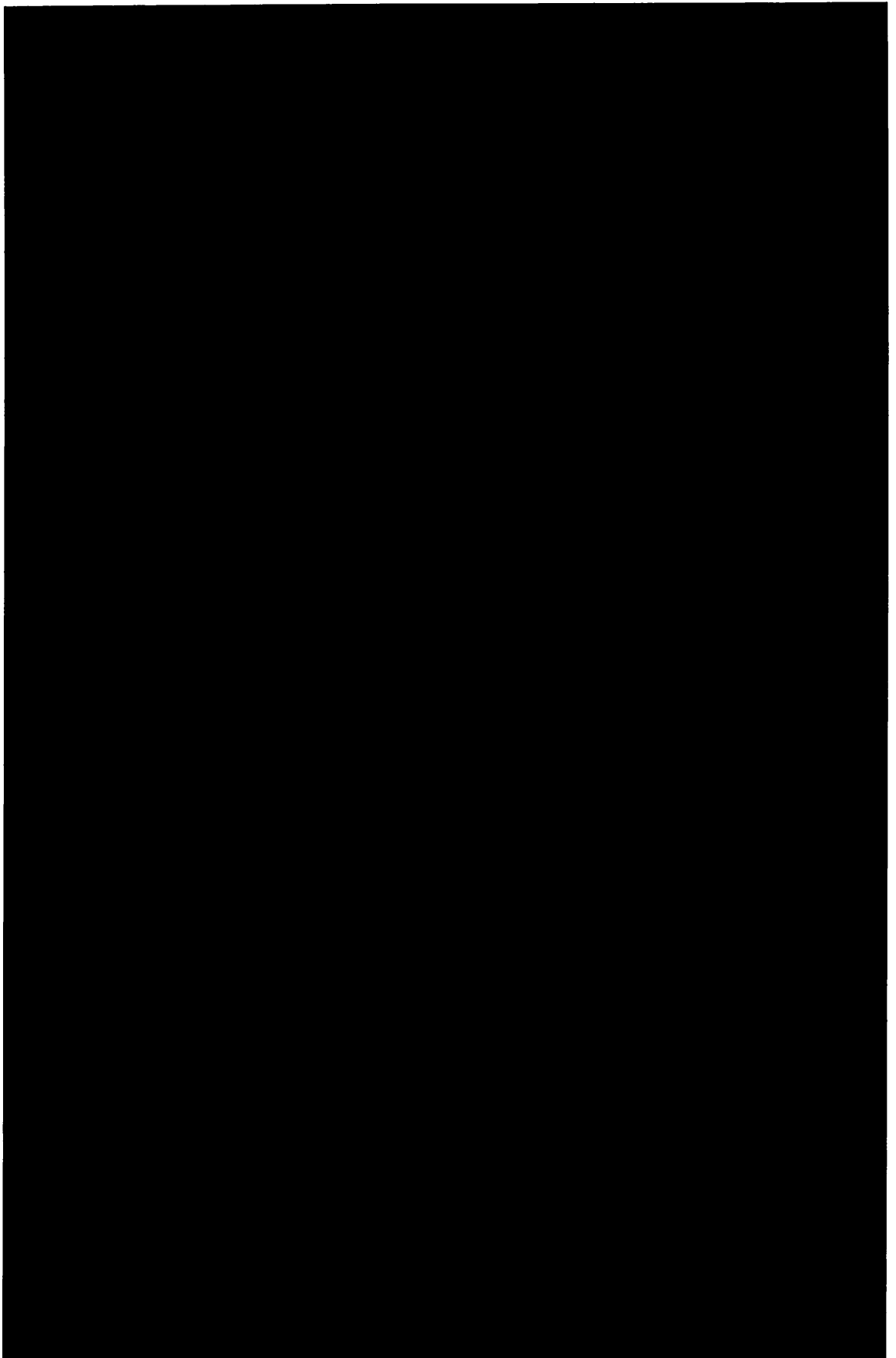


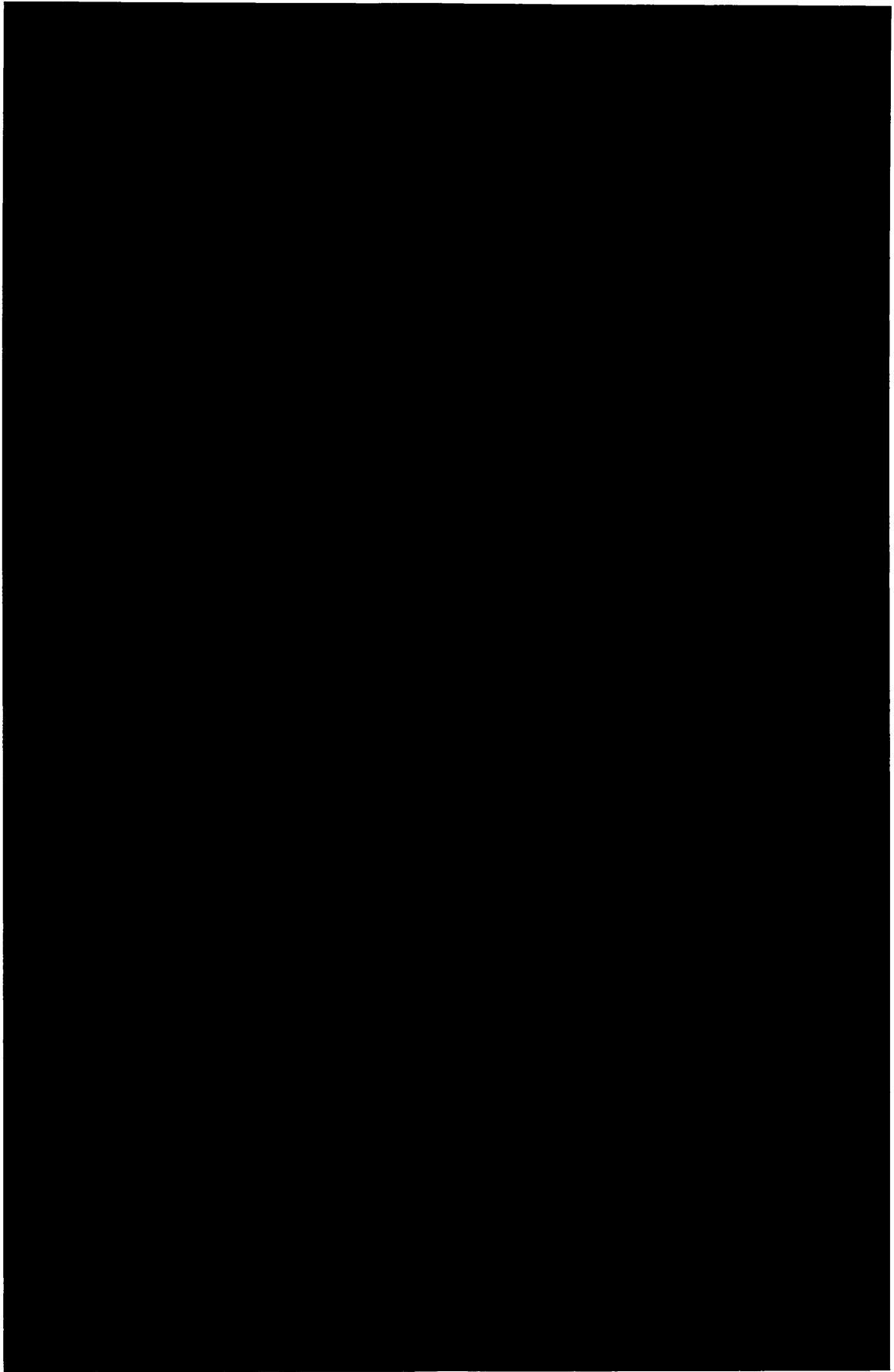


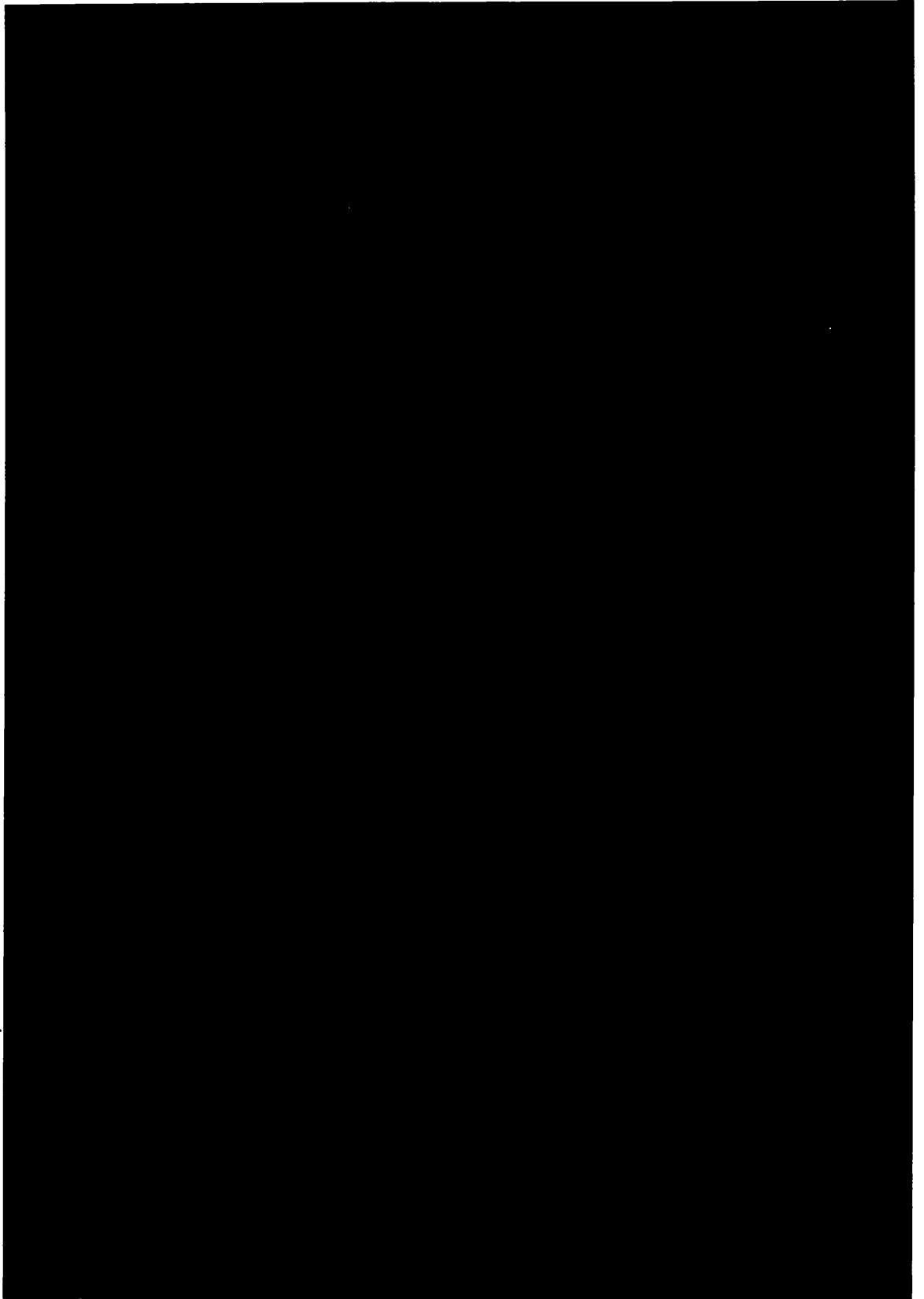


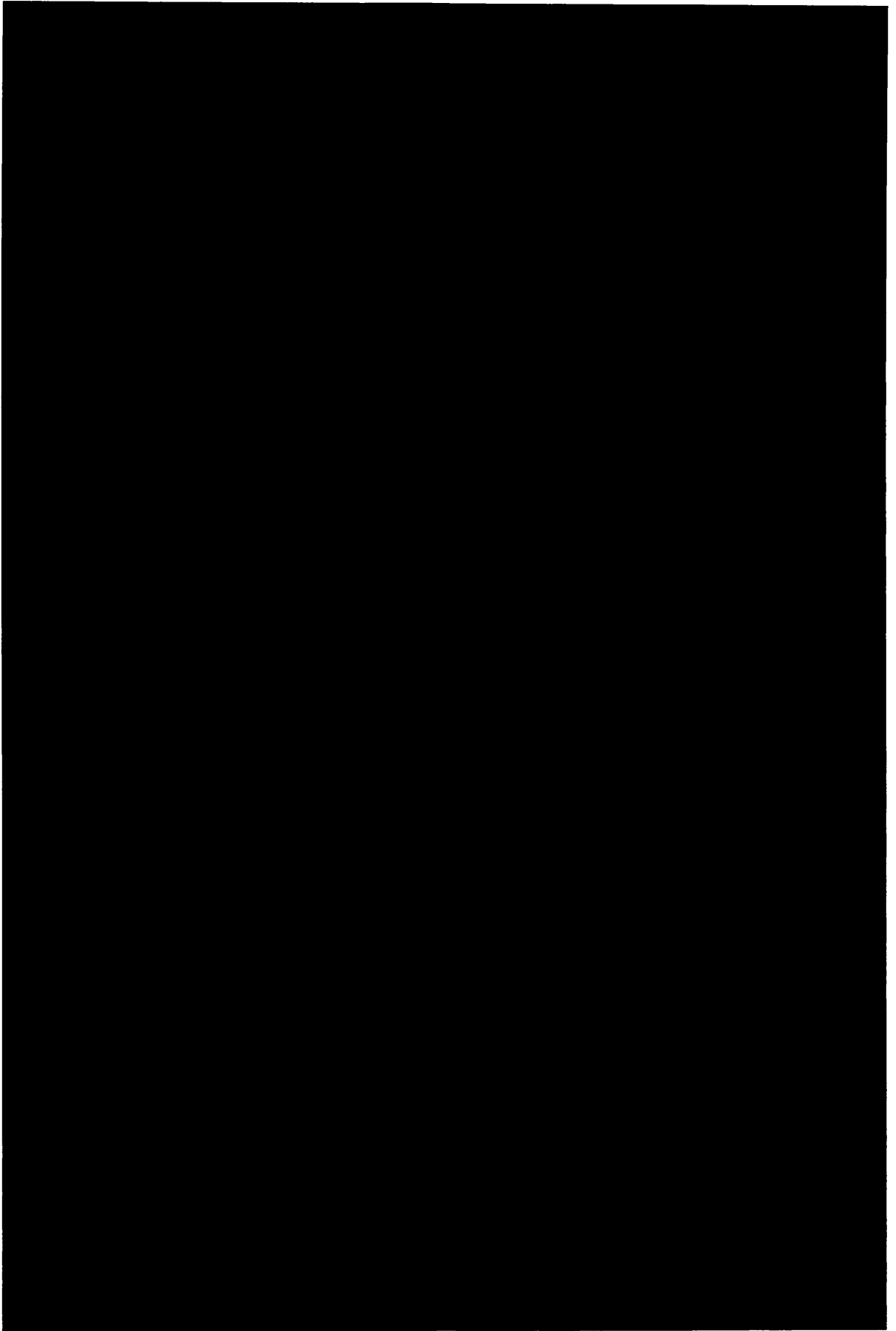


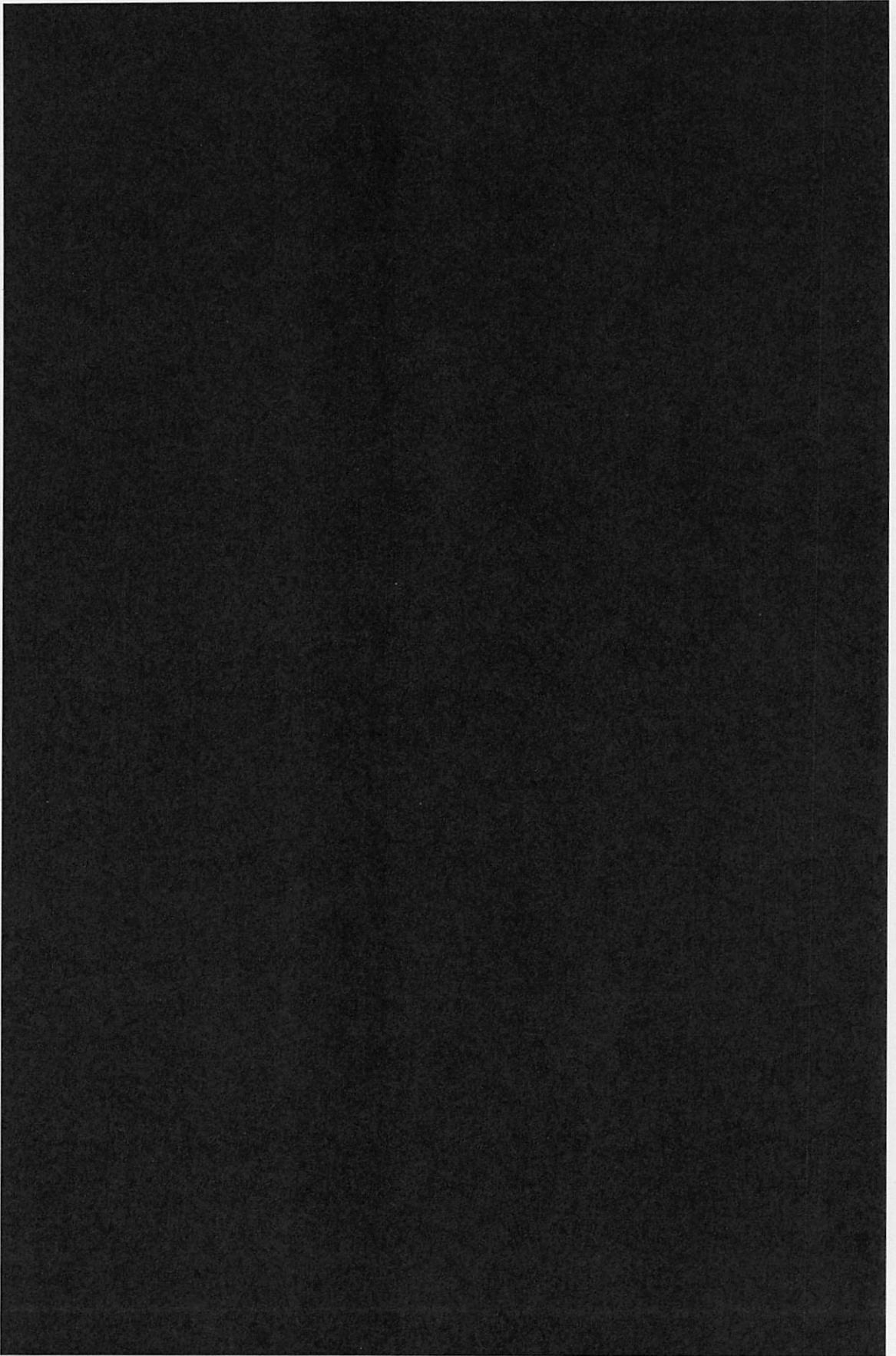


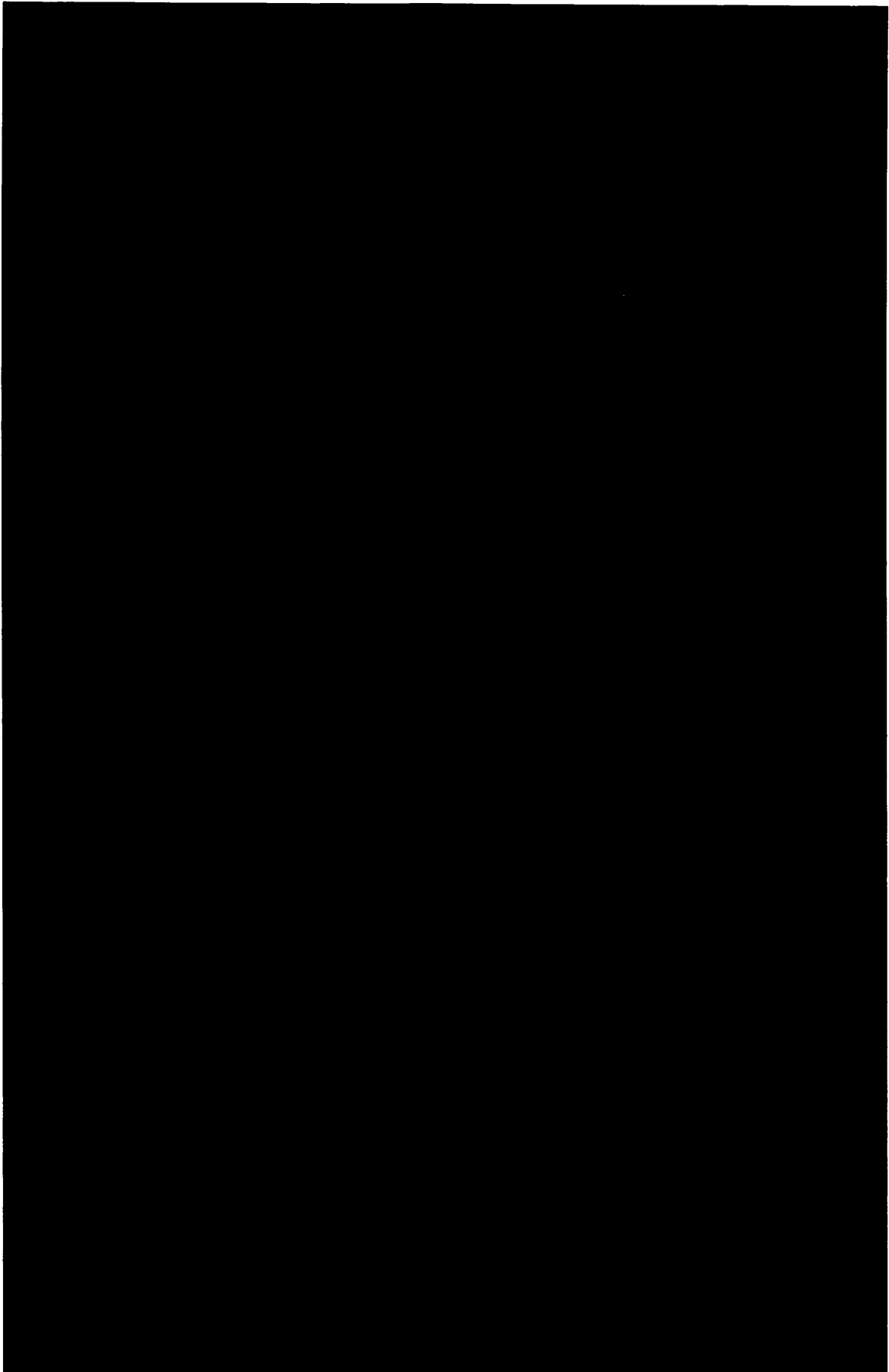


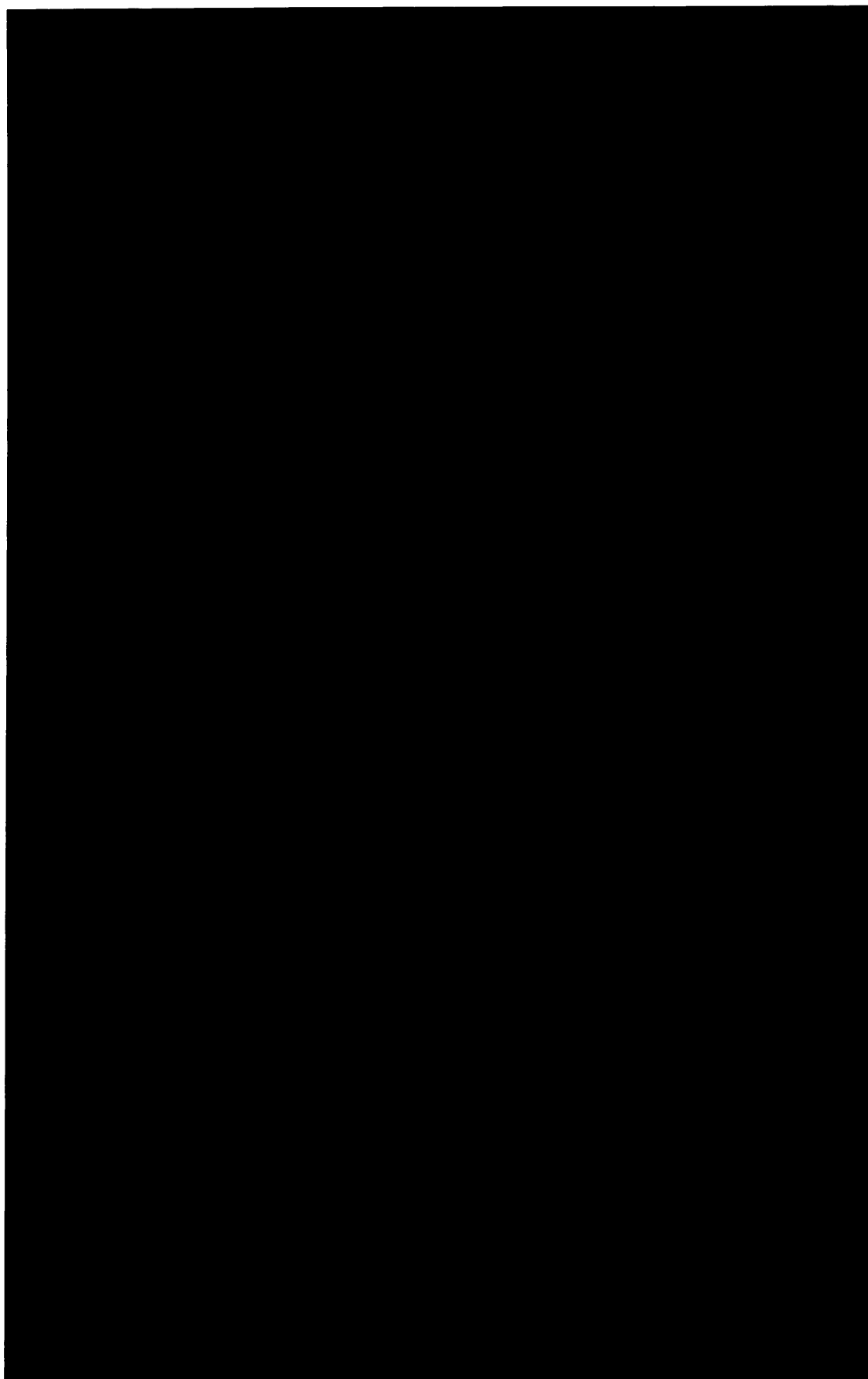


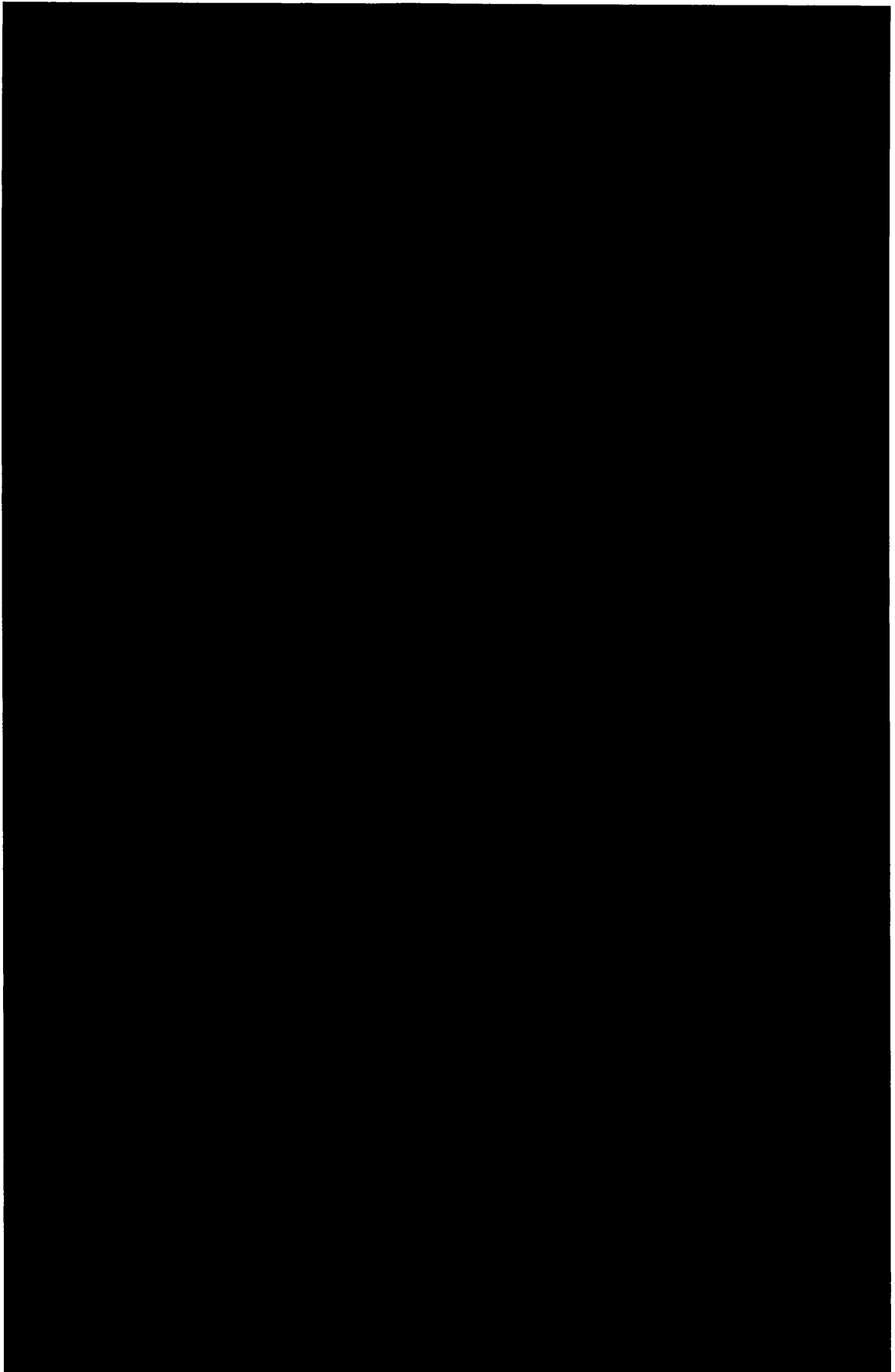


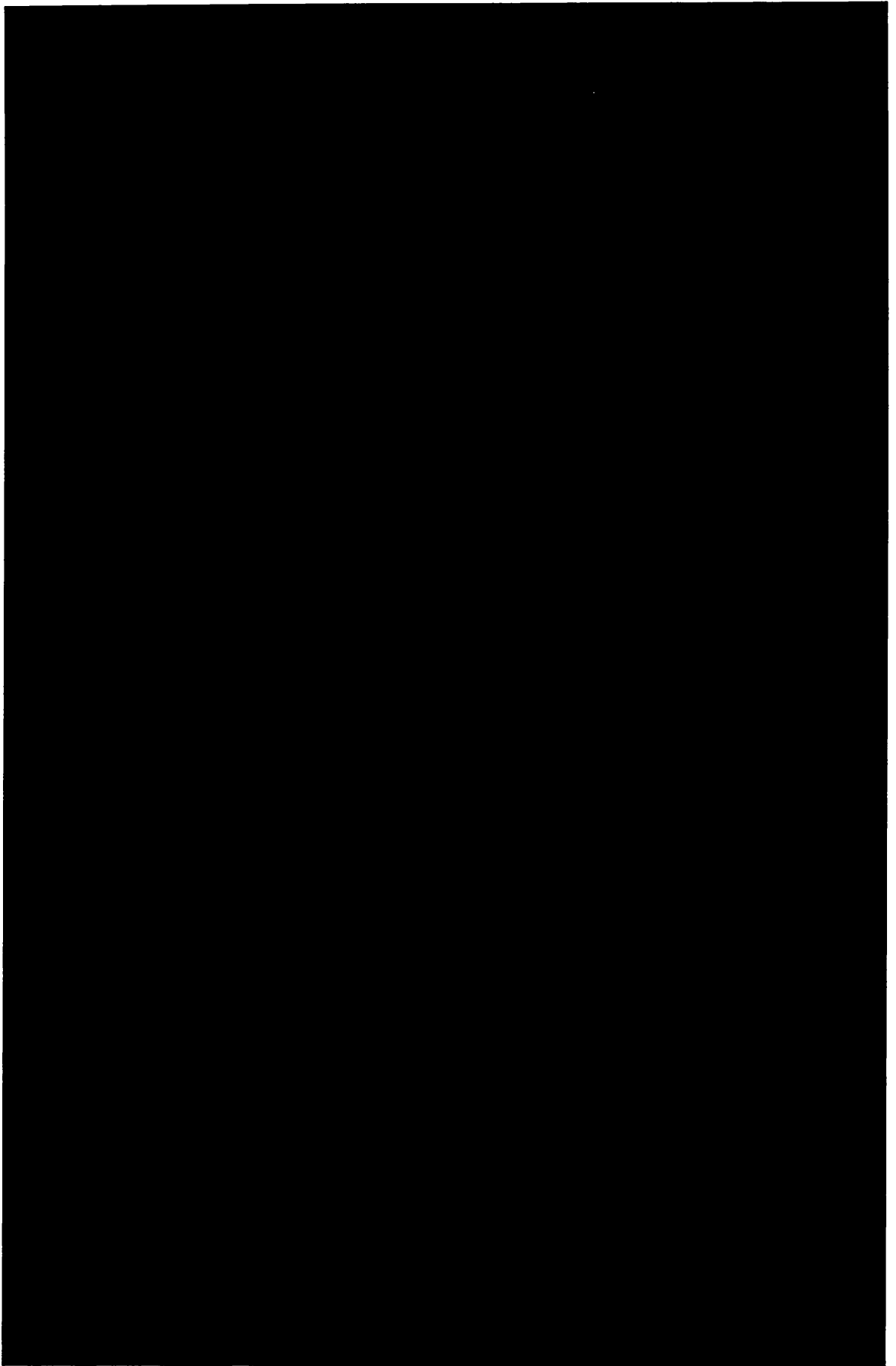


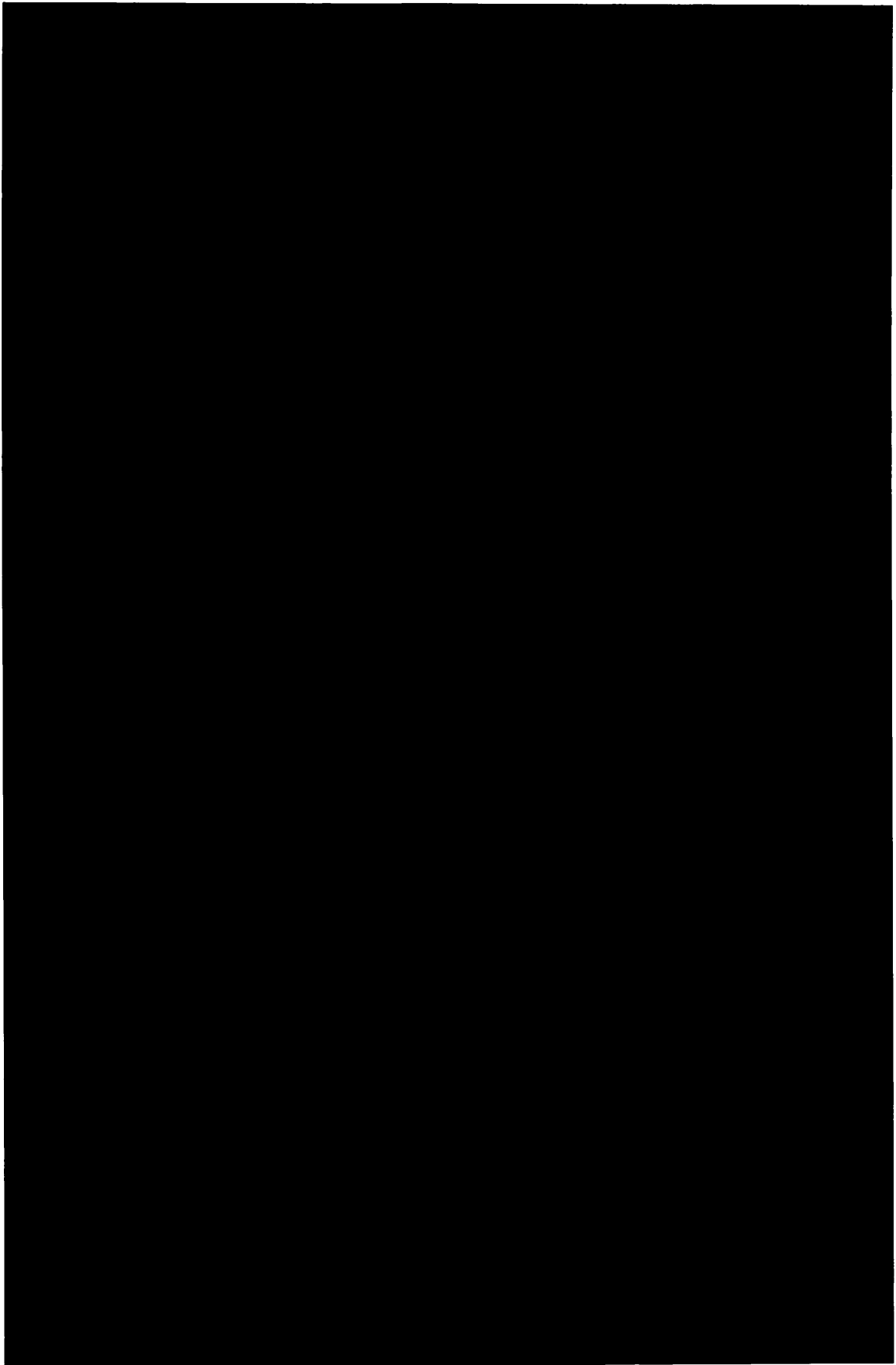












また、私の研修計画を立ててくださり、各訪問先との日程調整等に尽力して下さった高橋副領事を始めとする皆様のおかげで、短い期間の中で、有意義な時間を過ごし、非常に貴重な体験をさせていただくことができたことをこの場を借りてお礼を申し上げます。

研修前後に渡り手続等でお世話になった刑事局教養係の皆様、多忙な時期にもかかわらず、研修の機会を与えてくださり、温かく送り出してくださった津地検の皆様、そして、

本研修に関わった全ての皆様に感謝いたします。
本当にありがとうございました。

平成26年度検事外部派遣制度について

刑事局総務課

〔本稿は、平成26年度に東京都児童相談センターに派遣された東京地方検察庁（現静岡地方検察庁）山崎未生検事の研修結果報告であり、今後の執務の参考になると思われるので紹介する。〕

東京地方検察庁（現静岡地方検察庁） 山崎未生

本職は、平成26年12月1日から同27年2月28日までの間、検事外部派遣制度により、東京都児童相談センターにおいて研修を行ったので、その結果について下記のとおり報告します。

記

第1 はじめに

本職は、平成26年12月1日から平成27年2月28日までの間、東京都の中央児童相談所である東京都児童相談センターにおいて、東京地方検察庁検事として、外部派遣研修を受講した。

東京都児童相談センターに派遣された検事として本職は3人目であり、児童相談所の業務等については既に報告がされているところではあるが、児童福祉法や民法等の関係法令の改正が行われたり、検察庁と児童相談所の連携の必要性をより意識させる重大事件が発生するなど、種々の社会的変化も生じていることから、本稿では、改めて児童相談センターの現状や児童相談所の業務等について紹介した上で（第2）、研修を通して感じた児童虐待事件における児童相談所と検察庁との連携の必要性について述べる（第3）こととする。

第2 児童相談所とは

1 東京都児童相談センターの現在の概況等

児童相談所は、児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を具体的に保障することを目的として、児童福祉法（以下「法」という。）に基づき都道府県及び政令指定都市等にその設置が義務付けられている機関である。

日本全国には207か所の児童相談所が設置されているが（平成26年4月1日現在）、都道府県知事はそのうち一つを、当該都道府県内の児童相談所を援助し、その連絡を図るものとして中央児童相談所に指定することができ、東京都の場合、都内に11か所ある児童相談所の中で中央児童相談所に指定されているのが東京都児童相談センター（以下「児童相談センター」という。）である。児童相談センターは、千代田区や練馬区等の複数の管轄地域を有する地域児童相談所であるが、同時に、中央児童相談所としての機能を有し、地域児童相談所に対する技術的援助、情報提供等の様々な援助を行うとともに、関係機関との連携の場の設置など固有の事業も展開している。

ところで、東京都は、平成25年2月、東京都児童相談センター、東京都教育相談セン

ター及び警視庁新宿少年センターの三つの相談機関から構成される「東京都子供家庭総合センター」を開設し、この三つの相談機関の連携により、児童虐待、非行等、様々な問題を抱えている児童、家庭に対し、それぞれの相談機関が持つ専門性をいかして支援できる体制を整えている。具体的には、総合電話相談室を設置し、三つの相談機関の相談員が同一フロアでそれぞれの専門性をいかしながら相談に対応することにより、福祉保健、教育、警察の各機関が一体的に児童、家庭を支援できるようになっている。

2 児童相談所の業務

(1) 主な業務内容

児童相談所の主な業務は、原則0歳から18歳未満の児童を対象とし、成長に伴って生じてくる様々な問題についての児童相談に応じる相談業務（法11条1項2号ロ）、児童とその相談状況を理解し、児童にどのような援助が適切かつ必要であるかの判断をするための社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等を行う調査・診断業務（同号ハ）、各種診断結果等をもとに総合診断を行って児童の援助方針を決定し、援助方針に基づいて児童や保護者等に対して指導、措置等の具体的援助を行う援助業務（同号ニ）、虐待、放任等の理由により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合などに行う一時保護業務（同号ホ及び法33条）などである。

(2) 児童相談の種類及び相談経路

児童相談所で取り扱う相談の種類は、大きく、養護相談（虐待相談及び養育困難（保護者の入院、家出等）に関する相談）、保健相談（一般的健康管理に関する相談）、障害相談（知的障害相談、発達障害相談等）、非行相談（ぐ犯行為、触法行為等相談）、育成相談（不登校、性格行動相談等）に分類され、統計を見ると、東京都では相談全体において養護相談が占める割合が最も多く（平成25年度）^{*}、全国的には障害相談が最も多い（平成24年度。全体の45.7パーセント）。

また、相談経路は、保護者・児童本人又は近隣知人等関係者からの相談と、警察等関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所からの送致などがある。東京都の経路別相談受理状況の統計を見ると、相談経路は家族親戚からの相談が圧倒的に多く、平成25年度は全体の60.6パーセントに上る。しかし、虐待相談に限定すると、家族親戚からの相談は13.6パーセントにとどまり、家族親戚以外からの相談が多い^{*}。

(3) 業務の流れ

児童相談所に持ち込まれた相談への対応については、虐待相談とそれ以外の相談とでやや対応が異なるものの、大筋以下の流れで行われる。

虐待相談については、児童の生命・身体に危険が及んでいるおそれが高いことから、

*1 平成25年度の東京都の相談受理件数は、合計2万2,627件であるが、そのうち42.8%（件数にして1万1,409件）を養護相談が占めている。

*2 平成25年度の相談全体の経路別統計では、家族親戚からの相談に次いで多いのが近隣知人の8.1%であるが、虐待相談に限定すると、近隣知人からの相談が全体の35.8%を占め、最も多い。

相談受理後直ちに緊急受理会議を開催し、通告後48時間以内に児童相談所職員等による被虐待児童の直接目視を行って、臨検捜索や立入調査を含めた調査・保護を行う。

非行相談や障害相談等、虐待相談以外の相談についても、受理会議を開き、調査・相談が行われる。

相談受理後に行う調査は、相談者、児童本人、関係機関等から、児童の問題行動とその動機、交友関係や生活実態、児童の成育史、家族の生活史などの情報を収集して行うが、調査結果が相互に矛盾することもあるため、検証をしながら調査を進めることが重要となる。

以降は虐待相談もそれ以外の相談も同様の流れをとり、児童福祉司による相談・調査に基づく社会診断、児童心理司や医師による検査・面接等に基づく心理・医学診断、一時保護している場合は一時保護所の職員による行動観察等に基づく行動診断が行われ、それらを担当の児童福祉司が総合診断して、援助方針会議（1週間に一度開催。児童相談所長を含む幹部職員全員参加。）に諮り、最終的な援助内容が決定される。

（4）虐待相談について

ここで、全国的にここ数年増加の一途をたどっている虐待相談について補足して説明する。

児童虐待とは、保護者が、子供の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいい（児童虐待の防止等に関する法律2条参照）、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（子供の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠る行為等）、心理的虐待（子供に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力等）に分類される。児童への虐待はほとんどが家庭内で発生するとともに、通常、保護者が「しつけ」等を強調して虐待を認めず、児童相談所の介入を強く拒否するケースが多いため、児童相談所は、子供家庭支援センター、学校、警察、児童委員等の関係機関から構成される会議を開催するなどし、共通の認識の下に関係機関の特性をいかした役割分担による連携協力体制を確立して問題解決に当たっている。

虐待相談への対応の流れは前項（3）のとおりであるが、虐待事案については、児童の援助とともに、保護者の援助も必要不可欠である^{＊1}。なぜなら、虐待を行った保護者にも被虐待体験があったり、生活行動そのものに問題があったりするケースが少なくないため、児童相談所では、虐待を行った保護者に対して、状態を見ながらカウンセリングやグループ療法等の治療的教育的プログラムを実施して、保護者が再び虐待を行わないよう様々な指導や支援を行っている。例えば、援助方針会議で児童と保護者を分離する内容の決定がなされた事例では、保護者に単独でカウンセリングを受講してもらったり、

^{＊1} 保護者援助には、主として児童相談所長又は都道府県知事による行政処分として行われる「保護者指導」と、保護者の主体性を尊重した取組で、区市町村やNPO等により自立支援計画に沿って実践される「保護者支援」の二つがあり、この二つを合わせて「保護者援助」と定義される（厚生労働省「保護者援助ガイドライン」）。

親子でグループ心理療法を受けてもらったりして、家族再統合”を目指している。

(5) 非行相談について

次に、我々検察官が「少年事件」として取り扱うこともある非行相談について取り上げて説明する。なお、児童相談所が取り扱う非行相談は基本的には刑事未成年の児童による非行相談である。

ア 非行相談の種類

厚生労働省が作成している児童相談所運営指針は、非行相談を次の二種類に類別している。

(ア) ぐ犯行為等相談

家出、浪費癖、性的逸脱、飲酒、喫煙等の問題行動のある子供や警察署からぐ犯少年として通告のあった子供などに関する相談

(イ) 触法行為等相談

触法行為があったとして法25条による通告があった子供や犯罪を犯したとして家庭裁判所から送致のあった子供などに関する相談

イ 非行相談の特徴

非行相談には、①非行の背景に保護者自身の被虐待経験や不適切な養育がある、②大人に対する不信感・反抗心などを抱いている児童が多く、援助関係の構築が困難、③周囲の大人が児童の行動や考えを理解できず、児童と周囲の関係がこじれていることが多い、④司法的処遇や法的権利がしばしば関係する、⑤他人や子供本人に大きな危害が及びかねないという関係者の焦燥感が大きい、⑥発達障害等のある子供の増加が近年指摘され、援助の手法などの組立てが複雑になり、援助期間が長期化する傾向にあるなどの特徴的な事情があり、これらの事情が問題の解決をより困難にさせている。

ウ 非行相談受理

児童相談所に非行相談がなされる子どもは小・中学生が中心であり、その半数は警察からの通告である。触法少年及び14歳未満のぐ犯少年は児童福祉法で一様に扱われるが（触法少年及び14歳未満のぐ犯少年は児童相談所長等から送致を受けたときに限り家庭裁判所の審判に付される（少年法3条2項、法25条））、警察は、触法少年や14歳未満のぐ犯少年であれば全て児童相談所に通告するわけではなく、当該

*1 児童相談センターにおける保護者援助（家族再統合事業）：「被虐待により分離中の児童と一緒に暮らす予定の家族」「被虐待により分離後家庭復帰した児童とその家族」を対象に、精神科医や児童心理司等が協働してグループ心理療法を実施している。グループ心理療法には、父親グループカウンセリング「やっほー」、母親グループカウンセリング「いいな」、家族合同グループ心理療法「おたまじゃくし」等がある。

児童が、保護者の監督能力や家庭環境等からして法25条に言う「要保護児童」*1と認められる場合に児童相談所に通告している。

なお、警察からの通告は書類通告と身柄付児童通告に分類され、要保護児童の身柄を伴わず「児童通告書」のみで通告するものを「書類通告」、警察が緊急に保護を要すると判断した場合に、一時保護所で緊急保護することを前提として、児童の身柄を伴って児童相談所に通告するものを「身柄付児童通告」と言う。いずれについても、警察は、「児童通告書」（児童の非行事実等が記載された書面）を児童相談所に提出している。

その他、家庭裁判所から送致される場合もあるが（家庭裁判所は審判を開始して調査をした結果、法の規定による措置を相当と認めたとき、児童相談所長等に送致する（少年法18条、同23条1項）、送致後の児童相談所の対応は一般の非行相談の業務の流れと同様である。

（6）一時保護について

ア 概要

児童相談所長は、必要と認める場合に児童を一時保護することができる。ただし、この一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならず、2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととされている（法33条）。

一時保護は目的別に大きく三つに分類され、①児童の安全確保のための緊急保護の場合、②今後の適切かつ具体的な援助方針を決定するための行動観察の場合、③家庭から離れて集団生活を経験し、集中的に心理療法を受け、生活指導を受ける場合にとられる*2。

イ 一時保護所の生活

一時保護所は、幼児のグループと学齢児のグループに大別されるが、起床から就寝まで時間ごとの日課（学習、掃除等）が決められており、日課に沿った生活を送っている。一時保護中は原則として学校に通えないため、学齢児に対しては、児童の学年、学力に応じた学習指導を行っており、一時保護中の義務教育就学児童については出席の扱いについて一定の配慮を受けている。なお、上述のとおり、一時保

*1 要保護児童（法6条の3Ⅷ）…①保護者のいない子供、②保護者に監護させることが不相当であると認める子供、③その他子ども自身に行動上の問題や発達上の障害がある場合、社会的な支援を必要とする場合

*2 東京都の一時保護所における一時保護人員は年々増加しており、平成16年度から平成25年度にかけて約6割増加した。当職派遣当時も都内の一時保護所は定員超過の状態が常態化しており、児童相談所の職員は児童の保護先の確保に常に苦慮している状態であった。なお、児童の一時保護は児童相談所の一時保護所を原則としているが、児童の状況によって、児童福祉施設・乳児院・養育家庭・病院等、適当な場所に一時保護を委託できる。

護中の児童に対しては、一時保護所職員による行動観察に基づく行動診断が行われる。

(7) 援助の決定について

ア 援助方針会議

児童相談センターでは、週に一度、児童相談所長を始め、児童福祉司、児童心理司、精神科医等が参加して援助方針会議が開催される。援助方針会議を経て決定された援助が法26条等に規定される「措置」の場合、措置権者は「児童相談所長」であるので、同会議には児童相談所長が必ず出席している。援助方針会議に際しては、児童福祉司は、行った調査、診断、そして、自らが相当と考えた援助方針等を記載した「児童票」を作成して、同児童票に記載した援助方針を児童相談所の援助として決定してよいかどうか、同会議に諮ることとなっている。

イ 援助の内容

児童福祉司が各種診断を総合診断して考え、援助方針会議を経て最終的に決定される援助内容には、以下のものがある。

(ア) 在宅指導

a 措置によらない指導（法12条2項）

- ・助言指導…助言、情報提供等により、日常生活の中で、児童の有する問題が解決され则认为する場合の指導
- ・継続指導…児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
- ・他機関あつせん・紹介

b 措置による指導（法26条1項2号、27条1項2号、児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐防法」という。）11条1項）

- ・児童福祉司指導…家庭環境に起因する、複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の訪問により継続的に行う指導、児童虐待を行った保護者に対して行う指導
- ・児童委員指導…問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼して行う。
- ・児童家庭センター指導委託…地理的要件から児童福祉司が継続的に指導を行うことが困難な場合や、過去の相談経緯から児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースについて、児童家庭センターに指導を委託する（東京都は未設置。ただし、都単独事業としての子供家庭支援センターが各地域に設置されている。）。
- ・訓戒・誓約書の提出…誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童又は保護者に再び同じような問題行動を

しないと約束させ、書類を提出させる。

(イ) 児童福祉施設・指定医療機関委託(法27条1項3号、27条2項)

a 入所措置

- ・児童養護施設
- ・乳児院
- ・障害児入所施設(知的障害児施設、ろうあ児施設等)
- ・児童自立支援施設

b 指定医療機関委託…国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。

c 里親委託、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)委託児童の養育を主たる目的とする「養育里親」又は養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する。

d 上記a～cの補足説明

養護に欠ける児童を公的に養育する仕組みを「社会的養護」というが、児童養護施設や乳児院への入所を「施設養護」と呼ぶのに対し、里親委託や小規模住居型児童養育事業委託等を「家庭的養護」と呼んでいる。東京都は、養護が必要な児童が家庭的な雰囲気の中で健やかに育ち、自立できるようにするため、社会的養護における家庭的養護の割合の増進を目指し、養育家庭制度の充実やグループホーム制度の拡充などにより家庭的養護を強力に推進している。

(ウ) 児童自立生活援助(自立援助ホーム)(法33条の6)…義務教育終了後、児童自立支援施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込みがあったときは「児童自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

(エ) 福祉事務所送致・通知(法26条1項3～5号)

- ・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合
- ・助産施設、母子生活支援施設、保育所における保育の実施が必要と認められる場合
- ・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当であると認められる場合

(オ) 家庭裁判所送致(法27条1項4号、法27条の3、少年法3条2項、同法6条の7)

- ・家裁の審判に付することが適当な場合
- ・強制的措置を必要とする場合

3 児童相談所が執り得る法的対応

子供は保護者の意思に反して保護者から分離されることはなく、また、保護者は、子供の養育及び発達について第一義的な責任を有する。しかし、保護者がこの責任を果たさないために、子供の福祉が著しく阻害され、しかも、保護者が児童相談所の援助に拒否的な場合は、子供の安全を確保するため、子供と親の分離を可能とする以下のような

法的手段を執ることがある。なお、東京都児童相談センターには、協力弁護士及び非常勤弁護士が勤務しており、法的対応が必要な事案について弁護士に相談できる体制が整えられている。

(1) 法的手段の内容

子供を保護者から強制的に分離するための法的手続として、親権を喪失させるものと部分的又は一時的に制約するものがある。

ここでは、法28条の申立て、親権喪失宣告（民法834条）、親権の停止（民法834条の2）について紹介する。

ア 法28条の申立て（親権を一部制約するもの）

(ア) 概要

児童福祉施設入所等の措置は、原則として、親権者又は後見人の意に反して採ることができない（法27条4項）。よって、児童相談所は、保護者の意に反してでも親子を分離して被虐待児童等を児童福祉施設等に入所させる必要があると判断した場合、児童福祉審議会の答申を得て、家庭裁判所に入所措置の承認を申し立てる。

ところで、「親権者又は後見人の意に反する」とは、積極的に反対の意思表示をしている場合をいうと解されており、親権者又は後見人が行方不明であって意思を確認できない場合や曖昧な態度を繰り返している場合は、必ずしも家庭裁判所の承認を得なくても措置が可能である。

(イ) 法28条申立ての判断

法28条の手続は、親が子供に対して持つ親権のうち、監護権や居所指定権を制約し、承認審判に基づいて施設長が監護、教育権や懲戒権を行使できるようにするもので、親権の一部を制約する措置である。

申立ての要件は法28条のとおりであるが、申立て時のポイントは、①子供の安全確保（保護者と児童相談所が対立することになるので、子供に危害が及ばないよう、一時保護等により安全確保を最優先に行う）、②子供の意思の確認（15歳以上の児童については、その意思を確認する義務があり（家事事件手続法236条）、15歳未満の場合は、子供の状態や学校等での生活状況、意思を確認しておく）、③保護者への説明（申立てを行っても同意を得よう努力するが、同意が得られない場合は法的措置を執ること、承認が得られた場合は面会・通信の制限がされる場合があることを説明する。）、④児童福祉審議会権利擁護部会への諮問（申立ての理由等を審議会に諮問し、適当との答申を得る必要がある。）である。法28条の申立てをすることができるのは都道府県であるが（法28条1項1号）、実際には法32条1項により措置権の委任を受けた児童相談所長が行っている。

(ウ) 申立て後の流れ

家庭裁判所調査官による調査や審判官による審問が行われ、調査が終了すると審判が開始され、その後、審判書の送付により申立ての承認又は却下が判明する。

イ 親権喪失の審判請求

保護者による虐待により児童が死傷する事件が多発するなど、児童虐待が社会問

題となってきたことを背景に、児童虐待を防止し、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の規定が盛り込まれた改正民法が平成24年4月から施行された^{*}。改正民法では、親権停止制度の創設のほか、親権喪失原因や管理権喪失原因の明確化が図られたり、複数の未成年後見人選任が許されるようになるなど、大きく制度の見直しが図られている。

(ア) 目的及び要件

親権には、監護教育権（民法820条）、居所指定権（同821条）、懲戒（同822条）、職業許可権（同823条）、財産管理権（同824条）がある。これは、第三者を排除して親が子を養育できる権利としての面と、それらの権利を通じて未成年者の利益を実現する親の義務としての面を有する。

民法834条は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」は、親権喪失の申立てができるとして、親子を法的に分離して子供を救済するための親権喪失制度を規定しており、今般の改正により親権喪失原因が明確となっている。

これは、親権全体を喪失させるという強い制約を伴うものであるから、法28条の申立てや後述する親権停止では対応できない事案について例外的に行うものであり、過剰な制限にならないよう、2年以内に喪失原因が消滅する見込みがある場合は親権の喪失をすることができない。

親権喪失宣告の申立てができるのは、未成年者の親族、児童相談所長及び検察官のほか、改正により、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も加えられた（民法834条、法33条の7）。

(イ) 効果

法的には親権の権利行使を制限するだけであるが、施設入所に反対する親権者の親権を剥奪して子供の保護を図ったり、施設入所した子供の不当な引取要求を拒否できたりするなどの効果がある。なお、親権喪失の事実は戸籍に記載される。

親権喪失によって未成年者に対して親権を行う者がいない場合は、未成年後見が開始されるので、家庭裁判所に「未成年後見人選任」の申立てをする必要が出てくるが、この点、児童相談所長には申立て義務が課されている（法33条の8）。

ウ 親権停止の審判請求

改正民法が平成24年4月に施行されるまで、親権を制限するには、期限の定めなく親権を奪う親権喪失制度しかなく、児童福祉司としても、親子関係の断絶につな

^{*}1 民法の改正に伴い、一時保護中の児童の監護等に関し、児童相談所長にその福祉のために必要な措置を執る権限を規定したり（法47条）、2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととされるなど（法33条）、児童福祉法も一部改正されている。

がりがねないことや、過剰な制限となるおそれがあることなどから申立てをためらうことが多く、虐待防止の有効な手段とはなっていなかった。

そのため、改正民法では、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権を行うことができないようにする親権停止制度が創設された。

とは言え、当職が派遣された当時においても親権停止の申立てが行われるケースは数少なく^{*1}、執り得る手段の一つとして親権停止が相当と考えられるケースであっても、親権停止以外の手段による対応を行っており、現場で働く児童福祉司は、親権に介入する制度の利用は謙抑的に行っているようである。

(2)その他の法的対応

ア 立入調査（法29条、虐防法9条1項）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童相談所の職員等をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査・質問をすることができる。正当な理由なく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある（法61条の5）。

イ 出頭要求（虐防法8条の2、虐防法施行細則）

児童相談所長は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査・質問をさせることができる。

ウ 臨検・搜索（虐防法9条の3）

都道府県知事は、保護者が出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童相談所の職員等をして、裁判所の令状により、当該児童の住所・居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

エ 接近禁止命令（虐防法12条の4）

都道府県知事は、児童について強制入所などの措置が執られ、かつ、保護者について児童との面会、通信の全部が制限されている場合において、特に必要と認められるときは保護者に対し接近禁止を命令できる。

第3 児童相談所と検察庁との連携の必要性について

1 児童相談所の地域、関係機関との連携・支援等

児童相談所が取り扱う虐待、非行、養育困難等のケースには複雑な背景事情があることが多く、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、児童や家庭に対する適切な支援の実施が重要であることから、児童相談所は地域の関係機関と連携を図るとともに、ネットワークを構築して、その活用を図っている（以下で紹介しているのはその一部であ

*1

る)。

(1) 子供家庭支援センター(市区町村)

市区町村は、児童福祉法上、児童家庭相談に応じる義務があり、東京都においては、子供家庭支援センターがその中心的機関であるが、その具体的な業務内容は、①第一義的な窓口としてケースの情報収集や方針の検討を行うこと、②比較的軽微な事例(軽度の虐待、育児相談等)への対応、③行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への送致、④施設を退所した児童の安定した家庭復帰のための見守り等である。

これに対し、都道府県(児童相談所)は、市区町村相互間の連絡や情報提供、市区町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、児童の相談に関し、専門的な知識及び技術を必要とするものに依り、第2、2で述べたとおりの業務を行っている。

(2) 要保護児童対策地域協議会

平成17年4月施行の改正児童福祉法により、被虐待児童、非行児童などを始めとする要保護児童の適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議を行うため、関係機関等による地域協議会(要保護児童対策地域協議会)を設置することとなった。この協議会は、構成員に守秘義務を課すことで関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携し、保護を要する児童を早期に発見、保護しようとするもので、児童相談所もその構成員として関係機関との連携・協力を行っている。東京都では、平成21年度にすべての市区町村で要保護児童対策地域協議会(又は虐待防止地域ネットワーク会議)が設置されており、保育所、児童館等の児童福祉関係機関、病院、保健所等の保健・医療関係機関、幼稚園、学校等の教育関係機関、警察、弁護士等の警察・司法関係機関、その他NPO法人等で構成されている。

また、要保護児童対策地域協議会以外にも、実際に活動する実務者から構成される実務者会議を開催し、定例的な情報交換や実際に支援中のケースの総合的な把握を行ったり、個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを持っている担当者や今後関わる可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適宜「個別ケース検討会議」を開催するなどしている。

(3) 児童虐待ケース援助作業委員会

児童虐待ケース援助作業委員会は、児童相談所の職員のほか、地域の関係機関、医師や弁護士など、児童相談所長が必要と認める者を構成員として、児童相談所で受理した事例の中で、困難な虐待事例について取組方針を策定し、虐待事案への指導・援助を行っている。

2 児童虐待事件における検察庁と児童相談所との連携

(1) 検察庁と児童相談所の連携の現状

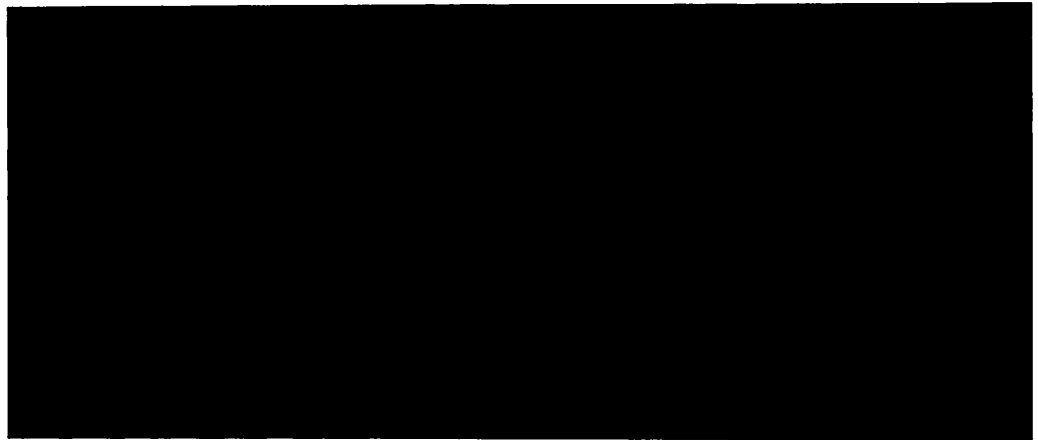
児童虐待死亡事例を含む悪質な児童虐待事案は後を絶たず、これまで以上に検察庁と児童相談所とが十分に連携し、同様の事案の再発を防ぐため、平成26年6月26日付刑事局刑事課長事務連絡「児童相談所との連携の充実について」が発出され、厚生労働省においても、同日付で雇用均等・児童家庭局総務課長名で「児童虐待の対応における検察との連携の推進について」と題する文書が発出された。上記事務連絡は、骨

子、「検察官は、関係者のプライバシーや今後の捜査公判への影響等を勘案した上、必要に応じ、児童相談所に対し、捜査公判の経緯、不起訴処分理由などの情報を提供しよう配慮すること」というものであり、上記厚生労働省発出の文書も、骨子、「児童の安全確保の判断に資するために必要がある場合は、検察官が把握している捜査等の経緯、不起訴処分等の理由等について、情報の提供を求めることが可能である」とされている

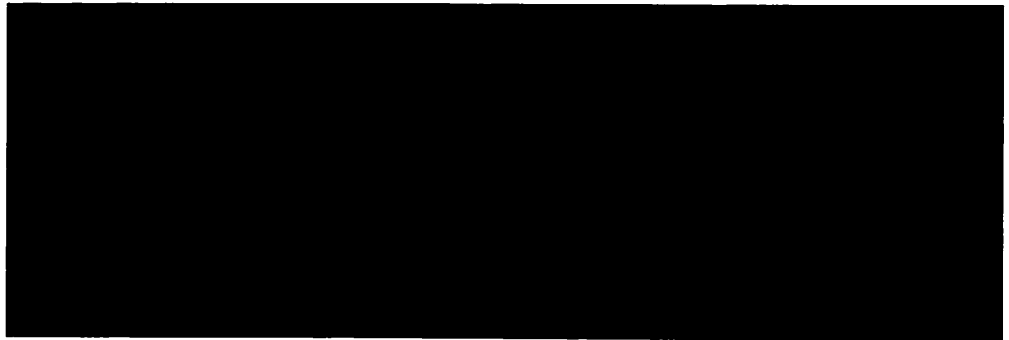
(2)一層の連携の必要性

ア 児童相談所に対する情報提供の必要性

上記各文書の内容をより実効有らしめ、児童虐待死亡事案のような事案の再発を未然に防ぐためには、同文書にあるとおり、検察官が必要に応じて児童相談所に情報を提供しよう一層配慮する必要がある。

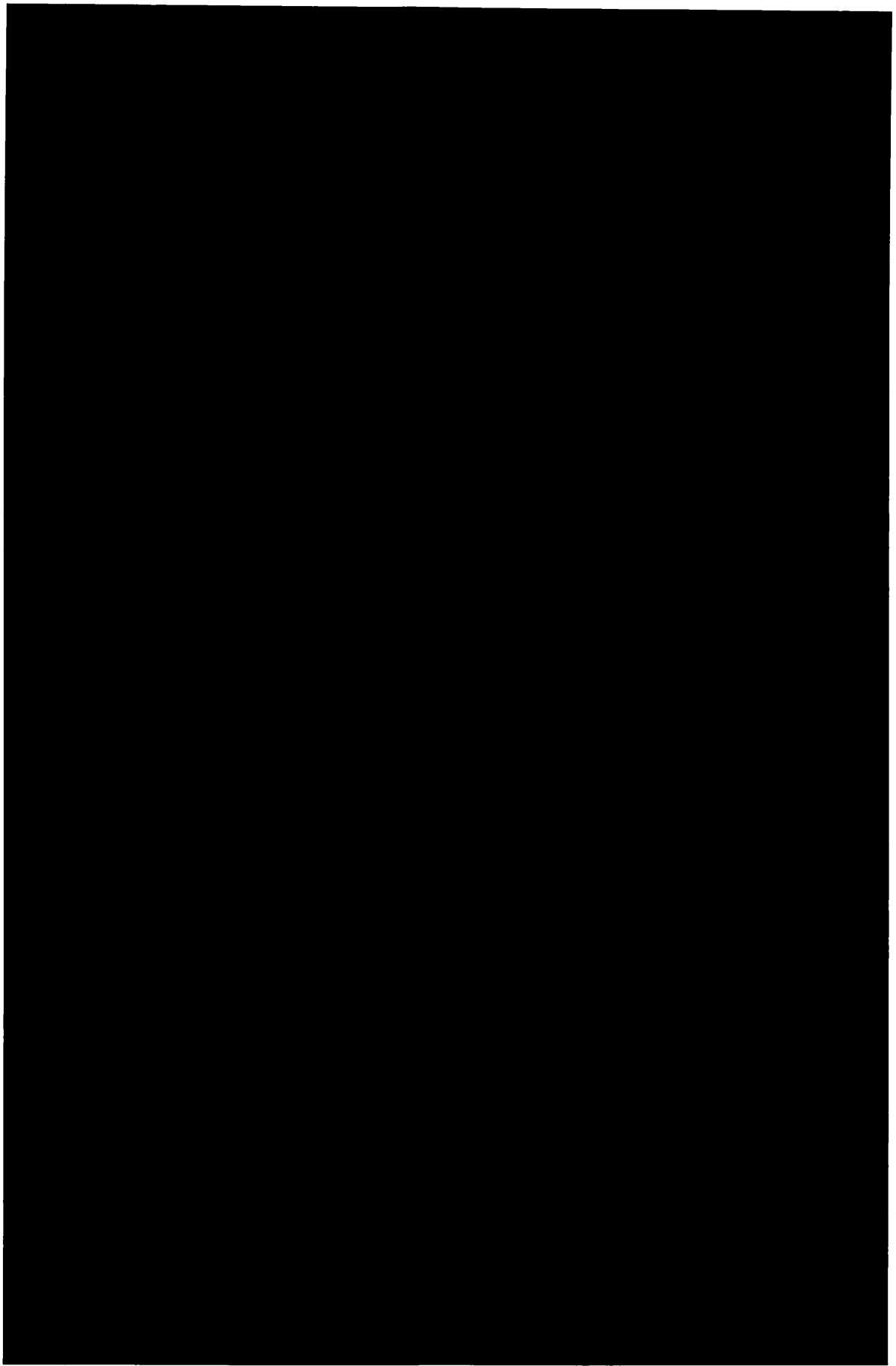


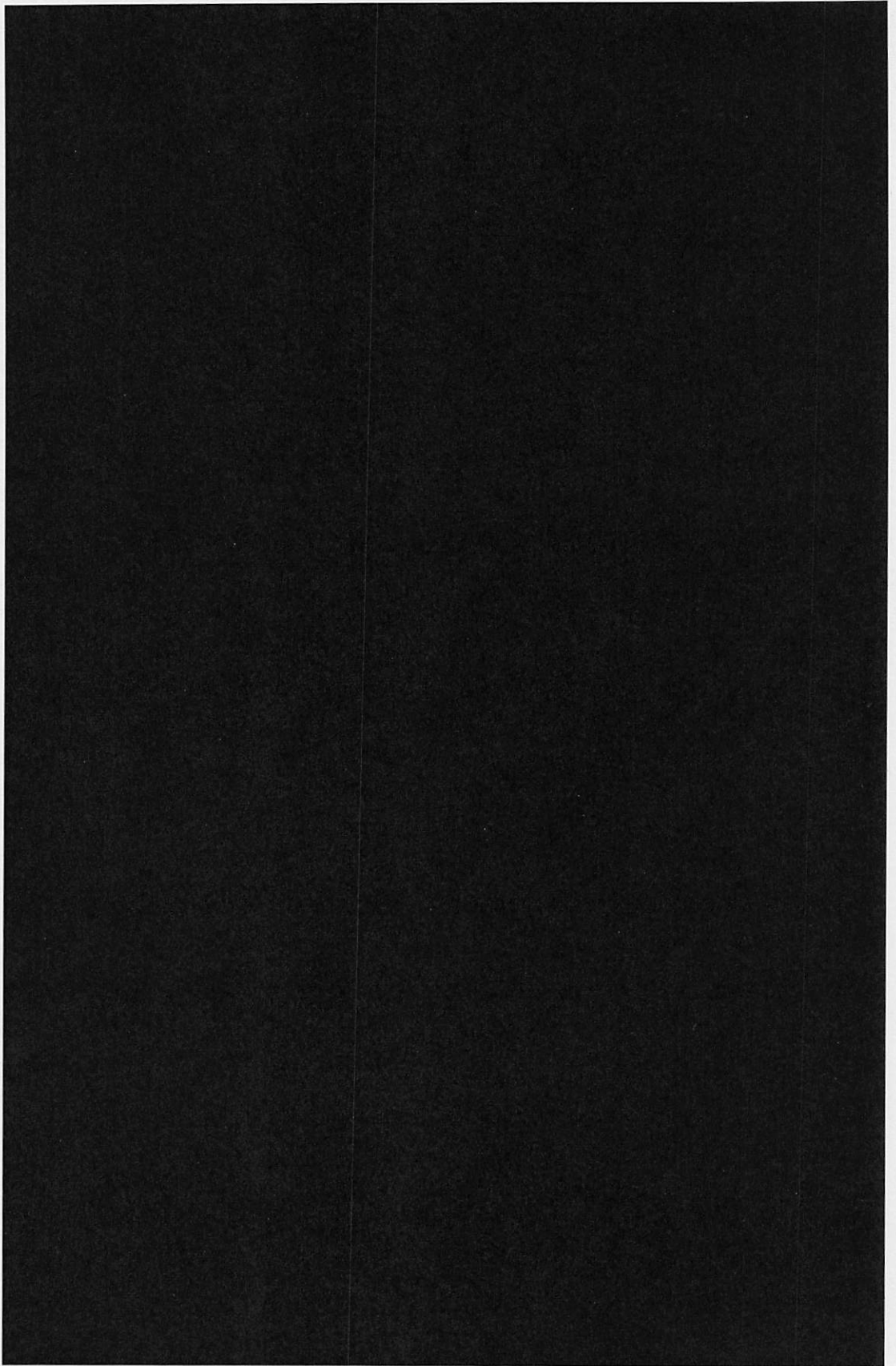
イ 児童相談所から情報提供を受ける必要性

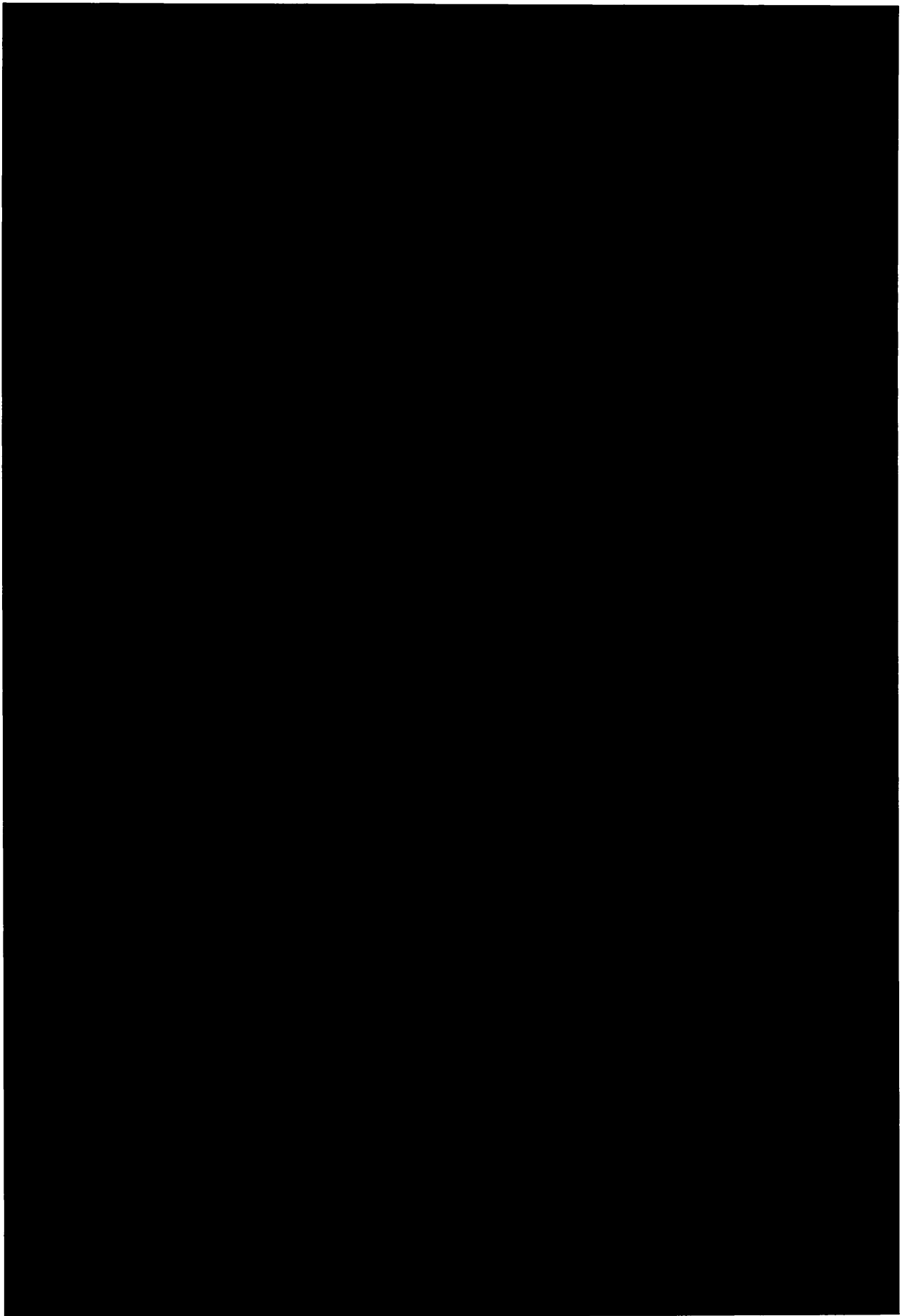


ウ 特に情報共有の必要性が高いと思われる場合









第4 おわりに

虐待は、児童の心身に深刻な影響を与える。虐待を受けた児童には、発育・発達の遅れなどの身体症状、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状が現れることがある上、成長するにつれて、アルコールや薬物依存に結びついたり、次の世代に引き継がれていくこともある。

他方、虐待により幼い命が奪われる事件は後を絶たない。しばしば児童相談所はその対応をマスコミに批判されることがあるが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が平成11年度（虐防法施行前）から平成25年度にかけて約6倍にまで増加している（厚生労働省社会福祉行政業務報告）にもかかわらず、職員の数も一時保護所の収容定員も微増に過ぎない実情や、養育相談や障害相談等のケースを多数抱えながら、虐待通告があれば昼夜問わず現場に駆けつけなければならない児童福祉司の激務ぶりを目の当たりにすると、児童虐待は社会全体で取り組まなければならない問題であるし、その中で我々検察官が果たすべき役割は決して小さくないと強く思う。

本研修により、児童虐待の現状、児童虐待防止のために児童相談所の職員の方々が献身的に職務に当たっている様子、そして、児童相談所が様々な関係機関と連携して児童の適切な保護を行っていることなどを知ることができ、大変勉強になったし、今後の職務にもこの経験を大いにいかしたいと考えている。

本研修の実施に当たって御尽力いただいた東京都児童相談センターの方々、東京地方検察庁の方々及び法務省の方々へこの場を借りて御礼を申し上げ、結びに代えさせていただきます。

以上

法 施 行 情 報

不正競争防止法の一部を改正する法律.....101

法施行情報

法令名	不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第54号）
対象改正法令	不正競争防止法
公布日	平成27年7月10日
施行日	平成28年1月1日
ポイント	（概要） 近年、営業秘密の国内外への流出事案が相次いで顕在化していることを踏まえ、営業秘密侵害行為に対し、民事・刑事の両面で措置を講じ、抑止力の向上を図るもの。 刑事に関する主な改正点は次のとおり。 1 処罰範囲の拡大 （1）営業秘密の転得者の処罰 不正取得された営業秘密の転得者（三次取得者以降）による使用、開示行為を新たに処罰対象とする。 （2）営業秘密侵害物品の流通規制 営業秘密を不正に使用して製造された製品等の譲渡・輸入等の行為を新たに処罰対象とする。 （3）未遂処罰規定の新設 （4）国外犯処罰の拡大 2 法定刑の引上げ 営業秘密侵害罪に対する罰金刑の上限を、個人については2,000万円（現行1,000万円）に、法人については5億円（現行3億円）にそれぞれ引き上げる（懲役刑は変更なし。）。 また、国外における営業秘密の不正使用及びそれを目的とする不正取得・開示については、罰金刑の上限を更に引き上げ、個人3,000万円、法人10億円とする。 3 非親告罪化 従来親告罪とされていた営業秘密侵害罪を非親告罪とする。 4 没収関係規定の整備 営業秘密侵害罪に係る犯罪収益等の任意的没収規定を新設するとともに、所要の手続規定等を整備。
法改正情報	第701号（平成27年8月）
参考資料	経済産業省HP http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html

会 同 記 録

全国次席検事会同.....刑事局総務課...103

全国次席検事会同

1 開催日・場所

平成27年10月28日（水）、29日（木）

法務省大会議室

2 協議事項

現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項

3 議事の概要等

法務大臣訓示、次長検事指示が行われ、刑事局長の議事進行により、2日間にわたり協議が行われた。

協議は

1 時代の要請に応える検察権行使の在り方について

2 時代の要請に応える検察権行使を支える組織運営の在り方について

をテーマとして、順次、各庁から発言があり、協議がなされた。

以下に、法務大臣訓示、次長検事指示を掲載する。

4 岩城法務大臣訓示

私は、先般、法務大臣に就任し、法務行政の責任者としての重責を担うこととなりました。

法務大臣として、厳正公平、不偏不党を旨とする検察の伝統を尊重し、検察が今後ともその使命を十分に果たすことができるよう尽力したいと考えております。

さて、先の第189回通常国会において、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を提出し、現在、継続審査とされています。

本法律案は、捜査・公判が取調べ及び供述調書に過度に依存していると指摘される状況を改め、刑事司法をより適正で機能的なものとするため、「証拠収集手段の適正化・多様化」及び「公判審理の充実化」を図るものであり、検察改革を更に推し進めるという意義を有しています。

いうまでもなく、検察改革は、大阪地検特捜部における一連の事態等を真摯に反省し、それによって損なわれた国民からの信頼を取り戻すために始まったものです。

今後とも、検察の職員一人一人が、検察改革の趣旨を踏まえた適正な職務の遂行ができて
いるかを常に自らに問いかけ続けることが重要です。

皆様におかれては、検察の組織全体がそのような気風を保ち続けることができるよう、部
下職員に対し、たゆまぬ指導を続けていただきたいと思います。

また、近年の犯罪情勢を見ますと、少年が被害者となる事案を始めとする凶悪重大事案や
特殊詐欺事案など、国民の安全・安心を脅かす犯罪は依然として後を絶ちません。

検察に対する国民の負託に応えていくため、決裁官として、部下職員に対し、適切な検察
権行使が行われるよう、一層の御指導をお願いいたします。

犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るための各種制度につきましても、犯罪被害者や御
家族・御遺族の方々に寄り添い、より一層適切に運用していくことが求められていますし、
罪を犯した人の再犯防止に関しても、各庁での取組を更に充実させていただきたいと思いま
す。

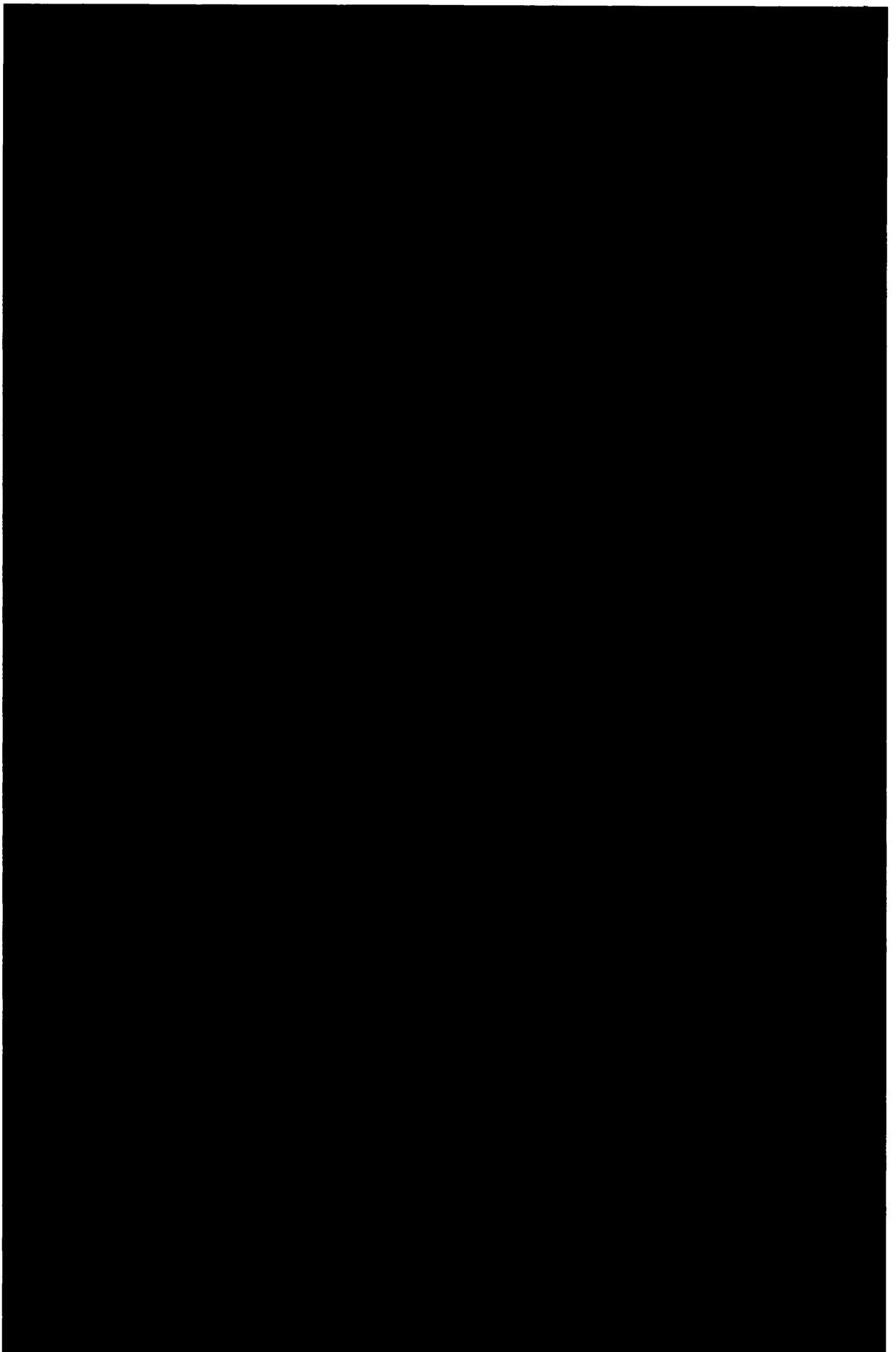
そして、適切に検察権を行使していくためには、職員が互いに闊達な議論を交わし、それ
ぞれが持てる力を建設的に発揮し得る風通しの良い職場環境を構築することが重要です。

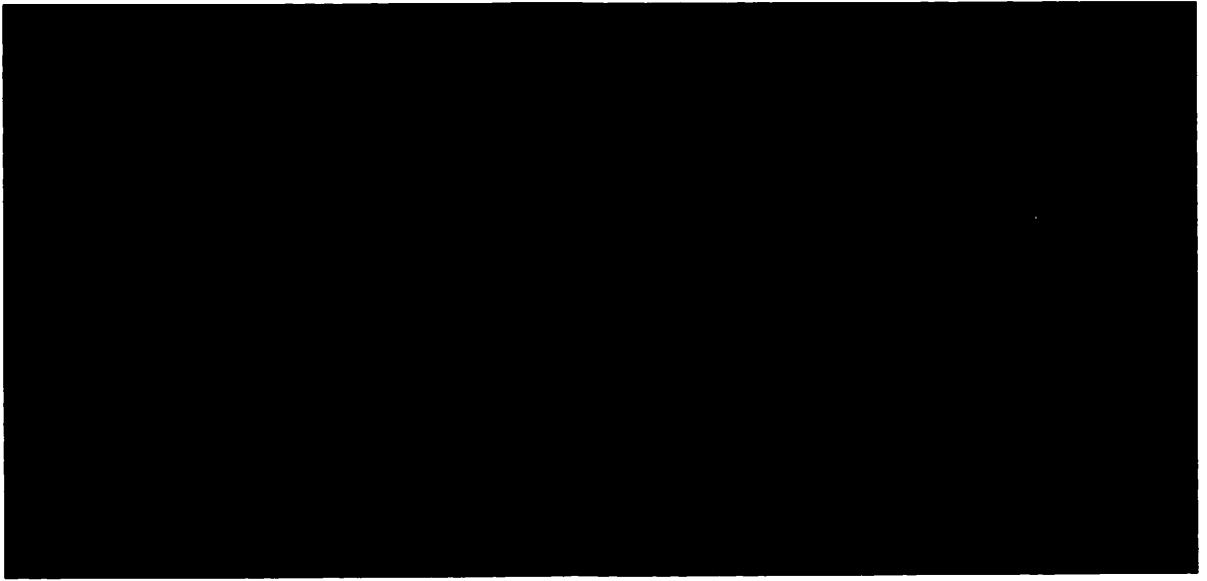
そのような組織作りにも、引き続き御尽力願います。

以上をもって、私の訓示といたします。

5 伊丹次長検事指示







雑 報

- 1 国会の動き.....109
- 2 刑事局の動き.....111

国会の動き

主な質疑

番号	質疑内容	答弁内容
1	12月4日、衆議院法務委員会において、再審無罪判決確定後、捜査のどこに間違いがあったのか、なぜそういった不当な捜査に走ってしまったのかという事後検証はどのようになされているのか、と問われた。	どのような問題があったのか、原因等については個々の事件ごとに原因、背景等が異なることから、まずは個々の事件ごとに、具体的には当該事件を扱った検察において分析、検討がなされている。一方で分析、検討の結果について検察全体で共有化し、これを今後の他の事件にも生かしていくことが非常に必要である。検察当局においては、無罪判決あるいは再審無罪判決等があった場合、当該事件における捜査、公判活動の問題点等について検討した上で、教訓とするもの、反省すべき点等について、検察庁内で勉強会を開催したり、各種会同において事例として報告する、また、そういった資料を各検察官がアクセスできるように整えておくことなどを通じて以後の捜査、公判の教訓としているものと承知している旨答弁した。
2	12月4日、衆議院法務委員会において、冤罪により長期の勾留を受けた被害者を生み出してきた日本の刑事司法の問題点に関する法務大臣の認識を問われた。	犯人でない人を処罰することはあってはならないと考えている。具体的事件において無罪判決が言い渡される理由はさまざまであり、一般論として犯人でない人を処罰するような事態を生ずる原因はどのようなものかを申し上げることが困難である。他方、過去の無罪事件の検証においては、一つには客観的証拠の吟味が不十分であったこと、二つ目にDNA型鑑定に対する理解が不十分であったため、鑑定結果を過大に評価してしまったこと、三つ目に、自白の信用性に対する吟味、検討が不十分だったことなどの指摘がなされているものと承知している。いずれにしても、検察当局において、例えば徹底した客観証拠の収集、分析に努める、消極証拠を十分に検討するなど、基本に忠実な捜査、公判の適正な遂行に努めることが必要であると考えている旨答弁した。

3	12月4日、衆議院法務委員会において、司法面接を含む子供の犯罪被害者のための他機関連携について、警察庁、厚労省、最高検察庁からそれぞれ10月28日に大事な通知が三通出されたが、その理由や背景を問われた。	これまでも検察当局においては、児童の事情聴取に当たり、事案の性質に応じて警察と連携するなど、児童の負担軽減等に努めてきたところである。ただ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保、こういった観点から、警察及び児童相談所との更なる連携強化が必要であり、より一層の工夫、改善を加えつつ、児童への配慮を行っていく必要があることから、今般の通知を発出するに至ったものである旨答弁した。
4	12月4日、衆議院法務委員会において、死刑制度についての大臣の所見を問われた。	死刑制度の存廃については、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべきであり、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等に鑑みると、死刑を廃止することは適当でない旨答弁した。
5	12月4日、衆議院法務委員会において、子供の面接を誰がやるのがとても重要である。この制度がスタートするに当たり、「三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組の実施も含め、」検討するとあるが、三機関のうち誰がやるということも当然あるが、三機関以外の中立の第三者がやり得る余地もあるのか、と問われた。	個別の事件でどのような聴取をするのかということはこの三機関で協議、連携しようということであり、その過程の中でどういう形で誰に協力をいただくかは、協議の中の検討事項となってくるものと考えている旨答弁した。

刑事 の動き

○平成27年11月10日から12月9日までの当局関係の会議中、主なものは次のとおりです。

会 同 ・ 会 議 関 係

会同・会議名	開催日	場所・	出席者
新たな児童虐待防止システム構築検討WG (第4回)	11. 12	中央合同庁舎5号 館 厚生労働省	弘田刑事局付
三月会	11. 16	法務省第一会議室	上富官房審議官、加藤刑事法 制管理官、松下刑事課長、白 井刑事局参事官、上原刑事局 参事官、水越刑事局付、土倉 刑事局付
第37回密輸出入取締対策会議	11. 17	財務省	飯島公安課長、織田刑事局付 ほか
公判担当検事会同	11. 26	法務省大会議室	飯島公安課長、加藤刑事局参 事官、濱田刑事局付、織田刑 事局付、坪井刑事局付ほか
児童ポルノ排除対策推進協議会総会及び公開 シンポジウム	11. 27	都市センターホテ ル	加藤刑事局参事官、竹田外事 風紀係長
法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第2回 会議	11. 27	法務省大会議室	林刑事局長、上富官房審議 官、松下刑事課長、加藤刑事 法制管理官、中村刑事法制企 画官
若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強 会（第2回）	11. 27	東京地検会議室	林刑事局長、上富官房審議 官、松下刑事課長、加藤刑事 法制管理官、白井刑事局参事 官
サイバー犯罪条約委員会(クラウド証拠作業 部会及び第14回会合)	11. 30 ～12. 2	ストラスブール (フランス)	山内国際課長、杉原刑事局付
ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関 する関係省庁連絡会	12. 2	内閣府別館	織田刑事局付
平成27年度検務実務家会同	12. 2	法務省大会議室	林刑事局長、辻官房付、上富 官房審議官、森本総務課長ほ か

平成27年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第2回）	12.3 ～4	金沢市文化ホール	松下刑事課長，三黒刑事局付 ほか
公明党 内閣部会・男女共同参画推進本部 合同会議	12.9	衆議院第二議員会 館	作道刑事局付，小川刑事局 付，坪井刑事局付，弘田刑事 局付
発達障害の支援を考える議員連盟役員会	12.9	衆議院第二議員会 館	上原刑事局参事官，水越刑事 局付

○平成27年11月10日から12月9日までの刑事局各課の動きは次のとおりです。

総 務 課

11月16日～同月20日の間に，ネットワークフォレンジック研修を実施し，検察官25名が参加しました。

11月17日に，被害者支援担当者中央研修を実施し，被害者支援を担当する検察事務官27名及び被害者支援員52名が参加しました。本研修の詳細については，第707号（平成28年2月）に掲載予定です。

12月2日～同月4日の間に，デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）大阪会場を実施し，検察事務官16名が参加しました。

国 際 課

11月30日から12月2日にかけて，フランスのストラスブールにおいて，サイバー犯罪条約委員会（クラウド証拠作業部会及び第14回会合）が開催され，当省のほか外務省及び警察庁の担当者が出席し，当局からは山内国際課長及び杉原刑事局付が出席しました。

クラウド証拠作業部会では，海外司法機関からの協力要請に関する通信事業者からのヒアリングが行われ，第14回会合では，制裁及び措置に関する条約実施状況評価等について議論が行われました。

公 安 課

11月26日，法務省大会議室において，公判担当検事会同が開催され，協議事項に関して充実した協議が行われました。同会同の概要等については，今後，検察月報にて報告いたしますので御参照ください。

刑 事 法 制 管 理 官 室

11月27日に開催された法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第2回会合では，要綱（骨子）第一，第二，第五及び第六について審議が行われました。

同日に開催された若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会（第2回）では，國學院大學名誉教授横山寅氏，更生保護施設敬和園補導主任石上美知代氏，警視庁生活安全部森修一氏及び山本佳彦氏並びに日本大学教授角田正紀氏からのヒアリングが行われました。

刑 事 司 法 制 度 改 革 本 部

11月25日付け人事異動により，玉本将之刑事局付が転出しました。

検 察 月 報

第706号 (平成28年1月)

平成28年1月発行

発行編集人 法務省刑事局総務課長 森 本 宏

発 行 所 法務省刑事局

千代田区霞が関1-1-1

電話03 (3580) 4111

【非 売 品】